

○司 会：皆様こんにちは。本日は、お忙しい中、また天候の悪い中ご来場いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、石木ダム建設事業に関し川原・木場地区地権者の皆様との意見交換を開催させていただきます。

なお、本日の意見交換はダム検証における第2回検討の場におきまして、■■■■川棚町長さんから住民説明会とは別に地元の意見を聞く機会を設けてほしいとの申し出がありまして、実現したものでございます。それから、専門的なことはわからないので、有識者を入れてほしいと、川原地区の地権者の皆様方からのご要望によりまして、有識者の皆様にもお越しいただいております。あくまでも川原・木場地区の皆さんのご意見をお聞きするというのが趣旨でございますので、よろしく願いいたします。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。

県から配付しております資料としまして、現在行っておりますパブリックコメントにおいて使用しております「石木ダム建設事業の検証について（案）概要版」と、地権者の皆様からお寄せいただいた疑問点、提案についてとりまとめております「石木ダム検討資料」のおのおの1冊をお配りしております。

引き続き、会場の皆様方に傍聴にあたってのお願いを申し上げます。

傍聴される皆様には、受け付けの際、「傍聴にあたってのお願い」をお渡ししていると思います。また、会場にも掲示いたしております。これに従って傍聴されることをお願いいたします。なお、極端にお守りいただけない方がもしいらっしゃいましたら、その場合はご退場願うこともありますので、よろしく願いいたします。

まず、説明者から「石木ダム建設事業の検証について（案）概要版」について説明をさせていただきますまして、その後に意見交換の時間を予定しております。

また、本日は休日にもかかわりませず、JA川棚支店に無理なお願いをいたしましてこの会場をご配慮いただいておりますので、意見交換の終了時刻は概ね5時ごろを予定しておりますので、議事の円滑な進行にぜひともご協力をお願いいたします。

なお、本日の意見交換は、内容を間違いなく記録するため、カメラ撮影とテープレコーダーによる録音及び速記をさせていただきますので、その旨ご了承いただきたいと思っております。

それでは、まず、■■■■長崎県土木部長がご挨拶申し上げます。

○長崎県：長崎県土木部長の■■■■でございます。

本日は、休日にもかかわらず、また雨の中ご出席をいただき、ありがとうございます。

本日は、川原地区、そして木場地区の地権者の皆様と時間の許す限り意見交換を行いたいと考えております。どうぞ、よろしく願いいたします。

いただいたご意見につきましては、議事録を作成し、関係住民の意見聴取の結果として取り扱わせていただきます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○司 会：本来でしたら、ここで出席者の紹介をすべきところですが、時間の制約もございますので、それぞれ説明及び意見交換の中で発言のときに名前を申し上げることといたしますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、今から石木ダム事業の概要の説明を始めさせていただきます。

それでは、事務局、よろしく願いします。

○長崎県：河川課の■■■■と申します。

まず、お手元に配付いたしております、ダム事業の検証について、パワーポイントと資料に基づきまして簡単にご説明させていただきます。

それでは、「石木ダム建設事業の検証について（案）検討の進め方」についてご説明させていただきます。

まず、1 ページをご覧ください。

国より昨年 9 月 28 日付けで、再評価実施要領細目に基づき検証を行うよう要請がっております。国土交通大臣から要請されている個別ダムの検証に係る検討の流れについては、1 ページに表示しておりますが、図中の黄色で塗りつぶされた範囲が検討主体である長崎県が、検証に係る検討を行う範囲でございます。対応方針等の決定を行う流れとなっております。

検討の流れを具体的にご説明いたしますと、まず、中ほどの目的別の検討の詳細として洪水調節の例ということでご説明いたしますと、まず、「(1) 治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」ということになっております。したがって、河川流域を中心とした幅広い視野で対策案を立案し、そのうち 2～5 案程度抽出して、その抽出した案に基づきまして、建設コストや環境、社会的影響等のさまざまな評価を行うということになっておりまして、この中でもコストを最も重視すべきものとされております。

このコストにつきましては、下の方に「対策案を評価軸ごとに評価」というところに書

いておりますけれども、コストの評価にあたりましては、実施中の事業につきましては残事業を基本とするということになっております。

次に、同じ1ページの右側に示しております「検証の進め方のポイント」についてご説明いたします。

①「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し検討を進めるとともに、②として、その検討課題におきましてはパブリックコメントを行い、その後、学識経験者等の意見をお聞きし、対応方針案を策定する。その後、第三者機関である事業評価監視委員会の審議を経て、県としての対応方針を策定し国へ報告するという流れになっております。

次に、2ページをご覧ください。

石木ダム検証の進め方について、ご説明いたします。

先ほどご説明いたしました国の再評価実施要領に基づきまして、このフローに示しておりますように、昨年12月11日に関係地方公共団体からなる検討の場を設けております。去る1月28日には第2回の会議を開催したところでございます。

現在、2月18日から実施しておりますパブリックコメント等の結果に基づきまして、今後、検討の場において対応方針（案）についての検討をお願いしたいと考えております。

その後、県の対応方針（案）につきまして、第三者機関である長崎県公共事業評価監視委員会の審議を経て対応方針を決定し、国へ報告する予定となっております。

それでは、次のページから「石木ダム建設事業の検証について（案）概要版」について、ご説明させていただきます。

なお、この資料につきましては、先ほど申し上げましたパブリックコメントにおきまして概要版として公表している資料と同一の資料でございます。

それでは、2ページに基づきまして、まず、川棚川流域の概要でございますが、川棚川は、流路延長が21.8kmと県内第3位の河川でございます。また、流域面積は81.4km²と県内第2位の河川となっております。

次に、右側に示しております流域の土地利用と人口でございますが、流域の73%が山地となっており、水田14%、宅地は11%となっておりまして、流域内人口は約2万人となっております。

次に、3ページの川棚川の現状と課題でございます。

川棚川の洪水の特徴ですが、県内の他の河川と同様急勾配でございまして、急激な水位上昇が起りやすい急流河川となっております。

右側が平成2年洪水時の水位上昇の例でございます。現状の治水安全度、右下の堤防の整備状況の写真を添付いたしておりますが、昭和33年から中小河川改修計画によりまして、堤防護岸は既にほぼ完成いたしております。近年の降雨状況や過去の被害実態及び氾濫区域内の資産等を守るためには、いまだ十分な治水対策が図られているとは言えない状況でございます。したがって、石木川合流点下流は特に資産が集中しておりまして、十分な治水安全度は確保されておられません。

次に、右上の水利用の現状ですが、川棚川の河川水は、広く農業用水として耕地に利用されているほか、水道用水としては川棚町で日量7,500 m³、波佐見町で日量1,500 m³、佐世保市で日量1万5,000 m³利用されております。

過去の渇水被害としましては、水道用水として利用しております佐世保市におきましては、264日間もの給水制限が実施された平成6年をはじめとして、ほぼ2年に1回程度の頻度で給水制限や地域住民への節水の呼びかけ等が行われている状況でございます。

また、川棚町におきましても、昭和59年度には渇水調整を行っており、平成6年度には給水制限が予定されておりましたけれども、幸いにも前日の雨で制限給水が中止となっている状況でございます。

次に、4ページの左の河川整備方針及び河川整備計画の概要でございますが、川棚川水系河川整備計画を平成19年3月に策定いたしております。

計画では、資産の集中する石木川合流点下流は、概ね100年に1回発生すると予測される雨量に対して、その雨量が降った場合の流量を安全に流下させるものとして計画いたしております。

下の図は河川に流れる流量を模式的にあらわしたものですが、治水基準点山道橋におきまして毎秒1,400 m³の基本高水流量に対しまして、河川の整備により毎秒1,130 m³を河川で受け持ち安全に流すことができます。その差、不足する270 m³/sにつきましては、上流の既設野々川ダムと加えまして、支川石木川に石木ダムを建設して洪水調節をする計画としております。なお、石木川合流点下流も含め、本川の河川整備は概ね整備済みの状況でございます。

次に、水需給計画でございますが、現在の人口減少の傾向を踏まえ、平成29年度には佐世保市の給水人口は23万3,694人と推定しております。今後、下水道の普及及び核家族化の進行によりまして、生活用水の増加、営業用水の増加等によりまして、1日最大給水量は日量11万7,300 m³になると予測しております。現在でも不足している水量に加え

まして、将来の水需要に対応するためにも、石木ダムより日量4万 m^3 の新規水源の開発を行う必要がございます。

なお、佐世保市における水需給計画につきましては、平成20年2月に佐世保市水道施設整備事業再評価委員会におきまして再評価が実施されております。

次に、検討主体の長崎県は、利水参画者であります佐世保市に対しまして、再評価実施要領細目に基づき、ダム事業参画の意思及び新規利水の必要開発量について回答をお願いしております。その回答につきましては、記載の通りでございます。

次に、5ページの検証対象ダムの概要についてでございます。

形式は重力式コンクリートダムで、ダムの長さが234m、高さが55.4mの計画となっております。

次に、貯留量及び取水量についてご説明いたします。

ダムの容量と申しますのは、目的に応じて分かれておりまして、治水容量195万 m^3 につきましては、普通は空にしておきまして、洪水調節に利用される容量でございます。山道橋地点で基本高水流量毎秒1,400 m^3 を既設野々川ダムと石木ダムで毎秒1,130 m^3 に調節するための容量として活用するものでございます。

次に、新規利水容量249万 m^3 は、佐世保市の水不足解消のために利用される容量でございます。佐世保市における1日4万 m^3 の水道用水を確保するための容量でございます。

不特定容量74万 m^3 につきましては、流水の正常な機能の維持のために必要な容量としまして、現在使用しております水道用水2万2,500 m^3 、佐世保市1万5,000 m^3 、川棚町7,500 m^3 の水道用水と農業用水の安定化、さらには河川環境の維持のための流量を確保するための容量でございます。

また、その他容量としまして、ダムの容量には、ダムに堆砂する土砂である堆砂容量30万 m^3 を見込んだ計画としております。

次に、6ページから今回のダム検証における代替案の検討についてご説明いたします。

6ページでは、概略評価による治水対策案の抽出としまして、治水対策案につきましては、この表に示しておりますように、国の再評価実施要領細目で示されております河川を中心とした整備メニュー12案と、流域対策としてのメニュー14案の合計26案について概略評価を行っております。このうち制度上、技術上の観点から極めて実現性が低い、もしくはこの流域において治水上の効果が極めて小さいと考える案、これらを除きまして右に水色で着色しておりますけれども、現行計画のダム案、川沿いの平地に洪水を一時的に貯

留する遊水地としまして、石木川合流点上流の水田地帯を遊水地化する遊水地その1案と、石木川沿いの採石場跡地を遊水地化するという遊水地その2案。また、洪水を放水路で分派させる放水路案、河道掘削における河川の断面を大きくする河道掘削案、堤防を移動して川幅を広げることにより河川の断面を大きくする引堤案、既存堤防を嵩上げすることにより河川の断面を大きくする堤防嵩上げ案、この7案につきまして詳細評価を行っております。

次に、7ページにつきましては、今申しあげました現行計画のダム案を含め詳細評価を行った7案のコスト面での比較をお示ししております。

コストにつきましては、先ほどご説明しましたように、事業実施中の事業につきましては残事業費を計上することとなっております、また維持管理費としましては、完成後50年間の維持管理費と施設更新費を計上することとなっております。

さらに、ダム中止に伴って発生する費用といたしましては、これまで事業に対する利水者の負担費用等約59億円を計上いたしております。概算費用としましては、7案の中で採石場跡地を遊水地化する遊水地案その2が約422億円と最も高く、現行のダム案が残事業費を基本といたしまして約79億円となり、最も安い結果となっております。

8ページから10ページの評価軸と目的別の評価についてご説明いたします。

現行計画のダム案を含む7案につきまして、国の再評価実施要領で示されている評価軸である安全度、コスト、実現性、持続性、柔軟性、地域社会への影響及び環境への影響について評価を行っております。

評価軸ごとの評価案について、簡単にご説明いたします。

8ページでございます。

まず、安全度につきましては、抽出いたしました7案とも河川整備計画の目標安全度である計画規模100年に1度の安全度を確保することができます。

また、目標を上回る洪水等が発生した場合には、当然のことながら計画洪水位を超えることとなりますけれども、堤防嵩上げ案につきましては、他の案よりも計画洪水位を高く設定するために、破堤した場合の被害が大きくなるおそれがあります。

次に、コストですが、これにつきましては7ページでご説明した内容となっております。

次に、下の実現性でございますが、遊水地その2の採石場跡地の利用は、既にお買収済みの用地でございます、これ以外の6案につきましては土地所有者の協力とご理解が必要になります。

次に、9 ページの持続性でございますけれども、7 案とも定期的な維持管理を行うことで持続的に効果を発揮いたしますが、そのうち河道掘削案につきましては、再び堆積することによりまして効果が低減するという事に留意する必要があります。

次に、柔軟性といたしましては、将来の不確実性に対してどのように対応できるかにつきまして、どの案も柔軟に対応することは容易ではないということで考えております。

次に、地域社会への影響でございますが、ダム案、引堤案及び堤防嵩上げ案は、土地の買収、家屋の移転等に伴う個人の生活や地域の経済活動への影響が懸念されます。

また、石木川合流点上流の水田地を遊水地化する遊水地その1案は、優良農地が減少することで産業基盤や農業従事者の今後の生活設計への影響が懸念されます。

さらに、放水路案及び河道掘削案については、漁業への影響が懸念されます。

次に、10 ページの環境への影響でございますが、この中で放水路案につきましては、従来、洪水時に濁水が流出していなかった場所、そこに洪水を導くために放流先水域での濁水による影響が懸念されます。

また、河道掘削案につきましては、河道掘削により河床を主な生息場所とするハクセンシオマネキ等の生育環境への影響が懸念されます。

次は、11 ページの利水対策案についてご説明いたします。

この表に示しておりますとおり、国の再評価実施要領細目では、14 案の代替案を基本として検討するようになっておりますけれども、地元から提案がっております岩屋川ダム案及び地下トンネルダム案を合わせた16案について概略評価を行っております。

このうち、水色で着色しておりますけれども、現行ダム案、岩屋川ダム案、河道外貯留施設として治水対策と同様に、石木川合流点上流の水田地帯を貯水池化する貯水池その1案、採石場跡地を貯水池化する貯水池その2案。さらに、河道外に河川の流水を導水しまして貯留する地下トンネルダム案、及び海水淡水化案の6案について詳細評価を行っております。

12 ページは、新規利水の詳細評価を行った6案について、コスト面での比較をお示ししております。

コストにつきましては、治水案と同様に、事業費は実施中の事業につきましては残事業費を基本として計上しております。

なお、コストにつきましては、これは浄水場を含めた浄化施設の水道施設費用も含んだ中での比較検討といたしております。

また、維持管理費としましては、治水案と同様に、今後50年間の維持管理費と施設更新費を計上いたしております。

さらには、先ほど7ページでご説明いたしました、ダム中止に伴って発生する費用として約59億円を計上いたしております。

概算費用としましては、6案の中で50年間の維持管理費も含め、海水淡水化施設が約1,631億円で最も高く、ダム案が529億円となっております。

13ページから14ページの、新規利水の評価軸と目的別の評価についてご説明いたします。

現行計画のダム案を含む6案につきましては、国の再評価実施要領で示されております評価軸である目標、コスト、実現性、持続性、地域社会への影響及び環境への影響について評価を行っております。

評価軸ごとの評価についてご説明いたしますと、まず13ページの目標でございますが、6案とも施設完成時点において利水安全度が確保されます。

なお、海水淡水化案の水質につきましては、これにつきましては浄水が確保されるという計画になっております。

次に、コストでございますけれども、先ほど12ページで説明した内容となっております。

次に、実現性でございますが、買収済みである採石場跡地を貯水池化する貯水池案その2以外の案につきましては、これも土地所有者の協力とご理解が必要となります。

また、ダム案は平成28年度完成を目標としておりますが、その他の案につきましては今後、関係者等との事業調整、手続が必要となりますので、事業期間の見直しにつきましては不明といたしております。

次に、持続性につきましては、すべての案で定期的な監視、施設の老朽化対策を行うことで持続的に効果を発揮いたします。

次に、14ページの地域社会への影響でございますけれども、石木川合流点上流の水田地帯を貯水池化する貯水池案その1案につきましては、先ほど治水対策でもご説明いたしましたように、予定地が優良農地であり、産業基盤や農業従事者の今後の生活設計への影響が懸念されます。

また、海水淡水化案は、建設地が受益地と同じであり、地域間の利害の不均衡は生じませんが、残りの5案につきましては、おのおの建設地域の負担が大きくなります。

15 ページですが、概略評価における流水の正常な機能の維持の利水対策案でございますが、利水対策につきましては、この表に示しておりますように国の再評価実施要領細目で示されております14案と、利水と同様に岩屋川ダム案、地下トンネルダム案を合わせた16案について概略評価を行っております。

その結果、現行ダム案、岩屋川ダム案、河道外貯留施設として石木川合流点上流の水田地帯を貯水池化する貯水池案その1と、採石場跡地を利用する貯水池案その2の4案について詳細評価を行っております。

16 ページでは、流水の正常な機能の維持の詳細評価の4案について、コスト面での比較をお示ししております。貯水池案その1が約143億円のコストとなり、現行ダム案では約28億円のコストとなっております。

17 ページから18 ページの流水の正常な機能の維持の評価軸と目的別の評価についてでございますけれども、これにつきましては、先ほどご説明しました新規利水と同様な評価となっておりますので、本日は省略させていただきます。

以上で、石木ダムの検証についてのご説明を終わります。

なお、別途配付いたしております石木ダム検討資料につきましては、これまでお寄せいただいた問題点提案に対しまして、お答えできるように取りまとめた資料でございますので、よろしくお願いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○司 会：これから意見交換の時間に移らせていただきます。

申し遅れましたが、私は本日の進行役を務めさせていただきます、石木ダム建設事務所の■■■と申します。よろしくお願いたします。

意見交換にあたりまして、あらかじめお願いを申し上げます。

何度も申し上げ恐縮ですが、本日は川原・木場地区の皆様との意見交換の場でございますので、川原・木場地区の皆様のご意見を優先してお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

ご意見のある方は手を挙げていただきますよう、お願いたします。私が指名させていただきますので、2列目以降の方には係員がマイクをお持ちいたしますので、その場で名前をおっしゃってからご発言をお願いいたします。発言が終わられましたら、マイクは係りのものにお返しく下さい。なお、傍聴席の方につきましては、発言できませんのであらかじめご了承願います。

それでは、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

○川原・木場地区地権者等：反対同盟の■■■■です。

今日の討論会につきまして、我々が今まで県の方に何回も申し入れをしておりましたけども、今まで無視状態でした。今日、検証・検討の場として、一環としてこういった討論会ができることを私たちは喜んでおります。

それと、今日の討論会の議事等について、今後行われる事業評価委員会、あるいは県の国に提出資料の中に今日の議事録と私たちが提出しました資料を添付して一緒に出していただくという約束も受けておりますので、どうかよろしくをお願いします。

それでは、私たち、石木ダム建設に対して、絶対反対の立場から言わせていただきます。

私たちは石木ダム建設の計画が持ち上がったときより、地域住民とも一緒になってダム建設に反対してまいりました。しかし、1972年長崎県が地質調査を行うにあたって、地質調査はあくまで石木川河川開発の調査であって、ダム建設にはつながらない。地元の人が1人でも反対するなら、ダム建設はしない。ダムはつくらない。調査だけさせていただけないでしょうかという説明がありました。そのとき町長が列席されていまして、私たちの前で土下座をされて、とにかくダム調査だけはさせてくれというようなお願いをされました。町長が言うことであれば、私たちもそこを信用して、そのときに覚書を取り交わしました。その内容として、地元の同意が得られなければ、独断専行しない。強制執行等の行為に出た場合は、総力を挙げて阻止行動をとるという町長と県の立ち会いのもとに覚書を交わしまして、長崎県の言うこと、川棚町の言うことを信用して、予備調査だけということでご同意しました。

しかし、74年、地質調査が完了するやいなや、国の石木ダム建設予算がつかまりました。地元には何の説明もなく一方的に発表が行われました。私たちは「なんや、そりゃ。冗談じゃなかばい」と、改めて会合を開き、石木ダム建設に絶対反対するということで、石木ダム建設絶対反対同盟を結成しました。県庁にも行き知事に抗議したところ、当時の知事であった■■■■知事は、「1人でも反対する者がいれば、ダムはつukれない。つukらない。」と約束されましたが、その舌の根も乾かぬうちに、反対同盟役員への飲ませ食わせや、いつまでも反対していると、土地収用法で家屋敷を取り上げられますよといったようなことを言って、県職員が個別訪問を行いました。そのことによって、祖先より培われてきた地域の融和が破壊され、現在でも親族等の亀裂も生じております。昔みたいな和気あいあいとした本当の意味での地域の分裂が行われてきた状態です。本当に悲劇と言うしかありま

せん。

また、1982年、長崎県は私たち地権者が話し合いに応じてくれない、もうこれ以上待てない。タイムリミットだとして、地元住民の強い反対を押し切って、5月21日から延べ7日間にわたり400名余りの機動隊員を動員して、土地収用法第11条によって強制測量を行いました。この行為は、長崎県が残した最大の汚点の一つと言えるのではないのでしょうか。地元住民の強い反対によって、また県民の強い反発に遭い、その後予定されていた二次測量は中止されたままです。当時のことを考えると、私たちは今でも目に焼き付いて忘れることができません。

2009年11月に、長崎県は反対地権者と話し合いを行うためとうそぶき、私たちの家屋敷を強制収用するために事業認定の申請を行いました。県が言うように、事業認定が認可されたなら、話し合いの場が持てるのでしょうか。これは、泥棒が刃物をちらつかせ、金を出せと脅している行為と同じではないのでしょうか。こういった行為を何と言うのでしょうか。強盗と言うのではないのでしょうか。

県のやろうとしていることはこれと全く同じことで、強制収用をちらつかせ、早く賛成して出ていけ。出ていかなければ、家屋敷を取り上げるぞと言っていることと同じことです。話し合いとは名ばかり。欺瞞に富んだ方便でしかありません。

また長崎県は、私たちが話し合いに全く応じないと言っているが、県は石木ダム建設についてのお願いということで、私たちに話し合いを何回も持とうとしました。しかし、私たち石木ダム建設に絶対反対の立場からこのような話し合いに応じることは絶対できません。私たちは県に対して、ダム建設の必要性、ダムに代わる方法がないかなどについて、公開の場で話し合いをやりましょうと再三にわたり要請しましたが、長崎県は話し合いに応じようとしませんでした。

また、昨年3月には、付替道路の工事を強行しようと県はしましたが、私たちの強い反対、座り込みに遭い、現在は中断しております。長崎県はダム建設と付替道路の工事は別ですから、付替道路の工事だけはさせてくださいと言っておりますが、ダム建設のために付替道路の工事ではないのでしょうか。石木ダムが要らなくなったら、付替道路も不必要となってしまいます。私たちはダム建設には絶対反対であり、そのためにも付替道路には絶対反対を貫きます。県が考えている付替道路は、ダム建設の一環であることには間違いありません。ダムができないときのことを考え、税金の無駄遣いになる付替道路工事はやめたい。幸いに国から、ダムによらない治水・利水の見直しの再検証を県に求め

られましたが、私たち地元住民と学識経験者を再検証の場に参加させるよう、再三申し入れてきました。長崎県は、これを全く無視し、長崎県と佐世保市長、川棚町長、波佐見町長の四者のみの検討の場とし、従来より継続されていた内容を説明するだけの検証・検討の場で終わっています。

この検証の場で説明された計画自体、平成19年に再評価委員会に提出されたものと全く同じもので、国が求めている改めて治水・利水の見直しの再検証をするよう言われていることとは全く別のことだと思います。県は改めての検証はしないと言っております。しかし、本当にダムが必要か、ほかに方法がないかと、代替案についても求められています。もう一度検証を改めて行う必要があるのじゃないでしょうか。

当初、石木ダム建設計画が持ち上がった当時、石木ダム建設は針尾工業団地の配水と佐世保市の人口増加に伴う水源確保ですと、私たちに県は説明をしております。そのとき、治水は国の補助を多くもらうための付け足しです。これほどこのダムでもやっていることだと説明されておりました。

しかし、1975年、佐世保市は水需要予測を1日最大9,310 m³ですと報告しております。それが10年後には、16万1,400 m³も必要になります。そのために佐世保市はどうしても水が必要ですので、石木ダムをつくらせてほしいと説明されております。しかし、現在では、人口の減少などにより1日最大11万7,000 m³が必要と佐世保市は言っております。

増加するはずの水需要予測が、35年間で5万m³余り減少しております。これならば石木ダムをつくる必要は全くなくなったと言っていいのじゃないですか。また、佐世保市は、独自の水源確保に最大限努力してまいりましたと言っていますが、その内容として下の原ダムの嵩上げにより1日3,000 m³の水の確保、川棚川から5,000 m³の増水によって水の確保。また、そのほかにもあるようですが、改めて公表されておりませんので、これをもとに35年前に11万1,000 m³あった取水量が、今では10万5,500 m³になっている。これはなぜでしょうか。

私は学問はありませんが、このくらいの計算はできます。11万1,000 m³+3,000 m³+5,000 m³=11万9,000 m³になります。この2カ所の増量した分を現在の最大取水量と比較しますと、1万3,500 m³も減少しております。

佐世保市は独自に水資源の確保の努力してまいりましたと言いながら、この35年間、何の努力をされたのでしょうか。取水量を増やすための努力ではなく、石木ダムをつくるため取水量を減らす努力をされたのではないのでしょうか。

代替案についてですけど、長崎県はさきの検証・検討の場において、ダムによらない代替案を提案されました。しかし、いずれもダム建設より高くつくため、ダム建設が最善であると説明されています。それは私たちがそこに生活していることを考慮した上のことでしょうか。私たちが犠牲にしてもダム建設が安くつくというのでしょうか。県の考え方は私たちが物としか思っていないのではないですか。

石木川は、夏にはホテルが飛び交い、大勢の人たちが遊泳を楽しむところです。長崎県でも数少ない自然豊かなところでもあります。ダム建設が安くつくからといって、自然環境を破壊してもダムの底に沈めることが最善のことでしょうか。自然環境は、破壊してしまったら二度と再生できません。どちらが安くつくか、常識ある人は判断ができると思います。

代替案が高くつくと言っていますが、代替案が安くなる努力はされているのでしょうか。石木ダムの建設を前提として代替案を高く見積もっているのではないのでしょうか。長崎県は100年に1度の大雨、時間雨量にして110mmを想定して治水計画を立てておられます。石木ダム建設の必要性を100年に1度の大雨に対応するためにぜひ必要だということをおられますが、大阪府では橋本知事が槇尾ダムについて、100年に1度の大雨、時間雨量にして80mmに対応する高い治水目標では実現性が薄いとして、見直しを決定。30年に1度の大雨。時間雨量にして65mmに対応できる水準に変え、河川の拡幅や掘削で対応する代替案に変更し、ダム建設を中止しておられます。

このダムは、2010年3月時点で、用地の95%の買収が済み、付替道路の45%が完成、2009年には本体工事に着手されているところです。川棚川でも100年に1度降るか降らないかわからない大雨でなく、50年に1度の大雨に対応できる設計でもないのでしょうか。現在、川棚川の河川整備は、河川流下能力が山道橋地点で毎秒1,130m³と計算されております。これは50年に1度降るといわれる大雨を想定してあるそうで、ちなみに、平成2年の大雨は山道橋地点で最大毎秒830m³であったと言われております。これだと川棚川の流下能力はあと300m³も余裕があることになっております。すると、50年に1度降る大雨でも十分に対応できるのではないのでしょうか。利水の代替案について、石木ダム建設を前提に、1日4万m³が必要と言われているにすぎません。最大給水量の見直しと漏水対策をしっかりとやれば、十分に足りるはずで、もし必要があれば、1日1万m³ほどの取水施設をつくり、これに対応すれば、石木ダムをつくるよりもはるかに安くできるはずで、また、早くできます。

多くの佐世保市民は私たちが犠牲にしてまで石木ダムは必要ないと言っておられます。また、思っておられる方も多いはずですが、しかし、一部の佐世保市民の方には本当に本当のことを知らず、平成7年のような大渇水の際は苦勞したと。何年かに1度の給水制限が行われることにとっても困っていると。私たちが犠牲にしてでも早くダムをつくってほしいと言われる人もおられます。特に、佐世保市長は正月の元旦早々、ダムをつくらせてくれと家庭訪問をするような人です。私たちはダム建設が持ち上がって、それから今日、半世紀余りにわたりこの問題とともに歩んできました。この石木ダム建設計画によって、人生が犠牲になったと言っても過言ではありません。数年に1度の給水制限で苦しむからと、そういったこととは比較にもならないくらい苦勞をしております。

本当に水が必要というならば、石木ダムに頼らず、佐世保市は佐世保市で解決するべきだと私たちは考えます。私たちが犠牲にしてまでダムをつくる必要は全くありません。

○司 会：今までの思い、ダムの必要性等について種々ご意見をいただきました。ダムの必要性等について、今から意見交換をされると思いますので、そのほかの方のご意見を先にお伺いしたいと思います。

○川原・木場地区地権者等： です。私は24歳で川原に来て、28年になります。先日、お寺の住職様の講和の中で、インドのブータンに行かれたときのお話がありました。GNP（国民総生産）は中国が2位になり、日本は第3位です。GNH（国民総幸福）世界一を目指している国だそうです。心の豊かさを大事に、自然環境を大切にしている。ダムもトンネルも一つもない。山をくずしてはいけないという国の方針です。国民全部が生き生きと生活をしている国であるというお話でした。川原と同じねえと思って、重ねて聞きました。川原も日本の原形が残っている地区です。山も、川も、昔のままです。だから、ゲンジボタルがたくさん生息しております。

2年前、脱ダム宣言の 国会議員さんが川原へ来られ、こんな大草原にダムをつくるとは、日本中探してもないとびっくりされました。平成6年に佐世保市は、水飢饉で大変になったとたびたび聞かされます。それから20年たちます。今日もありがたいことに雨が降っています。

ダムの話が出て50年になります。石木ダム全体事業費285億円。平成21年までの事業費136億円。平成22年度以降の残事業費146億円。まだダム工事は全くしてなくて、半分を使っております。50年間もの間、無駄なダム事業に費やした経費の方が莫大な額になるのではないかと思います。

思い出します。30年前。鉄人28号のような機動隊が川原の部落を真っ黒に染めました。見てください、これ。一部ですけど、持ってきました。震え上がるような怖さでした。忘れもしません。子どもたちも学校を休ませ、年寄りも、女も、男も、我が身構わず闘いました。今思えば、まさに戦場だったことを思い出します。何日も続きました。雨の日もあり、よくみんなで頑張ってきたと、そのときの子どもたちが今、40歳近くになり、私たちも60歳を過ぎました。いつまで続くかわからない石木ダム建設の話。関係職員は2、3年でかわるけど、私たちはかわることはできません。長い間、皆さんと同じ県民、町民なんです。川原の住民をこのような扱いでいいのでしょうか。私たちは川原から絶対に出ていきませんよ。

水没地区は13世帯ですけど、70人が暮らしているんです。検証の場で代替案がたくさん紹介されました。ぜひともその案に切り替えてください。私たちの頭の中も、体の中も、無駄な公共事業で40年もの間、長い間汚染されています。あと何年生きるができるかわかりませんが、ダム問題から解き放されて、この川棚でおいしい川原の空気を吸い、ホテルの光に癒されて、のんびり生活をしたいと思います。

○司 会：ほかに。

○川原・木場地区地権者等：川原の■■■■と申します。

言いたいことは山ほどあって、何時間もしゃべらんといかんような内容なんですけども、そんな言っただけでは皆さん退屈でしょうから、何点か意見を述べさせてもらいます。

まず、財政の件ですけど、2010年末の国の借金ですね。よく私はこれを言うんですけど、借金が909兆円。国民1人当たり約712万円となっております。今朝のNHK放送でもあったんですけども、今年の3月末ではこの借金が940兆円になるそうです。国民1人当たり740万円と言っておりました。そのほかに、長崎県の借金、1兆1,339億円(昨年末)になるようです。1人当たり76万円と言われておりました。今、この瞬間でもインターネットで見ただければわかりますけども、国の借金時計、それから長崎県の借金時計も到底返せない借金の山を積み上げております。見ていただいてもわかると思います。

県営ダムであっても、国の補助金をつぎ込んで建設されるダムであります。国も地方も破綻寸前の借金を抱えながら、ダムをつくり続けるんですかね。

「公益性」という言葉があります。公益性があるからダムをつくるとかいうことも聞いたことがあります。公益性とは、だれでもが納得しなければならないものです。長崎新聞の2009年末の県民アンケート調査の結果があります。「石木ダムは必要ですか」という質

問に対して、「わからない」という人が54%あります。「不要」が31.2%。「必要」が14.2%。「不明」が0.4%となっていました。

石木ダム建設を望んでいるのは、県民の2割にも満たないんですよ。また、川棚町長をはじめ、ダム推進の市長でも、選挙の得票は有権者の3割~4割程度の得票で当選しております。どう考えても強制収用につながる事業認定を行ってまで進めなければならないダム事業ではないと私は考えます。住民が望まないのに一方的につくるのは税金の無駄遣いというものです。借金までしてつくる必要はありません。毎年540万円というお金が県の方から流れているんですね。これは現在少し変わっているかもしれませんが。過去にそういうことを聞いております。ダム賛成者への見返りですね。これは先ほども■■■■さんからも話をしましたけども、接待、飲ませ食わせ、あるいはタクシーのチケットを無料で配付。土産付きの視察旅行。その他いろいろあるようです。私はもらってないから、ありますとは言えないんですけども、あるようです。推進団体との取り決めがあるようなんですよね。傍聴者の方もきっと知りたいなあと思っておられると思います。公表してください。

これは、傍聴者の方に特にわかっていただきたいんですけども、土地を売ってもう既に移転された方。この方にずっと続けられているんですよ。支払われているんですよ。移転した後にですよ。傍聴者の皆さん、あなたの税金ですよ。納得いきますか。仕方なかですかね。これは石木ダム建設対策費補助金。これが40年近くも続いているんですよ。そうですよね、県の方。また、県の予算を使っている推進団体が、石木ダム建設推進の陳情書を提出したり、強制収用を早くやれと要望書を県知事へ提出したりしております。ダム問題に真剣に取り組んでいる私たちが要望書を提出するために面会を要求しても、知事は絶対に会わなくせに。今年2月4日には、■■■■知事が川棚町にわざわざ立ち寄り、推進団体から直接要望書を受け取ったと新聞記事にありました。この違いは何でしょうかねえ。

長崎県は、自分の兵隊を裏で操り、国民の金、皆さんの税金を使って、住民同士を闘わせております。賛成・反対をです。住民感情を利用して、地元住民同士を対立させる構図。各地の公共事業で行われてきた汚い手口です。石木ダム建設事業では、それに輪をかけています。

こんな汚いプロセスで、石木ダム建設計画が推進されてきました。事業を進めるプロセスに問題があります。続いております。札束でほおをなで、住民を金の亡者にし、住民同士を対立させる構図で、地域社会を破壊してきた石木ダム建設事業は社会悪として無駄な公共事業であります。また、土地の強制収用に道を開く事業認定申請は、住民に踏み絵を

踏ませるようなものです。民主主義の時代とおぼしき現代に、江戸時代と同じ仕打ちがこの先待っているとは情けないことです。踏み絵を踏ませる根拠はどこにもないはずです。もうこれ以上私たちを苦しめないでください。半世紀近くも住民を苦しめ、これからも苦しめる石木ダム建設事業は中止すべきです。そのためにまず、事業認定申請を取り下げるべきです。

今までの話の中にあつたように、ここに半世紀近くにわたって途方もない時間をダム問題に振り回されている国民、住民がいます。一方、そんなことには関係なく、平和で豊かな、何の心配もない幸福な生活を送っている国民が多いのも事実です。これは権力によるダム反対者に対する悪質ないじめであります。憲法が保障する基本的人権の尊重と個人の尊重、生命、自由、幸福を追求する権利の尊重を侵す憲法違反であります。

元[]長崎県知事は言いました。「1人でも反対があれば、ダムはつくらない」と。そのことを反故にして、知事を辞める寸前に事業認定申請を行った[]前長崎県知事は無責任です。全く住民をばかにしておるではありませんか。国がダム事業を見直すと表明して作業を始めている時期に、その方針に挑戦するがごとく事業認定申請を駆け込みで行ったのですから、国からの補助金は要らないと言っているようなものです。とにもかくにも、石木ダム事業に国の補助金はつけないことです。

最後にもう一つ。川棚町にとって重要なことを考えていただきたいと思います。川棚町の水道水源。ダムの水よりきれいな水の取水が妥当だということです。川棚町民に今までより汚いダムの水を飲ませるのは、納得がいきません。現在、川棚町の水道原水の取水は、私たちの住んでおりますダムの計画地の中にあります、川棚町岩屋郷、川原、ここの流れでおります石木川から取水をされております。この原水はそのままで飲めるほどきれいな水です。ところが、石木ダムが完成すると、ダム直下の取水施設から取水することになっているようです。これでは川棚町民はダムの水を飲むということになります。今までより汚い水を飲むことになってしまいます。皆さん、それでいいんですか。

川棚町の上水道の水源は、ダムよりきれいな水を取水することを保障すべきです。主人公は住民である。だれのためにダムをつくるのかを忘れていてのではありませんか。私たちは石木ダム建設反対を続けます。この土地を動きません。これはエゴと言う人もいるかもしれませんが、そうじゃありません。なぜなら、石木ダムは必要でないということがわかったからです。もし佐世保の水が不足したとしても、ダムに代わる方法が示されているじゃありませんか。1坪たりとも土地も家も渡しません。石木ダムは不要です。直ち

に石木ダム計画を中止すべきです。

○川原・木場地区地権者等：地元住民の■■■■と云います。

私たちは石木ダム建設にずっと反対してきました。それで、人権侵害、つらい思いをたくさんしてきました。強い圧力もかけられていました。今一つ一つ思い出すことはできませんけれども、幾つか述べさせていただきます。

今までにも出ましたけれども、長崎県知事や佐世保市長、県職員が昼夜を問わず、そして私たちの生活のリズムも全くお構いなく、個別訪問でした。その最たるものが、佐世保市長の元旦早々の個別訪問でした。元旦早々ですよ。会いたくない人から個別訪問を受ける気持ち、皆さんはおわかりいただけるでしょうか。正月早々、静かに正月を迎えているときにですよ。■■■■部長さん、正月元旦早々、あなたの自宅に押しかけてダム反対です。ダム中止してくださいと、元旦早々から言われたら、どんな思いをされますか。私たちは常にそういう思いをしているんです。こんなことをされる佐世保市長さん、気が知れません。弱い者の立場がわかる人とは全く思えません。佐世保市の方、そろいのはっぴを着て、通勤や通学で必ず通らなくちゃいけないところを関所みたいにして、毎月立っていられました。口ではお願いしますと頭を下げられます。でも、それは私たちに対する圧力、嫌がらせ、いじめ、その何物でもありません。私たちの痛みを理解しようと思われるならば、そんな非人道的なことはできないはずですよ。

また、こういうこともありました。ある人の子どもの職場まで押しかけて、ダムに反対するなど言ったり、ある人は、離島にやるぞと上司から圧力をかけられました。これは事実です。私はあるとき、元上司からこう言われました。「実はね、■■■■さん。あのとき、ダム建設に賛成するように言えと言われたけどね、ぼくはそんなこと言えんやったっさ」って言われました。私はその上司に「ありがとうございます。ご迷惑をかけましたね」って言いました。別に私が迷惑をかけてるわけではないんですけれどもね。同じ仕事の中で、上司に圧力が、県の上司の方からかかるんですね。そんなふうなんです。ほんと、人権侵害を幾つも幾つも受けてきました。今お話ししたことは、ほんの一例しかありません。

川原には残したいものが、いや、残さなくちゃいけないものがあります。その一つが、ホテルです。5月の半ば、早いときには5月の上旬からホテルが飛びます。水を張った田んぼや川面に映るホテルの光は幻想的です。川棚町の皆さん、それから佐世保市の方も、多くの方がホテルの乱舞に魅了されます。本当にきれいです。水を張った田んぼの上に飛んでいるホテルと、水の上に映ったホテルと、本当にきれいなんですよ。幻想的なんです。

そして、そういうホタルが飛ぶときに私たちは、川棚町民の方にはすっかりおなじみになりました、ホタル祭りをしております。今年で24回を重ねます。なかなかつくることのできない山菜料理や餅が好評です。昔懐かしいホタルかごもつくります。どこでも地域おこしでいろいろなイベントが行われていますけれども、この川原のホタル祭りは行政の力は一つも借りていません。私たちみんなの力で川原を知ってもらいたい。こんないい川原を残したい。それ一心でみんなで作っているんです。川原の住民が総出で盛り上げるホタル祭りは私たちの誇りです。

夏になると、川原の堰には子どもたちの声が一段と高く聞こえます。夏休みになる前から、小学生、中学生、高校生まで来るんですよ、遊びに。大人の方も見えます。数えたことはありませんけども、一シーズンに100人から200人の方は遊びに来られます。川棚町内からはもちろんのこと、波佐見や佐世保市内からも、長崎から来た方もおられました。韓国の方もいましたね。遊びに来られた方がいました。みんな楽しそうに川遊びをしています。橋の上から飛び込んだり、川底に潜ったり、本当に楽しそうです。私たちは、今いろいろな事件があったりして、最近の子どもは家の中でゲームして遊ぶばかりとぶつぶつ言いますが、のびのびと川遊びをしている子どもたちを見ていると、自然の中で遊ぶ子どもは昔も今も変わらない。変えているのは、自然環境を取り上げている私たち大人だと思つづく思います。

ダムができたために自然が壊されたという話はよく聞きます。長崎県内の西海市雪浦ダム、住民の人の話では、ダムができたために川で裸足で遊ぶことができなくなったと、地元の人が嘆いています。

また、撤去が決まった熊本県球磨川の荒瀬川の住民の話では、ダムができるときは、説明のときは、洪水がなくなる、観光で潤う。漁協も放流でかえってよくなる。電気代は安くなると説明されたそうです。まあ、そんな説明はいいことばかりですので、反対する理由はなかった。しかし、みんなうそだった。洪水でも被害がなかった村にひどい水害が起こるようになった。観光客は来ない。基幹産業だったアユ漁は衰退して、人口も4分の1に減った、ダムは百害あって一利なしときっぱり言われています。

荒瀬ダムは、今年の4月から全壊されて干潟が戻りつつあるそうです。砂の供給が増えて、絶滅寸前だった生物が増加して、砂の供給ができればタイラギやマテガイ、ハマグリなども増えているそうです。ウナギ漁も復活して、撤去前であるにもかかわらず良い結果が出ている。ダムがいかに自然環境に悪影響を与えていたかという証拠である。そう言っ

ておられます。

長崎県は、諫早干拓で痛い目に遭っていますよね。水門を閉じると決定したときに、環境問題は調査の結果影響ないという事業者の説明を信じたよね。でも、今はどうでしょう。やはり有明海的环境は激変し、二次的な被害者が出ています。就労した農民の方も、そして漁民の方も、有明海は悲惨です。長崎県は、諫早干拓の二の舞をするべきではありません。

私たちは石木ダムは要らない、水は足りているという強い信念で今日までやってきました。ここ川原にずっと住み続けたい。石木ダムを中止させ、年老いた父や母を安心させて、そして子や孫に当たり前の生活をさせたい。その一心でやってきました。本日、石木ダム建設事業の検証の一環として、今日こんなして話を聞いていただくのは大変うれしいことだと思いますが、残念なことに検証委員の一人である佐世保市長さんとか、川棚町長、せっかく私たちと話をしてくださいと言ってくださった[]町長さん、いらっしゃらないことがとても残念です。私たちの話をちゃんと聞いてほしかったです。今日はダム問題の有識者の先生とか専門家の先生が来られて、真の検証が、有意義な検証が、私たちの納得のいくように徹底的に議論していただけると期待しております。長崎県の方、佐世保市の方、お願いします。石木ダム建設を即中止してください。これ以上、私たちを苦しめないでください。お願いします。

○司 会：ありがとうございました。ほかにいらっしゃいますか。

○川原・木場地区地権者等：川原の[]と言います。

私は、代替案の採石場跡地の利用のことについて質問いたします。

まず、石木ダム検討資料の中の9ページに記載されておりますけれども、これは治水の場合と思いますが、残土処理の問題です。あそこは[]が40mか50mぐらいの深さで相当深く掘ったんですよ。そこをよそから残土を持ってきて埋め立てをさせたわけですが、残土処分の経費ですね、これは一応20km圏内を平均としたところに搬出をして処分をするということで見込んでおられるわけですが、これに57億円。治水の場合は57億円かかりますよという概算見積りですが、そんなに遠くまで持っていかなくても、すぐ2、300mのところ[]が山を大きく崩したところがそのままになっておるわけです。非常にみっともないような状況です。荒廢地です。そういった近くに、そこに何百t捨てられるかわかりませんが、そこにまず捨てて、そこを埋めて、前の山を取り戻すような形で埋め立てた後は、また植林をするなり緑化をするようなことで、まず経費を

かけないような形で残土処分をすれば、57億かかりませんよ。10分の1もかからんと思うんですよ。20km圏内の12ヵ所まで持っていったって、図面も付いておりますけれども、そういうふうな計上することは、石木ダムより高くなりますよという見え見えの計算ですよ、これは。まずその近くに捨てられるところから捨ててもらって、あと残ったのは近くにも■■■■■というのが昔あったんですけども、そこにも捨てられます。こんな近くに捨てるところがあるわけですから、そういうところに捨てられるだけ捨てて、そして残ったのは最終的には近くの処分場に処分をするようにすれば、こんなに高くないわけです。

治水の場合は、排水ポンプが6台で101億円という見積りをされております。これがどういうふうなことから、私はよくわかりませんが、これは1日24時間以内に排水をしなければならんということでこういうふうな設計をされていると聞きましたけれども、これが本当にそんなに高いものか。そんなに高いポンプの見積りが出ているのかどうか、そういうことも疑問になるわけです。だから、捨て先とか何とかも実際に測量をして、これだけ捨てられるという設計のもとに、こういった代替案も見積りをしなければ、全然石木ダムより高くなるように全部したというふうにしかならないわけです。

まず私はそれを言って終わります。

○司 会：ありがとうございました。

地元の方で、ほかにご意見のある方はいらっしゃいませんか。

○川原・木場地区地権者等：地元反対同盟の■■■■■です。

この機会をつくっていただきました、川棚町長■■■■■に一言感謝の言葉を言いたいと思います。しかしながら、今日お見えでないことは残念でありますけれども、そのことも付け加えさせていただきたいと思います。

検証の中で意見を言えということですので、我々の意見は今言われたようなことで、いろんな方が発言をされましたので、まだ言いたいところもあるんですけど、私なりに検証作業の中で、誰がこういった案を作っているのか、不思議でなりません。誰がこういう案を、代替案を含めて、それは何も知らない人に、ただ石木ダムが一番安くついて、ほかの案では高過ぎますから、これで地元の世帯は納得してくださいというふうな言い回し的なことしか見えないわけです。これ我々が最初見たときに、何でこういった話が出てくるのか。地元の人々の環境、人々の中で「影響は小さい」とか、現行のダムが言われていながら、県は何行しか書いてないわけですね。8割が済んでいるから、あと2割の人はご苦労が残

ると。ただそこにだけしか触れずに、あとは金銭的にこっちが多くなります。それでもやります。これは検証になってないわけです。誰がこういうふうな案を書くのか、不思議ではありません。これは■■■■部長がちゃんと認可しとつとですか。勝手に書いとるんですか。さっき説明があった■■■■さんという方が。何でこういうふうな見方になるとですか。先ほどから私たちが言いよるように、40年間一生懸命ダム反対をして、切実な思いを言っているんですよ。それがどこにも載ってないじゃないですか。それが検証・検討ですか。やっと発言の機会を与えていただいた。これでも今までも言うてきてますよ。知事に直接言うたこともあるですよ。なかなか会ってくれませんが。しかし、どこで無視されとるんですか、「影響は小さい」。この最終的な評価の中で、地元の影響といたしますか、資料の18ページ、「環境への影響」というところでも、これは私は非常におかしいと思うんですけど、「景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか」。「平成20年2月に環境影響評価を行い。景観、人と自然との触れ合いの活動の場への影響は小さいと予測している」。何を根拠に小さいんですか。これだけ人間が居住空間を持って自然を訴えているのに、小さい。この一言でこれを検証の場に出すというのはおかしいんじゃないですか。

続けて言いますが、「石木ダムの貯水池を利用した観光促進等、人との触れ合いが増えると予測される」。冗談のごと。でしょう。上流地域の人には出て行け、地域住民には出ていけ。ダムをつくって、人との触れ合いが増えると予測される。私はどがん考えたっちゃ、こがん検証をする案というのはおかしかと思う。私は一生懸命言いよつとですよ。先ほどからも■■■■さんの意見があったように、あなたたちは3年、5年でかわっていくかもしれん。〇〇部長もどこからこらしたか知らんですけど。なんか、聞いてみるところによると、国土交通省から派遣されてきたとかいう話を聞いてますけど、本当でしょう。その以前からおいたちはずっとダム問題は反対と言いよつとですよ。■■■■知事に会うたこともあつとですよ、現実には。おたくたちは3年、5年でかわっていくけん、よかろう。こっちは何十年、何代、世代交代も何代ですよ。それでも一生懸命訴えよつとですよ。その検証の結果が、この1行、2行。ちゃんとここに書いてあるですたい。ダム完成後、貯水池上流の木場地区の過疎化が懸念される。ちゃんとこがんなつとるですたい。ここ、懸念されるで終わつとるですたい。でも、一応上流地区の人の話も、我々の話も40年間聞いてこなかったですよ。こういう答えのたつた1行、2行で済むんですか。

この評価（案）、もうちょっと書き直したらどがんですか。でしょう、皆さん。専門で

仕事でしょらすとでしようもん。何年ちゃ私たちの地域を見てきとって、これでこういう検証（案）ですか。もうちょっと考えてもよかとじゃなかですか。私はそういうふうに思います。

言いたいことはいくらでもありますけども、これじゃ話にならんでしょう。私たちに言わせると。これで毎日仕事でかかっつとでしよう、おたくたちは。何十年ちゃ。よか給料もろうて。もうちょっと頑張って考えんですか。

○司 会：ありがとうございます。

地元の方からいらっしやいませんか。

地元の方からパワーポイントを使って説明をしたいというご意見もごございますので、この辺でそちらに移らせていただきたいと思っておりますけども、よろしいでしょうか。

時間が大分押しておりますので、すみませんが、できるだけ手短にお願いいたします。

（「それが聞こうとする側の立場の言葉かい。できるだけ手短に。なんだ、その態度は。」

「何言ってるんだよ。」という者あり）

申し訳ございません。説明をよろしくお願いいたします。

○川原・木場地区地権者等： です。こういう機会に発言をさせていただきまして、ありがとうございます。

私は10年前まで京都大学に勤務していました。専門は河川工学、防災工学です。その立場から石木ダムについての意見を言わせていただきます。

結論です。石木ダム事業は中止すべきであります。

私はこの計画に対して、いろいろと疑念を持っております。

まず、これは高水流量配分図。どれだけの流量がどこに流れるか。今日配られた概要版にも載っています。概要版にはただし、この数値、この数値が抜かしてあります。2年前の資料にはありました。なぜ消したんだろう。不都合だからです。

例えば、野々川ダムで90 m³の水が入ってきて10 m³、80 m³の調整をします。そうしますと、下流の流量が減るわけです。どれだけ減るかというのは、下流に行くほどどんどん効果が減るんです。ところが、この計画では、野々川ダムで調整した80 m³が、概要版で消した80 m³がここまできくことになっています。私は河川工学者として、10 km以上離れたところに全く効果が落ちないというのは納得できません。数値のまるめなんでしょうか。

もう一つ、石木ダムの量が280 m³を60 m³に。つまり、220 m³の調節をする。それが合流点に行けば、360 m³から130 m³です。250 m³です。合ってるんでしょうか。私はこの流

量配分そのものから再検討すべき、再計算すべきじゃないかと思います。

次は、流下能力です。

流下能力というのは、その川のどれだけの水が流れるか。これを表すものです。どのようにしてこれを評価するか。結構難しいところがあります。ここでは、川棚川に対しては不等流計算、石木川については等流計算でやっています。これは少し粗いやり方なんですけど、そのこと自体はいいとします。

問題は、粗度係数です。粗度係数を幾ら見ているか。粗度係数というのは、普通 0.03 という値です。それが 0.01 違ったら、3%は違います。0.03 違えば、10%違うんです。つまり、流量でいいますと、1,000 m³程度というふうに流下能力を推定していますけども、もし間違ったら 100 m³違うんです。野々川ダムで調節しているのは 80 m³です。そのくらい大事な数字なだけに、検証する必要があります。ところが、ここでは恐らく河川砂防技術基準からとられた値を使われたと思うんですが、検証していません。

私は現職のころ、よく水害調査をやりました。そのときに真っ先にするのは、洪水の痕跡から粗度係数を逆算していくわけです。恐らくその当時、科研費でいえば1チームあたり10万円ぐらいの科研費でそこまでやります。これは100億円を超えるような事業なんです。にもかかわらずそういうことをやっていない。私は非常に不思議に思います。

さらに、結果です。計画基本高水という、もしダムで調節しなければここへどれだけ流れてくるか、100年に1回の雨がどれだけ降ればどれだけ流れてくるかというのが黒い字の値です。しかも、この値は4地点でしか書いていないんです。長崎県の河川課にメールしました。教えてほしい。返事に1週間かかりました。答えられない。答えられないという答えは、即座にできるんじゃないかと思うんですが、これが行政の実態です。

それがいいんですが、もしダムがなければ流下能力は少ない。だからダムが要るんだと言っています。じゃあ、ダムをつくったらどうなるのか。ダムをつくっても流下能力が低いところは残されるんです。恐らく川棚町の皆さんは、ダムをつくったら川棚町の水害がなくなると思ってるんじゃないですか。そうじゃないんです。水害は起きるんです。

さらに問題なのは、波佐見町です。波佐見町は石木川の合流点、あるいは石木川は100年に1回の雨を対象にしていますが、石木川より上流は30年に1回です。非常に少ないんです。安全度を下げています。下げた結果、横枕橋のところで300 m³という目標流量にしています。ところが、それよりもまだ流下能力は低いんです。しかも、流下能力というのは、流量というのは、支川が合流するためにどんどん増えてきますから、下流ほど多い

のは当たり前なのに、そうじゃないところが随所にあります。

これを見て、私は実はこういうふうにあえて皆さんのご先祖の人は川棚川をしたんじゃないか。つまり、ここで絞ることによって、大洪水のときにあふれさせる。遊水地というのはそんなじゃないんです。あふれるんです。そのことによって、流域全体の被害を少なくしようとした知恵がここにあらわれているんじゃないかと思います。しかし、今の河川行政は違います。すべてを安全にしよう。もしそれができたら結構なんです、こういう問題が残されます。

これは石木川です。石木川の流下能力。ここにダムをつくったら、やはり合流点付近はあふれるということになっています。ほかの地域は数値がないからわかりませんが、ダムの直下は安全になります。ダムの直下は何もないですよ。人が住んでいるのは合流点近いんです。ここは安全にならない。こういうことを、じゃあ、ハザードマップと比較してみます。ハザードマップというのは、これは住んでる人たちに危険性を知らせて、できるだけ大雨のときには適切な行動をとってもらいたい。そのためにつくるハザードマップです。ということは、ハザードマップで想定する洪水というのは、非常に大きい洪水なんです。ですから、普通からいえばオーバーじゃないかというふうに思われるのが普通のハザードマップです。

川棚川の場合どうでしょう。これが平成2年のときに浸水したという、航空写真で写したものです。これは粗っぽいですから、図面の方で見ます。図面とこれとを比較しますと、どうも合わない。これは石木川です。平成2年のときに氾濫しました。ここが石木川です。氾濫しないということになっているんです。先ほど流下能力が足りないという図を見ましたね。流下能力が足りないのに、氾濫はしない。こんなことあり得ません。さらにおかしいのは、合流点より上流です。合流点より上流は、30年に1回です。これは単なる計画でそうなっています。ハザードマップというのは、危険性を知らせるものです。これは非常に見にくいんですけども、確かにこの辺いろいろ色がついています。先ほど言いました流下能力が低いところで、ほとんど農地です。上流にも若干のところがあります。波佐見町の人たちの中心部はここです。見事にほとんど氾濫しないようになっているんですね。

平成2年のときはどうでしたか。これを見て、波佐見町の人々は怒らんといかんと思うんです。つまり、川棚川の計画を立てるとき、波佐見町を入れた流域全体から計画規模を100分の1にしたんです。いざ実施するとなったら、上流は30分の1です。見捨てられたんです。私が波佐見町の町民だったら怒ります。石木ダムよりもまず自分たちのことを先にや

ってくれ。こういうのが今の計画です。非常に矛盾に満ちています。

さらに、この図。私はこの石木ダムにかかわって、この写真を見たときにびっくりしました。平常時、洪水時。こんなに家があったのが流されたのかと思ったんです。ご存じのようにそうじゃないんですよね。こういうところにこれだけの家があったんです。これは川棚町のここ以外に住んでいる方にとってはゆゆしきことなんです。つまり、ここにたまっていた水が、今度はほかのところへ行くわけです。せっかくの水をためるところが農地ですから、日本の場合、洪水が来ても1日です、浸水しているのは。時期によってはほとんど被害はありません。そういう被害全体を少なくしようというのが本来の考えです。そこへこれを許可してしまった。恐らく後世、これを認可した人は恨まれるでしょう。これは覚悟せんといかん。

それと、さらに不思議なのは、一見川棚川があふれているように見えます。違います。ここをよく見てください。川というのは、上流から下流に流れる。水も高いところから低いところに流れる。流れてきたところと、帯になっているのは道路です。つまり、ここは明らかにこう来ているんです。ここ、江川橋と書いていますけど、先ほど見ましたら川棚橋です。川棚橋の下流では、こんなにかつつまで来ている。この写真ももちろん本当のことです。しかし、ここの堤防はほかより低いんです。低いところの写真を見せて危ないというのは、これはちょっと詐欺師みたいなものじゃないですか。

いずれにしても私が言いたいのは、こういうダムによる治水に頼っていたら、ダムというのは効果が限定的です。どんなダムをつくらうとも、例えば、石木ダムをつくってそのまま河川管理者が言うようにきいたとしても、300年に1回の大雨が降れば役に立ちません。じゃ、300年に1回の雨に耐えられるようにしようとしたら、どうすれば。福祉も全部切り捨てて川にお金を入れます。そんなことはできるはずがありません。

つまり、我々はどこかで妥協せざるを得ないんです。しかし、ダムが限定的だということだけは確実です。それから、効果が不安定というのは、例えば、石木ダムの場合、合流点は下流です。しかも、流域面積は少ないです。検討する前から石木ダムなんて治水上きかないということは当たり前になっていることです。しかも、もし雨がダムの集水域を外れれば、何の役にも立ちません。また、堆砂量、石木ダムの場合30万 m^3 で計算しています。堆砂量を推定するのはかなり難しいです。周辺の堆砂量から推定するんですが、堆砂というのは、大雨のときに山の斜面が崩れる、このときに一気に来るんです。

例えば、北海道の沙流川の二風谷ダムというところは、できて4年目に大水害が起きま

した。現在は、ダム湖の半分ぐらいが埋まっています。堆砂量の半分じゃないんです。ダム湖全体の半分です。それ以外にも天竜川の川すじのダムは堆砂に泣かされています。今、それへの対策をいろいろして、国交省は排砂に対する見通しがついたと言っています。私が見通しがつかないということがわかったと。堆砂問題はできないですよ。ダムをつくる以上にお金をかけざるを得ない。

この石木ダムの場合でも、もしそういうことが起きたら、そういうことはカウントされていませんから、一挙に増えてきます。しかし、どんな場合であろうと、この日本はあと100年か200年で終わるんじゃないんです。1000年も2000年も続いていく国です。1000年後、このダムはどうなっているだろう。日本のダム、どうなっていると思いますか。ほとんどが埋まっていますよ。ダムというのはそんなものなんです。しかも、地域社会を崩壊させる、自然環境を崩壊する。こういうことなんです。ですから私は、そういうことをやめて方式を変えようと言っています。

このことは時間の関係上省略させてもらいますが、言いたいことは、例えば、流下能力のところには河道で流そう、ダムで調整しよう。これが現在の考え方です。これを超える洪水があったら、だめです。さらに、川棚川の場合は掘り込み河川ですけど、築堤河川なら破堤ということが起きます。ですから、できるだけすれすれになるまで流れるようにしてやったらどうかというのが一つの提案です。これをやるために、有識者会議というのが設置されています。この有識者会議の答申に基づいて検証しようとしているのが、今日説明されたことです。

しかし、この有識者会議、考えてみてください。民主党が政権をとってダムに頼らない治水に政策転換したということで設置したんです。ところが、国交省は手玉にとりました。今、この有識者会議は、歴史的に言えばダムの推進機関です。この石木ダムをどうするのか。恐らく日本全国の中でこういう検証したところの大半が推進になるだろうと思います。せめてこの石木ダムだけでも例外にさせていただきたいと思うんです。

このダムは、治水や利水で必要ということで計画されたものじゃないんです。日本は戦後、アメリカのTVAを見本として、日本の各地で河川総合開発を始めました。それがバブル経済のころに中小河川にまで及びました。ですから、石木ダムが計画された当時、昭和40年代の初めの洪水で川棚川は大氾濫しましたから、当然改修計画を立てています。それが野々川ダムです。そのほかの改修です。石木ダムはそのときありません。佐世保市の水不足も、当時はそれほど深刻ではありませんでした。なのに石木ダムが計画された。

それに便乗したと思います。もしバブルの崩壊時に石木ダムを中止していれば、この土地の方は川原・木場地区の方はこれほどの塗炭の苦しみを味わわずに済んだと思います。

また、佐世保市が福岡市程度の努力をしていれば、既に水不足は解消していた。それをしなかつただけなんです。非常に残念です。この美しいここにダムをつくる。これが水に沈んでしまうんです。この地域の人にとっちゃ、耐えられないでしょう。

そういうことから私は、石木ダムは直ちに中止すべきであると思います。

最後に、私、2人の言葉を紹介したいと思います。

1人は、元国交省にいた■■■■さんです。■■■■さんは国交省のころ、淀川河川事務所の課長として淀川水系流域委員会に来ていました。それから本省に移って、辞めて、一市民として、今度は委員としての立場で流域委員会に入りました。淀川の流域委員会というのは、委員長を選ぶのにすべて無記名投票です。推薦では決めません。投票したら、彼が委員長になりました。そのときに彼が言った言葉です。私は河川事務所の職員に、隠さない、ごまかさない、逃げない、うそをつかない、この当たり前のことだけはきっちり守っていきこうと申し上げました。委員会の運営にあたりまして、これが私の心情としてやっていきたい。これは私が辞めてからも近畿地整の河川部では守ってくれていると思います。河川管理者に再度確認しますが、これら4つは全部もらえるようお願いしたい。つまり、ふだんは隠す、ごまかす、逃げる、うそをつく、が横行していたということなんです。せめてそれはやめようよと。これは一部だけかもわかりませんが、そういうことなんです。私はこうあってほしいと思います。

もう1人は、■■■■さんという方です。今日お見えの■■■■さんも長年かかわっておられます、基本高水に対して国交省がいかにも間違ったことをしてきたかということをも暴いた方です。その人がこう言っています。「私は研究者声明にかけて断言します。国交省側が八ツ場ダム建設を正当化するために、計算結果をねつ造していたことは、もはや疑う余地はありません。これは公文書偽造の犯罪なのです。もし私の主張が誤りで国交省の主張が正しい場合、私は恥じて研究者であることをやめます。二度と論文も書きません。このブログも閉鎖して断筆します」。今、御用委員と言われている方が横行しています。私も研究者の一人として彼のこの文章を読んだとき、身の縮む思いがしました。そこまで自分は覚悟してやっているのだろうかという反省もしました。

最後に言いたいことは、役人は国民に対して誠実であってほしい。ごまかさないでほしい。隠さないでほしい。逃げないでほしい。だまさないでほしい。ぜひこれを実行してほ

しい。学者の人に言いたい。いろんな委員会に入っている学者といわれる人に言いたい。学者がおそれるべきは、真実だけです。真実に対して謙虚な気持ちで、自分の信念でもって委員会での発言をしてもらいたい。そうであれば、日本の国でこのような計画がいつまでも横行するようなことはないと思います。ぜひそうあってもらいたいと思います。

ありがとうございました。

○川原・木場地区地権者等： [REDACTED] の [REDACTED] と申します。

お手元の茶封筒に入っている資料が地元の資料でございます、その中で「市民の手による石木ダムの検証結果（治水について）」がこれからお話しする内容であります。パワーポイントを使います。こちらをご覧いただきたいと思いますが、資料は後で見てください。

今日は、「石木ダム建設絶対反対同盟、ダムからふるさとを守る会」に代わって、私の方からこの問題について意見を述べさせていただきます。

まず、先ほど県の方から治水と利水、検証の結果の話をされましたけれども、これは検証に値しないことをやっております。まず、ダムが必要か否か。そこも検証してから代替案の比較をすべきなんです。それを抜きにして、ダムは一定の効果があるという前提で、ほかの代替案と比較をしている。今から比較すれば、ダム案が安いのは決まっていますよ。ダム費用進んでいるんですから。やる前から答えがわかっていることをやっているんですよ。検証ではありません。

長崎県がやっていることは、国交省から検証するにあたって通知が出ております。9月28日。再評価実施要領細目。この内容を無視して検証作業を進めているということです。どういうことが書いてあるか。

計画の前提になっているデータの詳細な点検を行う。

詳細に行った結果に基づいて、データ等が変わる場合は、それに基づいて評価を行うと、前提の作業がある。それをやってないんですよ。

今回県がやったことは、河川整備計画の策定以降、大きな洪水がきてないから、そのデータをそのまま使いますと。従前の整備計画、それをそのまま使っているんですよ。

整備計画というのは、石木ダムをつくることを目的でつくられたものです。その整備計画を前提にしたら当然、石木ダム必要と結果が出るのは決まっていますよ。前提の作業を何もしないでやっているということです。

この整備計画の問題点をこれからお話ししていきたいと思います。

この治水計画をつくる一番重要なことは、最近来た大きな洪水、それが再来しても氾濫が起きないようにする。それが第一の目的であります。

ご承知のように、平成2年7月洪水があって氾濫がありました。それを防止できるようにしなきゃいけない。それが第一目的です。ところが、石木ダムをつくってもこの浸水氾濫を防ぐことはできないということなんです。

これは川棚町の過去の被害ですけれども、昭和31年、昭和42年、平成2年と書いてあります。平成2年が348mm。ずば抜けて大きいです。この雨量を見る限り、平成2年7月洪水というのは、戦後最大の洪水であったろうということは推測できると思います。

その結果として、川棚川以外のところでも浸水があった。先ほど■■■■先生がお話されたとおりです。

こういう被害があったわけですが、床上浸水、床下浸水。石木川は浸水があったんですが、ここでは床下とか床上の浸水被害は記録されておられません。

どれくらいの洪水であったかということですが、このとき水位流量観測標は、水をかぶってしまったために、山道橋では観測できませんでした。測れたのは中田橋、ちょっと上流側です。ここが668m³です。

これはどういう意味を持つかということですが、河川整備計画との関係を見ていきたいと思います。

これは河川整備、上のは河川整備基本方針。長期的な目標を定めるのが基本方針。実際に河川整備を行う計画が整備計画。こちらの方が大事であります。

今お話があったように、ここの河川整備計画というのは、石木川合流点下流は100分の1。100年に1回の洪水を考える。それより上流は、30年に1回。いびつな計画なんですけどね。これとの関係を見ていきたいと思います。

さっきの平成2年の洪水。数字を出しますと、倉本橋のところ697m³です。整備計画の目標は660m³なんです。倉本橋は石木川合流点上流ですから、30分の1で660m³。平成2年7月洪水で697m³ですから、大体似てますよね。30年ぐらいの規模の洪水が来たということを考えていただきたいと思います。

山道橋、推定しました。827m³です。ダムなしで流せる量は1,130です。ですから、ずっと下回っていましたね。だから、本来流さなきゃならない流量、ずっと下回っていた流量だということです。

実際、このときどうだったのかということで、これは県の調査です。この黒いのが距離

標といって、河口の方からとったものです。黒い実線が堤防高。左岸の方です。点線があります。痕跡水位といって、これが通った後、県が調べるわけです。どこまで水位が上がったか、最高水位を調べたわけです。これは最高水位の記録です。

この部分です。下流側が問題ですから。随分下回っているじゃないですか。堤防のてっぺんより1m以上下を流れています。

次、右岸です。同じように描いています。この部分ですね。江川橋はわからないんですけど、この部分は十分下を流れているんです。堤防のてっぺんより。

ということで、1m以上下を流れた洪水だったということです。

これは長崎県の資料で、流下能力。現在、どれくらい流下能力、計算しているんですね。河口の方からずっと。これがその当時、平成2年7月の洪水の流量です。

こうやって下回っているんです。流せる流量よりもずっと下の流量が流れたということなんです。

ということは、本来流せるはずの洪水しか流れなかったのに、なぜ氾濫したのかということなんです。

ということは、これは川棚の越流は全くなかったわけではないかもしれないけれども、基本的に浸水被害というのは、川棚川に流入する支川の氾濫、あるいは内水氾濫といって水吐きが悪い場合、これは氾濫することがあります。そのたぐいのものだろうということです。

となりますと、石木ダムの効果というのは、川棚川の水位を下げる効果しかありません。ということは、仮に、90年7月の被害があったとしましょう。水位を下げてほかの要因で氾濫しているんですから、氾濫防止対策にはならないですよ。

ということで、平成2年7月洪水、この再来対策を考えるならば、石木ダムをつくることではだめなんです。支川の氾濫防止対策、内水の氾濫防止対策、そちらに力をそそがなければいけないんであって、石木ダムはその対策にはならないということです。

石木ダム、役に立たないなぜこんなダムの計画が出てきたかということを考えていきたいと思います。

先ほどもお話ししたように、ちぐはぐな整備計画がありまして、石木川合流点に30分の1、下流が100分の1です。しかし、平成2年7月洪水は30分の1ぐらいなんです。戦後最大ですよ。これが100分の1なんて考える必要がありますか。これは机上の計算なんです。

これは山道橋です。まず。基本高水。ダムがないとこれだけ流れますよという整備計画の数字と同じものです。1,400 m³。これが計画高水で、石木ダムで落としますよと。これが過去の年最大実績で、90年は827 m³でした。

これが設定されているわけですね。

石木ダムで落とすと。しかし、戦後最大と考えられる平成2年7月はこれぐらいしかないんですよ。1,400なんて来るはずがないじゃないですか。

これは石木川でも、ちょっとこれは石木橋の数字を推定したんです。

ここも360 m³。石木橋で来るというんですよ。平成2年7月の推定値ですけども、127 m³。そんなものなんですよ。3倍ぐらい差がありますよね。こんな360、来るかということですよ。

ということで、来るはずがない、そういう机上の計算値で石木ダムが必要だとなっているということです。

治水計画というのは、大きな洪水もそりゃ、さてってのはあるんですね。河川整備方針というのは長期的な目標ですから。実際に行う治水計画は、河川整備計画よりもっと下げるのが常識なんです。これは多摩川とって、東京と神奈川の間を流れる川ですけども、流域には数百戸民の方が住んでいます。そういう大河川ですよ。そこでも、ここでは200年に1回の洪水を考えて8,700 m³というどでかい洪水を考えているんですけど、こんな洪水に対応するためにダムを幾つかつくらなきゃいけないけど、多摩川にはダムの適地なんかありませんからね、つくれっこないと。ということで、そんなことはやめちゃってということで、ぐっと下げました。4,500 m³であります。これで今整備事業をやっているんですよ。戦後最大ですね。実際にある洪水で計画を立てるのが常識なんですよ。こんなばかどかい計画なんか、どこもつくらないですよ。つくらないのが常識なんです。

川棚川でやれることというのは、河川整備、目標流量としては、100分の1なんてそんな数字を考えないで、実際にあった洪水、川棚川の場合、戦後最大洪水レベルを目標に考えるべきだということです。

川棚川の場合は、河道整備さえやれば1,130 m³流すようにすると言っているわけです。1,130 m³に下げれば、石木ダムなしでもいけると言ってるんだから、そこまで目標を下げればいいんです。その数字を変えるだけの話なんです。

これは河床の状況を見たものです。

これは石木川の河床の状況を見たものです。

これは石木川の流下能力がどれくらいあるか。

先ほど申し上げたように、河川整備計画自体がおかしいということです。石木ダムをつくるための計画だということです。そうじゃなくて、目標流量を現実的な数字に変えて石木ダムが不要な計画にするということが必要です。

それから実際にやるべきこととしては、川棚川とか石木川の堤防とか、河床の状態をチェックしたんですね。これを見ると、河床が高いところがあります。堤防も危ないかなというところもあります。そういうところはもちろん対策が必要です。それをやれば、石木ダムなしでも十分大きな洪水に対応することができるということです。

最後のまとめです。

まず、治水計画を策定する上で最も重要な課題は、近年に実際に起きた洪水が再来した場合に、氾濫を確実に防止しなきゃいけません。具体的には、平成2年7月洪水であります。

ところが、この浸水被害があったのは、川棚川からの越流がゼロとは言わないけれども、むしろこれは支川の氾濫、あるいは内水氾濫による可能性が極めて高いということです。

となりますと、石木ダムをつくってもこの氾濫を防ぐことはできないんですね。

となりますと、川棚川の治水対策の基本は、石木ダムをつくることじゃないんですよ。支川の氾濫防止対策、内水氾濫防止対策なんです。そこに力をそそがなきゃいかんということです。

石木ダムの必要性は、洪水実績と乖離した過大な洪水目標流量の机上計算値から生み出されたものにすぎないということです。

さっきご説明したように、川棚川の戦後最大洪水と考えられる平成2年7月洪水の推計値では827 m³です。100年に1回よりかなり小さいわけですけども、実際に来るのはこの程度だということです。

とうことで、一級水系でやっているように、河川整備計画の目標流量をもっと下げる、けども、戦後最大の洪水が来ても大丈夫なレベルまで大きく考えるということです。そうすると、もう石木ダムは要らないです。数字の設定がおかしいんですよ。

ということで、この目標流量を下げて、それを確実に達成できるように、そういう流量が来ても氾濫が起きないように、堤防の嵩上げを必要に応じて、あるいは河床の掘削、支川の氾濫防止とか、内水氾濫の防止、そういうことを優先する。そういう河川整備計画を進めなきゃならないということです。それが今求められているわけです。

これは何かといいますと、社会資本の投資額はこれからどうなっていくかということです。ダムも含めて、河道整備も含めて。これは国交省の5年前の資料ですけども、今は財政事情が非常に厳しいです。年々公共投資も落ちていきます。これから公共投資、社会資本を通してどうなっていくか、シミュレーションしたものです。一方で、作り過ぎた社会資本。その維持管理、それから更新のお金がかかってきます。社会資本の全体の投資の枠が小さくなっています。一方で、こうやって維持管理、更新費がかかってきまして、新規投資ができなくなっちゃうんです。そういう日本になってしまうんです。そうなりますと、今、石木ダムなんかは、意味のない、効果のないダムにお金をつぎ込んでる場合じゃないんですよ。今、氾濫を確実に防止できる河川改修を中心とした治水対策、こちらにお金をつぎ込まなきゃだめなんです。今ダムをつくって、そのうちやりますなんていう話じゃないですね。ダムにお金をつぎ込んだら、永久に河川改修なんてお金は回りません。そういう時代になってきているんです。だから今、河川行政を今後変えなきゃいけないです。本当に流域の安全を守る、そういう治水対策を進めるように長崎県は方向転換をしなければいけないですよ。そういう自覚を持っていただきたいと思います。

私の意見は以上のとおりです。

○司 会：ありがとうございました。

それでは、県の方から今のご意見に対して回答を申し上げます。

○長崎県：冒頭、2点だけ申し上げさせていただきます。

まず、1点目は、今、■■■■さんのご発表にございましたけれども、事実誤認の点がございます。戦後最大と言われております、平成2年ではなく、昭和23年の出水でございます。

それからもう1点は、平成2年の出水のときの流下能力でございますが、その時点では現況の流下能力はまだ確保されておりませんで、その後の整備により現在の水準が達成されているという状況でございます。これが1点でございます。

もう1点は、ぜひ■■■■先生にご認識いただきたいんですが、先ほどの国民に対して誠実たれというスライドがございました。一般論として申し上げられていることと思いますが、当然ながら私ども長崎県も、佐世保市も、科学的知見に基づいてしっかりとした取り組みをさせていただいております。

以上、具体的には担当からお答をさせていただきます。

○長崎県：河川課の■■■■です。

先ほどの■■■さんのご指摘、ご意見でございますけれども、今、部長が申し上げましたように、平成2年7月2日の洪水といたしますのは、先ほど■■■さんの資料にもございましたけれども、日雨量348mm、流域平均雨量でございます。確率年は40年に1度くらい。先ほど申し上げましたように、戦後最大といたしますのは昭和23年9月に、これは川棚川流域での実測記録はございません。近傍佐世保市での雨量が408.8mmという記録がございます。ですから、今、県が石木ダムを含めて河川整備計画であげております雨量が、100年に1度の400mmでございますので、戦後最大の雨量が降ったというふうな実績でございまして、整備計画そのものの400mm、100年に1度というのはおかしくないわけでございます。

それと、先ほど言いましたように、昭和23年の降雨につきましては、実績降雨がございませんので、昭和61年以降の流域間の比率でもって相関係数をとりまして、一応うちの方の計画では相関係数に基づきまして、昭和23年の雨を384mmというふうな評価にいたしております。

まず1点目は以上でございます。

○川原・木場地区地権者等：先ほど部長さんがおっしゃった改修は、平成2年以降に行われたからということ、今はああいう洪水が来ても氾濫しないということはお認めになるわけですね。

○長崎県：基本的には一部、先ほど■■■さんのご指摘にもありましたけど、江川橋上流左岸側は、一部流下能力が確かに足りないところはございます。それは認めます。ただし、それ以外につきましては、今の河川整備計画における1,130m³を確保しておりますので、平成2年が再来したとしましても、河川改修で対応可能だと考えております。

○川原・木場地区地権者等：昭和23年の流量はわからないんですよ。雨量しかわからないんですよ。

○長崎県：そうです。

○川原・木場地区地権者等：雨量と流量は必ずしも比例しませんよね。雨量は推定の1つの試算なんです。これからいけば。雨量イコール流量の関係はありませんから。それが戦後最大というのは、流量で本来見るべきものなんです。それがわからないから、これが戦後最大かわからないですね。

○長崎県：確かに、地方の中小河川におきましては、流量観測という制度は直轄河川と比べれば落ちております。それは認めます。ただし、これは■■■さんが有識者会議でも発言しておら

れましたけれども、やはり中小河川、全国的な河川におきましては、流量資料が少ない場合には、どうしても雨量からの、例えば、うちで言いますと貯留関数等によって流量を再現する。再現した流量によって評価する。それしか今方法はありませぬし、全国的な中小河川もそういう方法をとっておりますし、県内でもそういう方法をとっております。

○川原・木場地区地権者等：だから、問題は流出モデルなんですよ。それが正しいという保証はないんですよ。机上の計算なんですよ。それで数字が出て、これでやれって言われても困るんです。実際にあった流量で判断すべきだと思うんですよ。それでいくと、平成2年洪水は、少なくとも中田橋で測れたわけだから、ある程度チェックできるわけです。だから、そういう実際にあった洪水。そういう洪水でどうかというのを判断するのが本来の河川治水のあり方だと思うんですよ。23年、随分昔ですよ。どういう状態だったかわからないですよ。

○長崎県：ただ、雨量資料として整理されていて348mmということがありまして、それと、佐世保市で408mmというのは実際降って、佐世保は観測資料はちゃんと残っておりますので間違いないと思います。ただ、言えることは、348mmと408mmの雨が降ったら、当然408mmの流量が多いはずですよ。

○川原・木場地区地権者等：まずね、ここ、また問題は、佐世保の雨量しかないんですよ。佐世保って離れてるじゃないですか。ここの川と同じ雨量が降ってるかわからないんですよ。あくまで推定の計算でしか、私は驚きましたよ。川棚流域は何もない、今回調べてみてね。佐世保の数字使っているというんですよ。今までもそうだって、驚きましたよ。

○長崎県：ですから、昭和60年以降につきましては、川棚川流域の雨量資料はございます。それ以前がないということで、それ以前につきましては先ほど言いましたように、60年以降の佐世保測候所の雨量と川棚川の流域雨量との相関係数をとりまして、それによって補正した雨量を使っておりますので、我々は間違いないと思っております。

○川原・木場地区地権者等：川棚のどの辺にあるんですか。川棚町の中、流域の中でも結構雨量の分布がありますよ。同じ雨量が降ってるわけじゃない。無理やり推定した数値であなたちやっているんだよ。洪水実績でいきましょうよ。雨量で計算してわけのわからないものを出すんじゃなくて、架空の計算じゃなくて、実際にあった洪水流量で考える。平成2年7月洪水、それに対応できる、プラスアルファしてもいいですよ。1,130 m³は十分過ぎますよ。そういう計画にさせましょうよ。

○長崎県：先ほど言いましたように、平成2年の洪水の日雨量評価で40分の1ぐらい。今、我々

が治水安全度を確保しようと思いますのは、県内バランスを考慮して100年に1度、石木川合流点から下流につきましては100年に1度の安全度を確保したい、こういう計画をしております。

○川原・木場地区地権者等：なぜ100分の1でないといけないんですか。一級水系の多摩川とかこういうのは基本方針では100年とかに1回の大きな洪水を考えるけど、どうせ達成できっこないんだと。これは机上の、みんな棚上げをして、実際の治水計画、河川整備計画は戦後最大とか、そういう数字なんですね。あるいは、近年の洪水、30分の1とか50年、その程度のものですよ。その程度でもやっているんです。安心してみんな生活しているんです。多摩川は数百名住んでいるんですよ。戦後最大、昭和49年洪水です。つい最近の洪水なんですよ。それでもそういう目標を立てている。それで今整備計画事業を進めているんです。皆さん安心して暮らしているんですよ。なぜここだけ100分の1なんて、計算は非常に怪しいんだけど、なぜそんな目標を立てなきゃいけないんですか。

○長崎県：ですから、100分の1と言いながら、戦後最大の雨量に対応しているわけですよ。戦後最大雨量まで対応してないんですよ。先ほど■■■■さんもおかしいと言われたんですけど、この流域の資産等から考えれば、100年に1度を安全度として対応するのはおかしくないと考えておりますし、妥当だと考えております。

それで、すべての流域、河口から上流波佐見町までをすべて100年に1度まで改修しようとは考えていないわけですよ。今後、20年、30年以内に、まず石木川合流点下流の資産の多い川棚町の中心部だけ100年に1度の治水安全度を確保しようと、そういう計画でございます。

○川原・木場地区地権者等：それは石木ダムがあるから、そういう話にただじゃありませんか。石木川合流点から下流と上流と分けるということは、結局石木ダムの効果が見込めなきゃいけないから、そういうふうに数字を100分の1にせざるを得なかったわけですよ。仮に50分の1にしましょう。そしたら、石木ダム要らなくなっちゃいますね。60分の1、70分の1かな、計算怪しいんだけど。だから、あなたたちは石木ダムをつくるために100分の1にしてるんですよ。

○長崎県：現実を見ていただきたい。川棚川におきまして、石木川合流点下流の資産状況と、石木川合流前の上流の状況と資産の状況をまず見ていただきたい。

○川原・木場地区地権者等：資産といえばね、さっき多摩川の話をしたでしょう。ほかの例いっぱいありますよ。多摩川の資産なんてものすごいですよ。けども、昭和49年洪水再来に

備えるようにしているんですよ。そういうものなんですよ。ダム計画がなければそういうものなんですよ。

○長崎県：ただ、川棚川につきましては、昔から100年に1度でやろうということで今まで進めております。

○川原・木場地区地権者等：昔からって、何の話。

○長崎県：整備計画、整備方針、その前の平成9年の河川工事基本実施計画でもそうでした。

○川原・木場地区地権者等：それはわかっている。河川法が1997年に改正されましたね。ここで何をやったか。幾つかあるんですけどね、重要な点は、工事实施基本計画、前の時代ですね。その時代というのは、長期的な目標しかなかったんです。基本方針しかなかったんですよ。1997年に改正されて、その後が実際にできることをやろうじゃないかと、変わったんですよ。だから、整備中の方では、一級水系の方ではぐっと下げて、100年、200年に1回、そんなこと言ってないで、実際にあった最近の洪水を考えようじゃないか、に変わったんですよ。そういう精神、あなた全然理解してないね。

○長崎県：ただ、もう一度言わせていただきたいのは、■■■■さんが国の有識者会議でも、近年の流量実績に基づいてやろうじゃないかというご意見を言われていますけれども、最終的な有識者会議の結論は、河川整備計画と同じ安全度の目標を確保しよう、これが結論でございますので、我々はこのダムの検証におきまして、この基準に基づいてやっていきたいと考えております。

○川原・木場地区地権者等：その意味をとらえなきゃいけない。河川整備計画レベルというのは、基本方針レベルとは言ってないわけよ。なぜ整備計画レベルと言っているか。有識者会議の中間取りまとめ、今回の再評価実施要領細目を書いてある、河川整備計画レベルで検証しなさいと。それを前提にしてね。その意味を聞き取らなきゃ。基本方針と同じようじゃ困るよと言っているわけです。基本方針はばかにかい数字をつくって、そういうもので検証してくれるなど。そういう意味を込めて整備計画なんですよ。その意味を理解していただくは基本方針と同じ数字してるじゃないですか。基本方針どおりやってることですよ。

○長崎県：ですから、基本方針に基づいて、下流域の資産の多いところだけは100分の1に上げようとしているわけですよ。なおかつ、二級河川等々につきましては、方針と計画とほとんど同じようなレベルの河川が多いと。それは短いからというのもありますし。

もう1点言っておりますのは、国が言っているのは、整備計画同等の安全度を確保しなさいというのは、戦後最大だと言っているわけですね。戦後最大であるんだったら、408

mmという実績降雨があるわけですから。

○川原・木場地区地権者等：それは計算でしかないじゃないですか。流量とは比例しないよ。

○長崎県：じゃあ、最近の流量だけでいって、今後、未来を本当に予測しているのか。

○川原・木場地区地権者等：■■■■の■■■■と言います。

今のお話で、基本的に川棚川の場合に、山道橋より下流が1,000 m³と。これは基本方針と同じ値ですよ。基本高水流量と全く同じですよ。基本高水流量と全く同じでなければならないという根拠はあるんですか。

もう1点は、基本高水流量の出し方は妥当だったんですか。基本高水流量に基づくんなら、その基本高水流量そのものの出し方がどうだったのかということを見直さなきゃいかんのですよ。これは細目にも書かれていますよね。前提になっている数字が全部きちっと見直しをしましょうとなっているじゃないですか。今回見直しされたんですか、基本高水流量の。

○長崎県：まず、基本方針と基本高水がなぜ一緒でないといけないのかということでございますけれども、まず、基本方針というのは、その川の将来的な姿でございまして、それを決めているものでございます。計画というのは、今後20年～30年以内にやるべきものを定めることとございまして、先ほど来何度も言うておりますように、石木川合流点より下流は100年に1度の治水安全度を確保したいということで、基本方針と同等のやつでやっているということが1点。

それと、基本高水につきましては、これは平成9年に河川工事もやっております、その後18年末までに計画をつくっております。そのときに18年までの、雨量データとしては平成16年までですけど、それまでのデータに基づきまして基本高水を算定いたしておりますので、ですから、先ほど資料で出ておりましたけども、平成18年以降、そういった大きな雨量資料等を変えるほどの大きな雨がきていないということで、方針、計画をそのまま踏襲いたしております。

○川原・木場地区地権者等：わかりました。そうすると、その場合の基本高水流量というのは、どうやって算定したんですか。例えば、今までの実績流量の中で、流量確率法によって求められたんですか。一致してるんですか。どのような手法で基本高水流量を出したんですか。貯留関数法か何かによるんじゃないですか。

○長崎県：基本的には貯留関数法によっております。

○川原・木場地区地権者等：まず、工実の数字をそのまま、工事実施基本計画の基本高水流量をそ

のまま使って基本方針の数字にしたと。石木川合流点より下流は、その数字をそのまま整備計画にしてしまったということで、工事実施基本計画の古いやつをそのまま使ってるわけですね。

○長崎県：ただ、雨量資料はみんな見直しております。平成16年までで再検証いたしましてやり直しております。

○川原・木場地区地権者等：雨量、それはいい。工実を定めたのはいつですか。

○長崎県：実施基本計画ですか。

○川原・木場地区地権者等：工事実施基本計画。

○長崎県：工実は平成9年です。

○川原・木場地区地権者等：平成9年？ 工実だよ。

○長崎県：はい。

○川原・木場地区地権者等：工実ですよ。

○長崎県：平成9年です。

○川原・木場地区地権者等：ぎりぎりのところで立てたの？

○長崎県：ぎりぎり？

○川原・木場地区地権者等：河川法を改正したのが平成9年ですよ。同じ年にやってるの？変なことやってるんですね。

○長崎県：変なことはやってないですよ。順序立ててやってるわけですから。

○川原・木場地区地権者等：駆け込みじゃないの、それは。

○長崎県：いえいえ、そんなことはございません。

○川原・木場地区地権者等：普通は、工実というのはもっと前につくってるものなんです。古いのをまた使っていることもあるんだけど、基本方針の。それは非常に問題があるんだけど、そちらの場合は、駆け込みのように平成9年にやったんだ。その数字をそのまま使っているんですね。

○長崎県：駆け込みというご指摘は当たらないと思いますけれども、検証しながらやってきた中で河川工事実施基本計画を作り上げたということです。

○川原・木場地区地権者等：ということは、石木ダムの計画は前から出ていますよね。工実なしでやっていたということですか。

○長崎県：基本的には、工実として取りまとめたものがなかっただけであって、流配等につきましては当然あったわけです。

- 川原・木場地区地権者等：何があったんですか。
- 長崎県：流量配分計画です。
- 川原・木場地区地権者等：それは計画ですか。正式の計画ですか。
- 長崎県：河川の全体計画という認可がございます、別に。
- 川原・木場地区地権者等：河川法に基づく計画ですか。
- 長崎県：河川法79条に基づきます全体計画認可というのがございます。
- 川原・木場地区地権者等：全体計画で、それはダム全体の計画ですか。
- 長崎県：ダムの計画です。
- 川原・木場地区地権者等：そうじゃない。私が言っているのは、河川そのものの治水計画があったかと聞いてるんです。
- 長崎県：あります。平成9年に取りまとめて認可を取ったというだけでございまして、それ以前からあったということでございます。
- 川原・木場地区地権者等：何があったんですか。
- 長崎県：ですから、流量配分計画、治水計画。
- 川原・木場地区地権者等：それはだから、ダムの計画、全体と言ったらダムの計画ですよ。
- 長崎県：ダムの計画と河川改修の計画とあわせてやっていますから。
- 川原・木場地区地権者等：いやいや、そうじゃないでしょう。
- 川原・木場地区地権者等：石木ダムをつくらんがためにやっていますよね。
- 長崎県：いえいえ、そういうことじゃございません。川の治水安全度を確保するという前提と、河川で幾らまで受け持てるかということ。洪水調節として幾ら要るのかと。
- 川原・木場地区地権者等：全体というのはダムの計画です。それは国交省で、当時の建設省の認可をもらうというやつですよ。ダム計画しかなかったんだ。必要だと言いつける必要なかったということなんだ。
- 長崎県：なかったということじゃございません。
- 川原・木場地区地権者等：なかったじゃないですか、だって。平成9年、なかったじゃないですか。
- 長崎県：ですから、平成9年に認可を取っております。
- 川原・木場地区地権者等：だからないということですね。
- 長崎県：それまでは、ですから認可書はございません。
- 川原・木場地区地権者等：なかったことじゃないんですか。じゃあ、ダム計画は先走って行って

たんだ。そういうことですね。

○長崎県：そういうことじゃなくて、ダム計画が先走りじゃなくて、当然ダムがあったら治水対策があるわけですから、ですから、昭和31年の災害に基づいて33年から河川改修が進んでいるわけですよ。その中で、河川とダムとあわせた計画の調整は当然のことながらやっております。

○川原・木場地区地権者等：それではですね、川棚川の実績流量はいつから測り始めていますか。測定始めていますか。何年ごろから。

○長崎県：昭和61年からです。

○川原・木場地区地権者等：昭和61年でしょう。

○長崎県：はい。

○川原・木場地区地権者等：それで、計画つくったのが何年？

○長崎県：一番当初ですか。

○川原・木場地区地権者等：ええ。

○長崎県：当初は、昭和50年ですね。

○川原・木場地区地権者等：流量は測らないんですか。

○長崎県：その後ですから、その後の流量で見直しているわけですよ。

○川原・木場地区地権者等：だから、おかしいんだよ。実績流量がちゃんとあって、それに基づいて基本高水流量か何かが出されているんなら、それは私たちだって、そうですか、さすがですねと言いますよ。流量がないのに、どうしてできるかといえば、貯留関数法か何か持ってきて、それでがばがばがばとやったにすぎないわけですよ。しかも、ダムをつくるという大前提があってあわててやったと、それだけじゃないですか。

○長崎県：おっしゃるとおり…

(会場拍手)

○長崎県：おっしゃるとおりという言い方は語弊があったかもしれないですけど、二級水系の河川、一級水系の河川、先ほど言いましたように利根川あたりの流量資料というのは膨大にあるわけですよ。ところが、二級河川の流量資料というのはほとんどございません。私はそれをおっしゃるとおりと言ったわけであってですね、そこを理解していただきたい。

○川原・木場地区地権者等：測る努力をしてないじゃないですか。

○長崎県：貯留関数法で推計をするということ自体を否定されるようなお話をされているわけなんですけども、そうではないということによろしいですね。

○川原・木場地区地権者等：貯留関数法というのは、係数でどうにでも変わるものなんですよ。それはだから、これくらいの流量にしようかと思えばできないこともない、そういう計算方法なんです。今のところたしか、日本で使われている流出解析法というのは貯留関数法が大半を占めています。その他タンクモデルもありますけど、日本ではあまり使われていない。海外ではむしろタンクモデルなんだけど、貯留関数法は確かに主流になっているのは事実ですけども、一番の欠点は、係数の設定の仕方によって、いかようにでも数字が変わるものなんですよ。だから、はっきり言えば、ダムが必要と思えばこれを膨らませたいと思えば、係数を触れば大きくなっちゃう、そういうものなんですよ。だから、その数字を私たちは信用しない。それをチェックするのは、実績法できちっと幾つかチェックしなきゃいけないんだけど、先ほど何うと、流量を測ったのは昭和61年かな、つい最近の話で、あまり検証されるようなデータがないんですよ。それでやっているということなんです。

○長崎県：貯留関数の検証につきましては、その後63年、平成2年、平成2年は先ほどご承知のとおり雨量計が飛んでおりましたので、洪水痕跡結果に基づいて検証をしております。ですから、3洪水についての検証結果は得られております。

○川原・木場地区地権者等：貯留関数法のもう一つの問題は、引き伸ばしというんですけどね、実際にあった洪水、一応係数を合わせることをするんですけどね、実際にあった洪水流量というのは、雨そんなに多くないじゃないですか。それをぐんと100年に1回に雨量を引き延ばすんですよ。多くなる雨量のときに貯留関数はそのまま使えるかわからない。だれもわからない。同じ係数である程度、300mmであてはまるとしましょう。しかし、400mmにしたら同じように正しい結果になるか。だれもわからないですよ。そういう計算方法なんですよ。だから、貯留関数法じゃなくて、実際にあった洪水流量、それに基づいて計画を立てるべきだということなんです。

○長崎県：ご意見はそういうふうにおっしゃっていますけれども、今、国の基準あたりにつきましては、今我々がやっているやり方でやっているのが一般的です。

○川原・木場地区地権者等：八ツ場ダムのことにはちょっと変わりますが、国でやろうとしているのは何かというと、八ツ場ダムの場合にご承知のとおり、基本高水流量に疑義が出てきているわけですよ。見直そうと言う話になっているわけですよ。日本学術会議の中でやろうとしているわけですよ。今、川棚川についても、100分の1だよと。100分の1というのは、あくまでも確率論ですよ。それのもとになったのは、基本高水流量を出したときだとい

うことになるわけですね。それならば、その基本高水流量のもとになったのはどうだったのか、その検証から始めましょうよ。その検証をしないとさ。

それからもう一つは、基本高水流量云々かんぬんによって、あるいは100分の1という考え方でいいのかと。それを第一義的に河川整備計画の河川整備の基本に据えていいのか。これはものすごい疑義があって、これは今本先生の方から提起していただきたいと思いますが、まずでも、まずそちらさんが今言っている100分の1がこうこうこうだと。100分の1というのは基本高水流量等に持ってきたものだというならば、まずその検証しましょうよ。しっかりと。貯留関数法の使い方がどうだったのか。いろんな係数がどうだったのか。そのときの流出に使ったハイレートグラフとハイドログラフがどれだけの洪水で検証されたのか。それをしっかりやりましょうよ。それをやらないと話にならない。

○長崎県：先ほど来申し上げておりますように、基本高水流量もしくは計画高水流量につきましては、平成18年に整備方針整備計画を策定し、その内容につきましては国の同意も得ております。ですから、今改めて検証する必要はないというふうに考えております。

○長崎県：それと、100分の1、30分の1、超過洪水の確率の議論でありますけれども、そもそも30分の1といった場合に、30分の1以上の雨が降らない確率、30年間ですね、0.3、3分の1なんです。厳密に言いますと。逆に言うと、3分の2は30年間で30分の1以上の雨が降るとというのが確率計算での基本なんです。ですから、30分の1といった場合には、非常に小さな出水しか想定しないということになると。同様のことは、100分の1についても言えるわけですが、少なくともこれまでの降雨データに基づいて100分の1相当の実績があるというのであれば、こういった考え方に基づいてやるのが極めて自然ですし、県内の他の河川について同様に100分の1で行っているわけですから、それをそういった水準に合わせるという意味からも全く問題ない。かつ、多摩川の例を聞いておりますけれども、ここは長崎県です。長崎県地域の中で治水安全度をどうするのかと、そういった考え方に基づいてやっております。

○川原・木場地区地権者等：何で100分の1にしなきゃならないかという理由が希薄なんです。例えば、この前、長崎県は違いますなんて言うかもしれません。大阪府が本体工事に入った榎尾ダムの中止を決定しました。どうやってやったか。これはもともとの計画は100分の1でした。しかし、そんなこと言ったって、100分の1は達成できないよと。現実的にダムをつくること自体がぎりぎりだということで、■■■■知事の判断。それから、先生たちのいろいろのご尽力もあって、そしてこれを30分の1に下げました。これは河川改修の

方で対応できますという話で、榎尾ダムの中止を決定したわけでありませう。

だから、長崎県の姿勢次第なんですよ。あなたたちがダムをつくりたい。そのために100分の1を動かさないというだけなんですよ。

○長崎県：今のご指摘ですけれども、逆に大阪府の場合には、ダムを中止したことによって、結局下流地域の治水安全度が下がっているわけですね。

○川原・木場地区地権者等：そんなことはないですよ。

○長崎県：ですから、ダムをつくることによって達成しようとする治水安全度を、どうやって達成しようかと…

○川原・木場地区地権者等：いや、逆ですよ。逆でしょう。ダムをつくることによってかかるお金を、河道整備にちゃんとかけようというんだから、それでいいじゃないですか。

○長崎県：河道整備の見通しがあるのかどうか。

○川原・木場地区地権者等：今の問題について言いますと、治水安全度というものの評価を変えたんです。大阪府の場合。つまり、これまでの治水安全度は幾らの洪水を河道に封じ込められるかということで評価してきました。ところが、大阪府の場合には壊滅的被害を避けようということに変えたんです。例えば、床上浸水をしないようにしよう。そうしますと、この川ではこの程度の、確率でいえばこの流量でよろしいということになってきたんで、評価を変えたことになった。滋賀県も同じことをやっています。ほか、兵庫県でも武庫川についてはそういう考え方で変えています。

もう時間の関係があるでしょうから、■■■■土木部長さんに言いたいんですけどね、あなたは先ほど、確かに、自分たちは誠意を持ってやってると言われました。私は、あなた方、誠意を持ってやっていると思うんです。しかし、ほかの人はあなた方が誠意を持ってやってないと見ているんですよ。そこにね、なぜそういうギャップがあるんだろう。先ほど私は、ごまかすな、隠すな、だますな、逃げるなと言いましたけど、そういうふうに普通の人たちには見えてしまうんです。それは、例えば、データを公表しない。もっと私は、自信があるんだったらどんどん公表して、本当にいい方向は何なんだろう。かつては確かに、河川管理者たちが独善的に偉かった。私たちに任せとけ。任せたとおりでいいことをやってくれました。今はそうじゃないんですよ。河川管理者以外でも、その方法に対して、かなり批判能力が増えてるんです。その批判されることを恐れる必要はないです。やはり一番いい方法を選択してほしい。そうすると、もし自信がおありなら、あらゆるデータを見せて、例えば、先ほど佐世保の資料データを相関をとったといいますけど、そのときには

空間的な分布全部一様でやっていますね。そんな雨ってないでしょう。

○長崎県：関連のとり方ですか。

○川原・木場地区地権者等：想定している雨量がね、川棚川流域に一様に降ったという、場所的、空間的な分布は考慮してない。だけど、空間的な分布のない降雨なんてあり得ないんです。しかし、今我々ができるのは、それが一番現実にとり得る方法だということによっておられるんでね。例えば、私があなたの立場でもそうせざるを得ない。それはわかります。しかし、どういう方法でやったかとか、貯留関数法にしても、今問題になっているパラメーターをどういうふうな単位で設定したかというのは、これはすぐわからんといかんはずで。すぐ公表すべきものだと思うんです。そういうふうに変えてもらいたい。そこでそういうことをすることで、みんなからの信頼も得てくるんじゃないかと思うんです。まだ利水やらんならん。

○長崎県：そうですね。

○川原・木場地区地権者等：確認だけ。

平成2年7月洪水が来ても、その後河川改修が行われたから、越水はないとおっしゃった。川棚川にないということですね。となると、石木ダムのホームページで、平成2年7月洪水の氾濫浸水区域を出すのはやめたらどうですか。

○長崎県：なぜでしょうか。

○川原・木場地区地権者等：だって、これは石木ダムが必要だということアピールするためのものでしょう。今、この洪水が来ても氾濫しないと、自分でおっしゃったじゃないですか。石木ダムと関係ないじゃないですか。

○川原・木場地区地権者等：あれは直した方がいいよ。

○長崎県：洪水の実績としてお知らせしているだけであって。

○川原・木場地区地権者等：石木ダムのホームページに出ているんだよ。

○川原・木場地区地権者等：平成2年のが来ればこうなるよというのを、それを言わんがための図面でしょう、あれは。それは訂正した方がいいよ。

○川原・木場地区地権者等：あれは基本的におかしいですよ。

○長崎県：ですから、今申し上げましたように、確かに流下能力は上がっております。ただし、ああいうふうな洪水被害は起こり得るんですよという啓発の意味で必要だと思っているんですよ。

○川原・木場地区地権者等：冗談じゃないですよ。あれを見た人は、ああいう氾濫を防ぐために石

木ダムは必要だと思っちゃいますよ。そういうことはやめましょうよ。事実をちゃんと正しく伝えましょうよ。

○長崎県：目標が100分の1なわけです。平成2年というのは30分の1、40分の1、そういったレベルであった。ですから、私ども100分の1の洪水に対して地域として、例えば、平成2年のような洪水被害というのが起こり得るんだということをお示しするために書いてるだけであって…

○川原・木場地区地権者等：それは詭弁です。

○長崎県：全くご指摘に当たらない。

○川原・木場地区地権者等：あれを見た限りは、平成2年7月洪水が来たらどうするんですか。石木ダムは必要ですという、そうとりますよ。おかしい。平成2年7月洪水は大丈夫はいいですね。大丈夫ですね。問題は100分の1の洪水だ。

100分の1という目標を設定する必要があるかということ。あくまでこれは計算流量。計算が確かかという、2つの問題があるわけですよ。これをもう一回検証しましょうよ。

○長崎県：これにつきましては、有識者会議の中でもちゃんとおっしゃられていますよね。■さんがおっしゃって、第2回的时候に、やはり水文に基づいて雨量資料に基づいてやるというのが今の流れだということは委員さんの方が言われたんです。

それともう一点、先ほどの貯留関数のパラメーターにつきましては、■さんから情報開示請求があって、お出ししていますよね。

○川原・木場地区地権者等：係数はありますよ。問題は、そういう係数でいかどうかというチェックするデータがないんじゃない、ここは。だから、机上の積み重ねなんですよ。だから困るんですよ。

○長崎県：ですけど、資料をお出ししているということで…。

○川原・木場地区地権者等：いやいや、検証というのは、流出モデルを使ったんだから、じゃあどういう、こんなパターンのときに、実績ですよ、どういう降雨パターンのときにどれだけの流量が山道に来たのかと。その流量のパターンと、それをね、4つか5つはさ、ちゃんと示してもらわなきゃ。それを4つか5つを示してもらえれば、私たちだって貯留関数法の計算なんか、検証で追試ができますよ。追試ができなかったら、学術じゃないですよ。学問じゃないですよ。追試ができなかったら。だから、きちっと学問で学術的にも信頼ができるということでやりましょうよ。もしどうしても100分の1ということを使うんならば。その100分の1というのに対して、ちゃんとお互いに追試しましょうよ。だから、今

の流量を出した、1,400 だっけ、出したときの、こうなりますという。幾つのパターンの洪水に当てはめてそれを出したのか、引き伸ばしをしたのか。そのさ、全データを出してくださいよ。私たちはちゃんと計算しますから。あるいは皆さんと一緒に計算してもいいですよ。そのくらいの労は惜しみません。皆さんのためなら。

○長崎県：何度も申し上げていますように、整備計画につきましては、平成 18 年度に策定いたしておりまして、これにつきましては国の同意もいただいているという状況でございますので、高水ばかりになってしまいますが…

○川原・木場地区地権者等：ちょっといいですか。あのですね、今、流下能力を平成 2 年以降見直したと言っておられますけど、40 年前に出された計画でも流下能力は変わらないんですよ。それはどうなっているんですか。

○長崎県：■■■■さんがおっしゃっているのは、流下能力じゃなくて計画流量。が 1,130 m³が変わってないと言われているだけであって、平成 2 年の水害のときには 1,130 までなかったわけなんですよ。というのは、下流の…

○川原・木場地区地権者等：平成 2 年というとですね、それから 20 年たつとるわけですね。40 年前出されとると。20 年間何もしてなかったということなんですか。

○長崎県：いや、ですから、平成 2 年以降、河川改修、橋梁の架け換え等をやりまして、今は大体計画流量配分図に近いところまで河川の整備はできているということでございます。

○川原・木場地区地権者等：しかし、当時の説明ではですね、できてるということを言われましたよ。95 mm の雨量に対して対応できるように今河川整備はできていますけど、ということと言われましたよ、40 年前に。

○長崎県：それは河川改修のときの計画洪水がその時点までのデータで、1 時間 95 mm だったんですね。

○川原・木場地区地権者等：いや、だから、できてますって言われたということです。40 年前に。だから、100 年に 1 度では対応できませんので、ダムをつくと。40 年前にそう言われたんですよ。でも、おたくは平成 2 年のときはまだできてなかったと、今言われたじゃないですか。

○長崎県：私の説明がまずかったのかもしれないんですけども、もともと、先ほど言われたように、95 mm で 1,130 m³ で河川改修河川改修を始めたわけですね、昭和 33 年から。それはあくまでの 30 年に 1 度相当の安全度ですから、100 年に 1 度の 1,400 m³ に対応するためには、やはり石木ダムをつくらんといかんということで始めているわけです。で、平成 2 年

...

- 川原・木場地区地権者等：いやいや、ちょっと待ってください。さっき言うとはですね、95 mmは30年に1度じゃないでしょう。30年に1度というのは、波佐見地区を言われているわけでしょう。
- 長崎県：下流から含めてですね。当時の雨量資料で95 mmというのが、大体30年に1度ぐらいの確率の。
- 川原・木場地区地権者等：95 mmはですね、おたくはどうか知らんけど、前言われたのは50年に1度の雨量を想定してるということを言われたんですよ、40年前に。そういった資料出されてますよ。それに対して、そのときにですね、それに対しては、対応できるように河川整備はされているが、100年に1度の雨量では対応できないので石木ダムをつくりたいということしか言われてないんですよ。それが今まであなたたちが言ってきたことはうそだったんですか。
- 長崎県：いやいや、まさにそのとおり私は説明してるつもりなんです。
- 川原・木場地区地権者等：河川整備は平成2年までされてなかったって言うたじゃないですか。
- 長崎県：いえいえ、ですから、あの時点では、河川改修はずっと下からやっていっていただけでも、例えば橋梁の架け換えです。川棚大橋の国道橋の架け換え、JRの架け換え、そういうのができてなかったという状況でございます。そういうのを進めていって、
- 川原・木場地区地権者等：そんなら、その当時言ったのは間違いじゃないですか。40年前に言われたことが20年間ほったらかしにされとったわけですか。
- 長崎県：ほったらかしというかですね、そこまでの目標までの流量が確保できてなかったという状況でございます。
- 川原・木場地区地権者等：要するに、平成2年の洪水があって、それであわててやりだしたということですね。それまでしなかったんだ。
- 長崎県：あわててやりだしたということじゃございません。
- 川原・木場地区地権者等：それでもいいわけだもんね、本当は。目標流量を1,130まで下げませんか。1,400を1,130。平成2年7月は800何m³だから、それで十分余裕を見て1,130まで下げれば、石木ダムは要らなくなっちゃうんですよ。それだけのことなんですよ。
- 長崎県：安全度を下げることが、果たして本当に皆さんの安心安全度を下げているのかどうか。
- 川原・木場地区地権者等：架空の話だから。

○長崎県：実際 400 mm以上の雨が降ってるわけですよ。

○川原・木場地区地権者等：雨が降ったって、雨と流量は比例しないの。流量データないんだもん。

100年に1回、あくまでも机上の計算であなたたち言ってるにすぎないんだよ。本当に洪水流量これだけ来たら怖いよ。そうじゃないんだもん、だって。洪水流量観測してないんだもん。ダムをつくることばかり熱心でさ。何で流量観測してないの。不思議だよ。ずっとダムだもんね、やってるのは、80年ぐらいかな。随分遅いんですよ。ダム計画がずっと先行してるの。データに基づいてダム計画をつくるのは当たり前の話でしょう。それをやらないで、ダム計画だけ先に作って、後でずっと遅くなってから流量観測を始めてる。そういうことをやってきてるんですよ、長崎県ね。

○長崎県：ですから、データがない場合にはそれを推計するというのは、当然二次的手段として行うべきものであって、それさえ否定したということになれば、短い観測データでその最大値だけでやればいいのかというのは、まさに次に来る降雨が少しでもこれまでよりも大きかったら、洪水、氾濫を想定すると、そういった作業になってしまうわけですね。

○川原・木場地区地権者等：違います。それはまずね、少なくともダム計画が浮上したら、その時点から、少なくとも遅くとも流量の観測まで始めるのが当たり前でしょう。確かなデータに基づいてやろうと。そういう姿勢がないんですよ。机上の話だけで先に進んで、ずっと遅く流量観測を始めてる。それが長崎県の河川行政の姿勢なんですよ。そこをまず問題にしたいですよ。

○長崎県：観測データがない場合には、まず流量ではなくて降雨から推計すると、それについてまさに有識者の検討会の場でも議論もあったわけですがけれども、貯留関数法と流出計算を否定するのであれば、まず学会の中でしっかりと議論すべきだというご意見があったわけですね。まさにそういったレベルの話で、我々実務として今後どうすべきかというのを整備計画を定めて、議論もし、国の承認をもらったものについてまた改めて検証して報告するという作業をやっているわけですね。それを20歩も30歩も下がって一からやると、そういう議論ではないわけです。流量観測で満たないのであれば、我々は降雨量からも推計すると。それは当然やって許されるべき作業だと考えています。

○川原・木場地区地権者等：いやいや、そうじゃないです。データのない部分についてデータをとるとというのは、これはもう無理だというのはわかっています。降雨から計算するのも、これは結構です。ただ、流量も量り直さないといけない。雨量も量り直さないといけない。それをしていない。そこを言っているんですよ。

○長崎県：していないというか、していなかったということですね。

○川原・木場地区地権者等：そうです。知ろうとしていなかった。

○長崎県：過去のデータを蓄積努力を怠ったことについてはそのとおりだと思います。

○川原・木場地区地権者等：そのとおりなんです。そこをね、そこをやっていないから、こういう議論になってくるんで、もしそれをやっていたら、もっと検証できるデータが非常に増えた。ただ、このことは長崎県に限らないんです。多くのところでそういうことがあるので、あなた方だけが悪いとは思いません。しかし、ダムというような事業を計画した場合に、それは当然しますよね。例えば、直轄のダムではそうしてますよ。水資源だってそうしてます。構想の段階ですぐ雨量計も量る。いろいろやっています。しかし、なかなか府県管理の河川でそれができなかったという事情ありますけども、その程度の計画だということも自覚してほしいんです。

それともう一つね、課長さんに言いたいのは、水害対策というのは、住民の生命と安全を守るのが目標なんです。だけど、あなた方はそれを外れて、洪水を安全に流すことの方に注意がいつているわけです。ですから、平成2年の雨がもし今あれば、川棚川はあふれないかもわからない。しかし、川棚町は水浸しですよ。恐らく。そのことをね、もっと考えてほしい。

先ほど見に行った川棚川の河口部も、途端に堤防のあり方が違うんですよね。管理者が違うから。こんなことでいいですか。あなた方がやっているのは、目標は自分たちの単なる職責を果たすだけじゃないの。治水は住民の命と財産を守るのが目標です。そうすると、どう考えても……。私は、言っておきますけど、ダム否定論者じゃないんです。土木の出身ですから、当然私自身は否定論者じゃありません。しかし、ダムが本当に要るのは、徹底的に河道改修して、なおかつその上で絶対に足らんという場合であって、これまでは非常に安易に、まずダムから入っていった。これは私もその当時の現職の人間だったから、それを見ていまして、私自身の反省でもあります。そういう治水を変えようじゃないか。地方自治じゃないですか。国がどう決めようと。あなた方が理想とする治水を皆さんに説明すれば、私はいけると思う。しかし、現実の姿であなた方がやってきたのは、すぐ市町村長さんをうまくこう言うたら、そらあ、普通の人言えば、部長さんは自分は責任をとらんらんかと思って、すぐ乗りますよ。しかし、それは真実じゃなかった。やはりどこかで変えないといけない。私はこの石木ダムをきっかけに、長崎県の治水のあり方そのものまで踏み込んだ検討をしていただきたいと思います。

○司 会：時間が参りましたけれども、もう少しテーマがございます…。

もう少し説明させていただきたいと思います。

○長崎県：現在とり得る最善の策で我々取り組ませていただいているということ、それから、4先生のご指摘のとおり治水安全度をどう考えるか、超過洪水をどう考えるかと、非常に難しい問題がございますが、少なくとも河川管理者として、また流域の方々のご意見も聞きながら策定した整備計画というものに基づいて取り組んでいるという状況であるというのは、再度申し述べさせていただきます。

○川原・木場地区地権者等：100分の1まで県民に対して保障するんだと。それはすばらしいと思いますよ。ある意味で。だけど、長崎県が関係している川すべて、100分の1すべてに保障できますか。それだけの財政ありますか。どうなんですか。もしそれであるならば、例えば、山道橋より上流は何で30分の1なんですか。何で100分の1にしないんですか。

○長崎県：いや、それこそ先ほど■■■■が申しあげましたけれども、山道橋より上流については資産の形成状況が下流域とも比べて異なるからということで、まず整備計画は下流域の治水安全度を上げるということを優先するという取り組みをさせていただいているということでもあります。

○川原・木場地区地権者等：県全体でそういうふうな100分の1でやっていくだけのお金というのは、どのぐらいかかるか計算されているんですか。大阪府の橋本さんは少なくともその計算をして、そういうようなことより、もっと違った治水対策を考えた方がいいと、ベターだという選択をされているわけですよ。長崎県さんはどうなんですか、そこは。

○長崎県：河川課の■■■■ですけど。長崎県全部の河川が100分の1でやろうということはないです。100分の1でやっている河川もあります。極端な例を申し上げれば、長崎水害を受けた中島川、浦上川、長崎水害実績でやっております。

○川原・木場地区地権者等：そうですか。100分の1は全部じゃないんですね。

○長崎県：長崎県の河川はすべて100分の1じゃないです。100分の1のやつもあるし、100分の1でないやつもあります。それは当然です。

○川原・木場地区地権者等：長崎、今おっしゃったのはどこですか。もう一回言うと。浦上川ですね。

○長崎県：あと、佐世保川、早岐川、相浦、小森、長崎市の鹿尾川。

○川原・木場地区地権者等：それは、戦後最大として100分の1になっている分ですね。

○長崎県：100分の1です。先ほど申しました中島川、浦上川が、これは多分100分の1を超えるん

だと思うんですよ。

○川原・木場地区地権者等：いやいや、100分の1でない、もっと低いところ。実績洪水で着工したのはどこですか。

○長崎県：実績洪水が浦上川、中島川。

○川原・木場地区地権者等：ダムがあるんですか。

○長崎県：あります。

○川原・木場地区地権者等：いや、新規のダムがあるかと聞いてるんです。

○長崎県：あります。

○川原・木場地区地権者等：あるんですか。それで？ 戦後最大、実績最大。

○長崎県：実績最大です。

○川原・木場地区地権者等：何分の1ぐらいですか。

○長崎県：200から300ぐらいになりますね。

○川原・木場地区地権者等：実績が大きいということですね。

○長崎県：日雨量が527mmございますので。

○川原・木場地区地権者等：計算の問題もあるんだろうけどね、それは。

○長崎県：実際の実績です。

○川原・木場地区地権者等：私が聞いてるのはそうじゃなくて、100分の1よりもっと低いところはないかと聞いてるんです。長崎県の河川の治水安全度で。

○川原・木場地区地権者等：整備されているところ、整備しようとしているところですよ。どの程度の整備されちゃったんですか、100分の1を達成しているんですか。

○川原・木場地区地権者等：その前に、100分の1でないところ。低いところがどれくらいあるか、教えてください。

○長崎県：ちょっと手元にはないんですけど、

○川原・木場地区地権者等：ありますよね、そういうところも。

○長崎県：100分の1より低いところもあります。先ほど申しました、中島川、浦上川は100分の1より逆に高い。

○川原・木場地区地権者等：それは私が聞いたから。

○長崎県：その辺は、流域の重要性とか、資産とか、過去の実績とか、災害の実績ですね。それ等を踏まえて決定しているというのが実態です。

○川原・木場地区地権者等：ダム計画の関係ではありませんか。ダム計画のあるところは100分の

1、またそれ以上。

○長崎県：いや、それ以下もあると思います。

○川原・木場地区地権者等：ダム計画がないところはもっと低いというか、

○長崎県：ダム計画があって低いところもあります。

○川原・木場地区地権者等：あるわけですね。ダム計画がなくて、資産がもっと低いところもたくさんあるんじゃないですか。

○長崎県：ダム計画がなくて河川だけで100分の1というところもあります。河川改修だけ。

○川原・木場地区地権者等：もっと低いところもあるわけですね。

○長崎県：だから、河川改修だけで100分の1もありますし、ダムがあってもまだ100分の1でないやつもあります。

○川原・木場地区地権者等：長崎県は100分の1の方針でいくということではないわけですか。

○長崎県：それは当然ですね。

○川原・木場地区地権者等：当然ですね。だから、それはそれぞれの状況に合わせて考えていくものであって、これはダムをつくるのが難しいとなれば、安全度を少し下げるということも十分あり得ると思うんですね。

○長崎県：そこは、先ほどから申しましたとおり、流域の社会的重要性とか、過去の災害履歴とか、想定氾濫とか、そういったものを基準にして100分の1…

○川原・木場地区地権者等：後でデータを出してほしい。資産価値とね、各河川の治水安全度はどれくらいかということ。ダム計画はどうなっているかということ。資産価値をどういう評価しているか。その数字を出していただけませんか。それによって判断をされているかどうかかわからないですよ。恣意的にあなたたちは川棚川を100分の1、下流側に資産が多いから、してる可能性は十分考えられますから、それをどうか見れるように、そういうデータをお出しいただきたいと思います。

○長崎県：資料を請求していただければ、後でお出しいたします。

○川原・木場地区地権者等：今請求してるんです。

○長崎県：手続を踏んでいただければ。

○川原・木場地区地権者等：どういう手続ですか。

○長崎県：情報開示。以前やられた、先ほど…

○川原・木場地区地権者等：情報公開でそんな出ますか。

○長崎県：そういう内容を言って、前日も■■■■さんの方から簡条書きにして出されましたよね。あ

れで、既存資料、全部あるものについてはお出しいたします。

○川原・木場地区地権者等：ああそうですか。要求しましょう。

○司 会：時間が参りましたが、先ほど申しましたようにもう少し時間を延長させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次のテーマに移らせていただきたいと思います。

時間がございませんので、5分間だけ休憩いたします。

(午後5時12分 休憩)

(午後5時20分 再開)

○司 会：時間になりましたので、始めさせていただきます。

次、利水問題についてお願ひいたします。

○川原・木場地区地権者等：私の方から利水についての検証結果、市民の手による検証結果、石木ダム建設反対同盟とダムからふるさとを守る会に代わって、私の方からまず最初に、あと■■■■氏の方から意見を述べさせていただきます。お手元の資料、この中に書いてあることですが、パワーポイントを使いますので、これをご覧いただきたいと思います。

先ほども治水で申し上げたように、今回、長崎県の検証、これは検証に値しないもの。前提条件の検討を全くやってないわけですね。利水はまさしくそうであります。利水について国交省の再評価実施要領細目にどう書いてあるかといいますと、検証をやるとして、今回石木ダムは長崎県は何をしなきゃならんかという、「例えば、上水であれば人口動態の推計など必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」ということで、長崎県は佐世保市にどれくらい必要かという数字を渡しているんですけども、その数字のチェックをやっていないんですよ。

どうということかという、最初に利水参画者への確認ということで、長崎県が佐世保市にどれくらい水が必要か聞いたわけですね。それに対して佐世保市は、日量4万m³必要と答えたわけです。

それで、その数字を何ら点検することなく、それをうのみにして4万m³の水を確保するにはどうしたらいいかということで、先ほど最初に県が説明した代替案の比較をやっているにすぎないわけです。4万m³必要か、まず検証しなきゃいけないわけですよ。それをやってないんですよ。

4万 m^3 という数字は極めて問題と、これからお話ししていきたいと思います。

佐世保市水道の計画。佐世保地区だけです。将来、2017年だったかな、11万7,000 m^3 の水源が必要だと。しかし、今、佐世保市水道が持っているのは7万7,000 m^3 である。残り4万 m^3 不足だと。だから石木ダムに求めるという話になっている。

まず、疑問点が2つあります。

1つは、11万7,000まで増えると言っている。配水量ベースに直すと11万1,400 m^3 なんですけども、本当にこんなに増えるのかということです。

もう1つは、7万7,000 m^3 しか使える水源はないんですか。ないですよと言っているんだけど、本当にそれしかないんですかということです。

2点の疑問をこれから考えていきたいと思います。

これは佐世保地区の、この黒いのは一日最大配水量の結果を示しております。去年と今年では8万2,000 m^3 台です。年間で一番大きい配水量です。かつては、この辺は10万 m^3 ぐらいありましたから、2万 m^3 ぐらい下がっているんですね。今はもう水事情は減る、そういうふうになってきているということです。

一方、先ほどお話しした佐世保市の水道予測です。2017年には11万1,410。こんなに増えると言ってるんですよ。実績は下がってきているんですよ。なぜ増えるんですか。だれが見たっておかしいじゃないですか。

一人当たりの生活用水が増えるから、佐世保市の水道は増加要因に流れております。これは増えると言っているんだけど、実績はどうかというと、最近では減ってきています。189ですよ。佐世保市の予測と実績と比べたら、300以上差があるんですよ。明らかにこんなに増えるはずがないんですね。これから減っていくということです。

なぜこんなふうになんて減ってきたかということ、幾つか要因があるんですが、節水型機器の普及というのは大きな要因だろうと思います。今、水使用機器、トイレとか食器洗浄機とか洗濯機、こういう水使用機器は節水型であることが非常にセールスポイントです。より節水型が開発されている。トイレのあるメーカーの例ですけども、かつてはここのメーカーの出したトイレは、1回水を流すと160は流れていました。一番新しいのは50です。こういう節水型が普及してきていると。

こういう節水型機器がこれからも普及していくということですから、一人当たりの生活用水の減少傾向はこれからはしばらくの間続いていくだろうということです。

一方、7割ぐらいは生活用水なんですけど、残りの3割ぐらいは業務・営業用、工場用

水があります。こっちは都市活動用水と言われているものですが、こちらも減ってきていますね。

これが佐世保市の予測だと2万4,597、実績は1万8,323です。リーマンショックで減ったとか言っていますが、その前から減少傾向なんですよ。

工場用水も同じであります。5,200 m³まで増えると言っているけども、実績は2,000 m³ですよ。2.5倍ですね。こんなめちゃくちゃな話があるかと思いますよ。

これからどうなっていくか。大事なことは人口です。人口は、首都圏を除けば、大体今減少傾向ですね。ここも例外ではありません。

佐世保市の給水人口は22万8,000ですけども、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によれば、2030年には19万。どんどん下がっていく。ということで、水需要の一番の基礎的要因は人口ですけど、これは減っていくわけですから、当然水需要もこれから減っていくということです。

水需要は下がってきているということで、実績を論じて将来値を出したかどうかということで計算してみました。

時間がないので省略いたしますけども、かなり余裕を見ております。減ってきているけども、最近の平均をとるという、減ってきているんだから下がるんですよ、一人当たりの生活用水なんか。けども、最近の平均をとると、余裕を見た予測をしました。使うべきところは県も予測値を、そういう要素についてはデータを使う。一体どれくらいになるかということ、余裕を見た予測。最近の実績を踏まえた予測というのは、9万m³弱です。一方、市の予測は11万。2万以上差があるんですね。

ということで、今の話ですけども、9万m³弱にとどまると。2010年実績は8万2,000ですから、それより下がる。いかに余裕を見た予測であるかとおわかりいただけだと思います。

ところが、市の予測では2017年には11万まで増える。増えないですよ。

どれくらい水が必要かというのは、取水量に換算しないといけないんですけども、換算しますと、余裕を見た予測では9万2,000。佐世保市の予測では11万7,000。ここまで水が必要だというのはこの数字なんですよ。2万5,000 m³も差があるということで、これだけ過大な予測をやっているから、石木ダムが必要だという話が出てきているわけです。

もう一方の問題。

これだけの水源しかありませんよと言っているのは7万7,000 m³。本当に佐世保市の水

道というのは、安定水源は7万7,000しかないのかということです。それをこれから考えていきたいと思います。

実は、知ってる方は知ってるんですけども、佐世保市の水道には安定水源ではなくて、不安定水源と言われているものがあります。

この3つであります。

相浦の慣行水利権。湧水（岡本水源）。川棚川の暫定水利権。合わせて2万8,000もある。

渇水時にどうかということですけども、これは平成19年11月から翌年の20年3月まで渇水がありましたね。これは減圧給水でありまして、断水じゃありませんからね、あったわけです。その間どうであったかということ、こちらのグラフが安定水源。こちらのグラフが不安定水源されているものですけども、結構使われているじゃないですか。渇水時も。多いときは3万 m^3 使ってますよ。ということで、結構使われている水源です。

2万~3万 m^3 は渇水時も使われているのが、不安定水源とされているものだということです。

これは内訳を見たものですけど、相浦川の慣行水源。これが一番大きいですね。

次は、川棚川。

それから、岡本水源。

結構使っているんですよ。

今の3つを整理いたしますと、水利権としては2万2,500 m^3 あるんですが、なぜこれが不安定とされているかというのは、要するに、正規の許可水利権になっていない。それだけなんです。慣行水利で受け継いだものだということなんです。実際にこうやって使われているわけです。1万5,000から2万 m^3 は使われている。暫定水利権5,000 m^3 。石木ダムがないから暫定だという扱いをされている分です。

これも山道橋の下流の流量が0.12 m^3 から落ち込んだら取ってだめだというんだけど、実際、落ち込むことはほとんどないんですよ。ほとんど安定的に取れている水源なんです。実際に、平成19年の渇水にも5,000 m^3 取っています。

岡本湧水も同様で、1,000 m^3 使っております。

ということを考えますと、不安定と言われているけども、水利権量としては2万8,500あるけども、少し控えめに見て2万1,000 m^3 はあるということです。渇水時も使える水源があるんです。

なぜ不安定とされてきたんだらうか。その理由を考えないといけないですね。そこに石木ダムが絡んでくるわけでありまして。実態は安定水源と変わらない。しかし、この河川管理者、水利権を与えているのは同じ長崎県です。石木ダムの事業者ですね。石木ダムとの関係で、本当は安定なんだけれども不安定水源とされてきているということですね。正規の許可を与えないようにしてきたということです。

2万1,000 m³以上使えるんですけども、となりますと、水利権許可行政そのものが大いに問題なんですね。石木ダムをつくらんがために、そういう許可が県に行使されてきた。本来認めるべきものを認めてこなかったということでもあります。

整理いたしますと、一日最大水量は余裕を見て予測しても9万2,000 m³。これからは減ってきます。

一方、使える水源は不安定水源とされているけれども、実態は安定と変わらないものが2万1,000 m³あります。合わせて9万8,000 m³。

6,000 m³余裕を見た予測でも余裕があるんです。2010年度は8万5,000 m³ですから、余裕量は1万3,000 m³。

今後、人口は減ってきますから、減っていきます。

将来においては余裕が生じるわけですから、当然石木ダムは、今これだけ余裕があるわけですから、今後余裕量は増えていくわけですから、石木ダムに新規水源を求める必要性は皆無だと言っていいと思います。

11万7,000 m³まで需要が増えて、一方で7万7,000 m³しか水源がないからと言っているけれども、両方とも現実と遊離したものだということです。

人口は、これから減っていくと、減る一方だということです。

需要の実績、一人当たり水量は減っているとか、そういう実績を踏まえて予測をすると、余裕を見ても9万2,000 m³となったということです。

一方で、水源、不安定とされているものでも、実際使える量があるということです。

9万8,000 m³安定水源であるんだということです。

一方で、需要の方は9万2,000 m³、大きく見てもそんなものですから、余裕は十分ある。これからは人口減少とともに水需要は減っていくんだから、これから余裕はどんどん高まっていくわけですから、石木ダムをつくる必要性はないということは確実だということでもあります。

もう一つ、ダムの目的で「流水の正常な機能の維持」、最初に県の方が説明しましたけ

ども、これは川棚川の正常を維持すると入っているんですけども、実は、山道橋の流量が下回ったら困るということで、実際にここは、本来維持流量を下回ることはほとんどないんですよ。

これはデータですけども、これを見てもほとんどないです。ということで、わざわざダムをつくって山道橋の流量を維持する必要性は全くありません。そういう点で「流水の正常な機能の維持」という目的も必要のないものだということが言えると思います。

以上、私の意見を述べて、次に■■■■さんから話をいたします。

○司 会：次の方、お願いします。

○川原・木場地区地権者等：お疲れのところ、私の方から報告させていただきます。

まず、今、ダム事業の検証を行っていますよね。何のために行っているのかというのが、基本的に忘れられていると思うんです。県の皆さんも、市の皆さんも。もとはね、これは、できるだけダムに頼らない。そういう方向転換があるんですよ。できるだけダムに頼らないにはどうしたらいいのかと。そのための検証なんですよ。ということは、逆に言うと、今の場合、利水で言うならば、佐世保市が水需要でどうしても困るからダムが欲しいんだと言っているんですけども、本当にそうなのかと。ダムに頼らない。皆さんを水の底に沈めないで済むには、一体どうしたら良いのだろうか、そういう努力がされてないんですよ。私も元都の水道局員で、同じ水道局の職員という仕事で、情けなくなりますよ。何で佐世保市の水道はそんなことをするのかと。なぜ努力をしないのか。まず最初に申し上げたいと思います。

佐世保市の水予測は、こういうことで、一人当たりの生活用水が、一人当たり一日どのぐらい使うか。これが原単位というわけですけど、これが青で記してありますけど、2210一日当たり一人が使うと。だけど実績はこれですよ。何でこんな数字に、上がってくるのかということですけども、佐世保市の生活用水予測はどうやっているかという、すごい仮定なんですね。世帯人員が減少するから、原単位は増加する。世帯人員が減少するほど一人当たりの水の使用量が増えるんだと。そういう前提でやっているんです。ずっとそうなんです。

1987年から1993年まで世帯人員が増加するほど原単位が減少すると、そのように見えていました。

世帯人員が増加するほど、水の使用量は減っていると。だから、逆に世帯人員が減少するほど、水需要はあがると。水の使用量が上がると、こういうグラフをつくったのがもと

なんですよ。最近どうなっているか。最近は、1994年から2000年ですけど、全然変わらないでしょう。こちら側が世帯人員で、こちらが一人当たりの原単位です。こんな傾向、なくなっているでしょう。これが佐世保市もわかってないし、残念ながら佐世保市だけじゃなくて、日本中がわかってないんですよ。佐世保市は、例えば、東京都もそう言ってるから、なんて言い方をするんですよ。東京もだめです。成り立ってません。

これは世帯人員はこうやってどんどん減ってます。

だけど、生活水の原単位は、ここはぐっと上がって、この間同じ動きしてますね。だけど、こっちはこれが下がってるのに、がたがたで全然同じような動きしてないでしょう。

こういうような現象が各地に見られておまして、87年から93年ぐらいまでの間は水需要の増加と核家族化がたまたま同時進行していたにすぎないんです。だから、相関があるように見えたんです。だけど、近年は原単位は並行状態になって、だけど世帯人員は減っている。全然相関関係ないんですよ。もはや関係のないものにこだわり続けているというのが、第一の過大予測の原因であります。

生活原単位はどうなったかの動向ですけど、先ほど■■■■さんの話がありましたけど、こんなふうになっています。最近5年間の幅を見ると、193が最大で188まで。これからもこんなもんだらうと、この流れから見ると。そんなに大きくいくことは、節水機器が普及していますので、下がることすらあれ、上がることはあり得ないんですよ。だから、将来値として、このまま下がっちゃうと大変なことになっちゃうんで、この程度の幅を見て平均、この程度でいくだろう。それが今回の計算です。それが191です。

生活水の動向と将来予測ですけども、今ので、一人当たりがまっすぐで大して変わらないよと、だけど、生活水ってどうやって計算するかというと、原単位に給水人口を掛けて出すんですね。佐世保市さん、そうやっているでしょう。

生活水は、原単位掛ける給水人口で出してるんでしょう。

佐世保市さん、答えてよ。

○佐世保市：そうです。

○佐世保市：紹介だけさせてください。発言しますので、先に紹介だけさせてください。

昨年の4月から水道局長に就任しております、川久保と申します。よろしくお願いいたします。

○川原・木場地区地権者等：これでいいですよ。この式は。だから、先ほどの原単位はまっすぐで、人口が減ってくるということですから、10年でこのぐらい減ってきちゃって、

このぐらい減ってきて、先ほど、1910というのを使うと4万2,000 m³内外だと。だけど、佐世保市の予測は4万9,000。こんなもんですよね。

営業用水と工業用水について見たんですけども、これまでぐっと減ってきちゃってる。本当は、こうやって引いちゃうともっともっと小さくなるんだけど、そんなのはちょっと危険なので、そういうことしないで、ここの間を見て。この間を見て、リーマンショックだからとおいいて、まっすぐやっていった値。それが1万9,830です。それに対してこれでしょう。工業用水も同じようなことでございます。

業務営業用水は減少傾向で、工場用水はこのぐらいの傾向にあるわけですね。佐世保市の予測には、どうしてこうなっちゃったかという、いろいろ期待が含まれているんですよ。水使用型の期待が含まれています。実績と大きく乖離したから過大予測になっちゃってるんですね。

今後の動向は、水浪費型に戻ることはありません。高い水道料金を払って水をどんどん使つてという、企業が成り立たないでしょう。そういうことです。

それから、余裕を見て確認したということですね。

では、一日使用水量はどうかというと、佐世保市さんに確認します。

一日使用水量というのは、生活用水と業務・営業用水と工場用水、これの合計で出していますよね。

○佐世保市：それにその他用というのがございます。

○川原・木場地区地権者等：その他がちょっと入っていますね。すいません。ほんのわずか50ぐらい。

そうすると、これ、佐世保市さんの予測。

私たちの今の予測だと、これですね。

これが中間の値です。それから、下限がこうなるということですね。

ですから、2017年度の日使用水量の予測は、先ほどの[]からの報告と同じで6万4,198 m³ということで、1万4,000 m³も過大になっていますよということでもあります。

次に、一日平均配水量を出します。使用水量というのは、実際に水道栓から出た水道メーターで計測されます。ですから、実測された水道料金の収入の対象となるので、有収水量と呼ばれていますね。

それから、配水量は、使用水量分だけ水を出すと、途中で漏水とかなんともあつたりすると、大変なことになっちゃいます。ですから、浄水場から送り出す水の量はこれより

も多いと。配水量と呼びまして、これも浄水場のメーターで計算されます。

有収率というのは、この割合です。この割合を有収率と呼んでおります。

一日平均配水量を予測として出すわけですが、使用水量を出して、それから一日平均配水量を計算するわけです。そうすると、一日平均配水量は一日平均使用水量を有収率で割って出すと。これも佐世保市さん、同じですよ。これでよろしいですね。

○佐世保市：文言として、一日平均、それが有収水量ということになるんじゃないですかね。イコールの右の一日平均使用水量が、水道用語としては有収水量。

○川原・木場地区地権者等：そうですね。先ほど私が使用水量という言葉を使ったので、それとの関連でやりました。

有収率というのは、極めて問題なんです。漏水が多いと、これに見合う分だけの量を出さなきゃいけないから、漏水プラス分を出すから配水量が大きくなっちゃうんです。だから、有収率が下がっちゃう。有収率が下がったことで、これを計算すると、漏水が多いと有収率が小さくなっちゃうから、一日配水量が大きくなる。こういう仕組みなんです。

ここで一つだけ注意しておかないといけないのは、漏水というのは、何 m^3 になるか量ることできると思いますか。できませんよね。漏水がどの程度あるかというのは。

佐世保市さん、漏水量、どうやって出していますか。

○佐世保市：結局、無収水量、無効水量等の中で把握できる水量から差し引いた形の残りが漏水量ということになります。

○川原・木場地区地権者等：その把握できる数字も、メーターでとれるというのは限られていますよね。

○佐世保市：メーターですか。

○川原・木場地区地権者等：ええ。メーターで実測されてとれると、計算できるというのはしれてますよね。だから、かなり、簡単に言うと、漏水というのは、極端に言っちゃうと、この配水量から実際に使用された流量を引いたもののほとんどは漏水なんです。

佐世保地区の有収率、これを見てもみますと、佐世保地区の有収率は、19年度で83.6、今は85.9ですけどね、当時の19年度は83.6で、日本の大規模水道事業体は215あるんです。給水人口10万人以上。215の中で201位。こんな話を聞いてね、皆さん、ダムの底に沈んでくださいと言われてたら、情けなくなるよね。こういうことです。

それから、佐世保市が目標としている87.7%。これだってね、172位ですよ。大変低いわけです。せめて90%は目指したいと。ちなみに、90%は何位ぐらいにあるか。147位で、

まだ半分以下なんです。だから、佐世保市がまず、90%を目指すと、これは決して無理な話ではありません。

福岡や東京は、これが東京、これが福岡、95%超えてるんです。だけど、佐世保地区はこのまま低いまま、ここでちょこっと上がっていますけども、84%ぐらい。こんなものなんです。だけど、これを見れば、10年ぐらいかかれば、これだけ上がることができる。佐世保市さんと東京都ではちょっと違いがあるから、佐世保市さんにおまけをします。もうちょっと角度を緩くしましょう。そうすると、90%ぐらいまでを2017年に上げるということは、そんなに難しい話じゃないのね。現在が87.7%。せめてこれをやってみましょう。そういう話です。

何でこんな状況が続いているのかということですけども、言わずもがなですね。漏水対策が遅れたんです。それは石木ダムがあるから、それしか考えられないですよ。ほかに何かあるとすれば、佐世保市さん、何かありますか。漏水対策が遅れている原因。

○佐世保市：はい、それを含めて後ほどお答させていただきます。

○川原・木場地区地権者等：そうですか。それでは、後ほど。

これは、有収率が90%あったら、平成19年度、2007年の湧水がどうだったか。こんなに貯水量が上がって、この期間は給水制限をしていたときですけど、減圧給水はなくて済んだんですね。これだけで有収率を上げるということが大事なんです。

次は、一日平均配水量の予測をします。

県に対して、こっちは7万1,331 m³と、こういうことになります。3つの違いは、佐世保市と同じ87.7を出したときが7万3,000、有収目標率を90にすると7万1,000、95%、東京都、福岡並みに頑張れば、なんと6万7,000 m³、このぐらいになります。

一日配水量は、最大配水量をどうやって出すかということ、一日平均の配水量だけでは年間を通して上がり下がりがあるから、そうすると、一番出るときに足りなくなると悪いということで、一日最大配水量に見合った水を浄水場から送り出さなきゃなりません。それは一日平均配水量の割合負荷率と言います。この負荷率を使って、一日平均配水量を出して、想定した負荷率で割り算をして、一日最大配水量を出します。そうですね。

その負荷率というのは、これまたどうやって決めるかというのは、決めが全然ないんですよ。佐世保市は80.3なんですね。最近の負荷率を見ると、だんだん上がってきて、2009年は90.1%まで上がっています。水の使い方が平均化してきているんですね。

どうのような負荷率を使うのかということですけども、なかなか決まりがないので、

例えば、最近10年の最少を見ると81.7%で、これから国交省が使っている最近10年間の最低水位の3つを平均すると83.8、大阪府は5年間の最小値85.7になります。佐世保市はこれを使っている。

一日最大配水量、いろいろ負荷量を書いてやってみました。

佐世保市はこれですね。そうすると、負荷率が81.7%のときは、私たちの予測では8万7,000、負荷率がもう少しよくなって85.7、最近5年間の最小値を使うと8万3,000 m³、こういうふうになるわけです。

いずれにしても、佐世保市の予測値11万m³よりもはるかに小さいというふうになります。

次は、原水必要量です。一日最大配水量に見合った分の原水がないとだめだよと、そういうことになりますね。だけど、浄水場から出した水の量を配水量と言います。浄水場で取り入れた水の量を原水量と言います。利用率は、どれだけ効率よく使われたかということなんです。

そうしますと、必要原水量は、今の97%ということで設定しますと、こういう値になってきます。負荷率書いたときのものです。

全部まとめますと、当方の予測で、一日使用水量はこの数字だと。それに対して有収率をこれだけいろいろ変えてみるよと。利用率だけはそのままにしてみましようということやると、悪くても一日最大で9万2,000 m³、努力することによって9万m³、もう一息の努力をすることによって8万5,000 m³ぐらいになります。なんと、95%まで上げていけば8万1,000 m³。こんなもので原水は足りるんですよ。

まとめですけども、佐世保市が有収率を87.7としているけども、あまりにも低い水準ですねと。90%まで達成しましょう。その次に、95%までやりましょう。ということになります。

これは計算のまとめですけども、先ほど言いましたように、佐世保市の予測値よりも3万1,000から3万5,000 m³も小さくなりますよということなんですね。これだけ小さくなるのにもかかわらず、そういう見直しをしない佐世保市が、ダムの底に沈んでください。私は情けなくなりますね。

佐世保市水道の実質安定水源は9万8,000 m³以上だから、十分に余裕があるわけですね。

実際に漏水率が90%に下がったならば、2007年度の減圧給水が回避できた。

佐世保市水道は、今必要性がなくなった石木ダムに水源を求めるのではなく、漏水防止対策に力をそそぐと。それで、失われている足元の水源の確保に努めるべきであるという

ことであります。

これは、石木ダム検証・検討で忘れてはならないこと。何か。まず、いろいろあるんだけど、実現性という項目が入っています。土地所有者等の協力の見通しはどうかというのがあるんですよ。それに対して、説得するよう努力しますみたいなこと書いてるけども、見通しについて、水没予定地居住者 13 世帯が本事業に反対しているわけでしょう。それも本事業まで必要性の根拠がないんですよ。事業者の説明は到底納得できるものではないと。だから反対しているわけじゃないですか。

だから、本事業の必要性も公共性もないのであるから、当然検討結果は中止されなければならないと、こういうふうになるのが筋だと思います。

○司 会：ありがとうございました。

今のご意見に対し、水道局の方からお願いします。

○佐世保市：それでは、利水関係のところ、一部河川管理者の部分もございましたが、利水者の部分をお答えさせていただきます。

まず、大きく基本的におっしゃっておられるところは、11万7,000までというのは過大じゃないかということと、7万7,000 m³そのものがもう少し余裕があるんですよと。大きくはその2つかなと思っています。まず、そこからお答えさせていただいて、あと、また有収率の話、あるいは負荷率の話、利用率の話を見せていただければと思っております。

まず、需要の予測なんですけど、これは需要予測はこれが正しいですよという公式的なものはないわけでございまして、それぞれの立場で予測するというのが一般的だと思います。私どもは平成18年の実績をもとに、19年地点で将来を予測しておるとというのが今の計画でございます。これはご存じのとおり、公共事業の再評価、これが5年ごとに行われておりまして、その際に予測したデータをもとに推計をして19年度値を出しております。

今、ご説明の中にありましたように、確かに今の時点、21年度までの実績ございしますが、乖離しておると、これは事実でございます。そのとおりだと思います。その乖離しておる原因は何なのかということを私どもも分析しているんですけど、一つは、19年に給水制限を行ったところがあるかと思っています。もう一つは、先ほど説明の中にもありましたが、やはりリーマンショックの影響が大きい。今、中央の方はやや持ち直してきたという評価もございしますが、やはり私ども佐世保市ではまだまだ景気が冷え切っておる。これは事実でございまして、その影響で業務営業用、あるいは工場用に影響しているかなと思っ

ています。そういう中で、それは19年度時点での予測なんです、今時点で将来をどうなのかということなんです、実は、今見直すかという話になるんですが、今見直すタイミングじゃないというのを私としては2点考えております。

1点が、ご存じのとおり人口の予測が将来予測の基本になります。人口予測はコーホート法という人口予測をするんですが、これは5年ごとの国勢調査をもとにやるようになっています。しかも、5年ごとに全体人口じゃなくて、5歳刻みの人口を集計しております、その方々が5年後にどうなるか。例えば、20歳代の方は5年後は赤ちゃんを産むよねと、そういう手法で積み上げていくことになっています。それが数値が出るのが、去年国調がございましたが、今年の秋に正式な数字が出ることになっていますので、今の時点でやりますと、前回と同じデータでやらなきゃいけないことになります。その間、国調がなかったわけですね。人口の推計ができないというところがございます。

もう一つは、やはり業務営業用とか、工場用とか、そういうものは基本的な話としては、過去の動向、トレンドを将来どういうふうにとっていくかと、そういう手法が一般的かなと思っています。ただ、ここ1、2年の経済不況で落ち込んでおる。そういうところをとらえて統計学上、将来を予想するというのはちょっと無理があるというところで、今見直しの作業には手がけるべきではないと思っております。

そういうところで、すみませんが、定性的な話になってしまいますが、いつまでもこういう経済状況が続くと私は思っておりません。いずれは回復してくると思っておりますし、私どもの佐世保市の市政方針としてのところもあるんですが、今ちょうど議会も始まっています、3月議会で市政方針演説ということで新年度の市政のあり方を市長が話したということもあります、やはり佐世保市の一つの行政のスタンスとして、観光都市をつくらうというところがあります。一つはハウステンボスです。再生ということで順調に進んでおります。ご存じのとおり、上海航路の運営会社も設立しているところもありますし、今後医療観光も始めようと。あるいは、東洋一のアウトレット、昨日、温泉施設もつくるということで、集客力を上げるということで話が来ております。

また観光では、これは実施しておりますが、動物園のリニューアルをやって、パールシーというリゾート地があるんですが、そことの連携で客を増やそうということ。さらには、黒島の教会、これも世界遺産登録ということを今作業をしております。そういうことで、観光客が増えるというふうに見ております。

工場用水ですが、19年度当時は想定していなかった新しい市営工業団地、20haですが、

既に新年度から調査に入って、今のところ 25 年度中に団地として完成して、そこからの企業誘致になろうかと思えます。そういうところもございます。

それから、あと、業務・営業用ということでは、東アジアへ向けた九州のサブ・ゲートウェイということで今港湾の港を深くする工事と、新しい岸壁をつくる工事に入っております。ここで国際航路開設を目指しているところでございます。そういうものがあれば当然増えてまいりますし、中心市街地の活性化ということで、長年懸案になっておりました再開発事業もいよいよスタートするということになっていきます。

それから、もう一つは、市町村合併がありました。市町村合併で北の方で、全体で 6 町、1 つが島ですのでそこは別にして 5 町あるんですが、そこには小さな簡易水道とか飲料水供給施設とかが散在しておるという状況にございます。しかも、県北地区というところはお存じのとおり、昔石炭を掘っておったところでおございまして、その坑内水あたりを水源にしておるところで、非常に硬度が高い水もございまして、専門の先生方ですから、硬度そのものに害があると。もちろんミネラル分の話ですから、害がある話じゃないんですが、まず洗濯の泡がたたないとか、一等水質の項目としておいしい水というところが、基準じゃないんですが、その下の位置づけの中で 100ppm 以下というところもございまして、そういう水源があります。さらには、普通河川から、いわゆる法定外公共物……

(発言する者あり)

○佐世保市：わかりました。そういうもろもろの計画がありますので、将来を見込みますと、当然目標値の数値以上になると考えております。

それから、(発言する者あり) だから、次の話をさせてください。

よろしいですか、答えて。

○川原・木場地区地権者等：水源の話。

○佐世保市：水源の話をします。

7 万 7,000 m³プラスアルファがあるんじゃないかというところの話をさせていただきます。

これはすいませんが、説明は説明として聞かせていただきましたが、私としましては、河川法と水道法、この 2 つの切り口で説明をさせていただきたいと思えます。

まず、河川法の話です。ここは少しリンクする話があるかもしれません。

河川法の 23 条、要するに、水利権。水の占用というところの許可があります。水の占用を許可するかどうかという基準の判断が、先ほども出ていました河川砂防技術基準、こ

の中にありまして、基準渇水流量を対象に、正常流量を差し引いた後の水量があれば許可を与えるということになっております。基準渇水流量というのが、10年に1回の厳しい年、その多い方から355番目。逆に流量が少ない方からいけば11番目の流量。その流量を対象に、しかも、10年で一番厳しい、そこを対象に正常流量を取ってもさらに余流があるかというところで与えるということになっておりまして、当然私も今言っている不安定取水というのは、とてもとてもそこに及ぶような話ではございませんので、これはあくまでも不安定ということになります。

それから、水道法の話をさせていただきますが、水道法の第6条に、水道事業者は認可を取らなければならないというふうに書いてございます。第7条に、認可申請するにはこういう資料を出してくださいということがあります。その7条を補足する形で、規則の第1条の2にこういうものを付けてくださいねというのがありますが、取水が確実かどうかを明らかにする書類を付けてください。そうしないと認可はできませんということになっています。取水を確実にするかどうかの書類は何かというのが、同じように規則の中に入っているんですが、河川法23条の許可、あるいは許可が確実だというような書類を付けてくださいとなっています。

今申し上げましたようなことから、不安定水源というのは許可ができるような状況ではございません。しかも、次に、23条の許可を必要としない場合どうするのかということは、確実に取水できるかどうか証明してくださいということで、ここも同じような基準渇水流量から正常流量を引くという形をとりますと、とてもそういう資料ができる状態じゃないと思っています。いわゆるそういうことから、認可水源になり得ない水源ということは、そこは7万7,000しかないというふうに考えております。

それから、漏水の話も有収率の話がございました。確かにご指摘のように、有収率、有効率が低いというのは事実でございます。1つは、先ほどありましたように、私ども昭和49年から老朽管の敷設替えに着手して、これまでに190億円かけまして、距離にして380何km、ここからざっと、高速だけで行けば広島ぐらいまでの距離を敷設替えをしておると。最近では、年間8億円かけて実施しております。しかし、エンドレスの事業でございまして、次々に老朽管が追っかけてくるというのが実態でございます。特に、先ほどご紹介がありました福岡市のように平地じゃないものですから、斜面地という特殊性からすれば、一番標高の高い、給水ブロックの中で一番高い位置に最低の水圧を合わせますと、それより低いところには余計な水圧がかかるということもあって、なかなか難しいところがあ

りますが、今後もそこは努力してまいりたいと思っております。実際、ここ1、2年の有効率は向上に向かっておるといのが実態でございます。

負荷率の話がございました。負荷率は、そもそもどういうふうにして負荷率を定めるかということなのですが、ここに水道施設設計指針という、これは先生方ご存じのとおりと思います。2000版なのですが、これは何かといいますと、水道の省令で技術基準というのが定まっております。この技術基準を補完する形で、膨大な資料、約700ページの資料がございました。この中に負荷率についての考え方も書いてありますし、その10年前のやつがこれです、この中には、基本的に水道施設の計画の立て方は全く変わっていません。10年後に何が出てきたかといったら、環境を重視してください、注視してくださいという形で、考え方は全く変わってません。

この青いやつには具体的に日本のRC、昭和63年に人口24万の地方中核都市という表現で、具体的に名前は入っていませんが、そこの例をとって計算例を示しております。そこがたしか、負荷率が70何%で、そこも同じように10年間の最低をとって、それを一律に並べてあるというのが計算例として示してございます。決して、私ども最低値を一律とるといことそのものが間違いということじゃないと思っています。一つの予測の手法だと思っています。

利用量率というお話がございました。ここについては、確かに97というとり方、考え方等あると思います。ただ、これも水道の設計指針にあるんですが、日最大に対して水源は10%余裕をとるのが標準ですよということが明記してございます。事実あります。今見ていただいても結構ですが。だから、そこまではとりませんけども、私どもとしましては、95%という数字をとっております。

これは何かといいますと、例えば97、新しい浄水場をつくれれば、当初は97ぐらいいけるかもしれませんが、やはり耐用年数が来る40年後あたりにもらんで設定する必要があるところから95%、安全を見て95%を設定しております。

私の方からは以上でございます。

○長崎県：先ほどの資料の中で、その1の方で「流水の正常な機能の維持」は不要であるというふうなご意見をいただいておりますけども、それについて1点お答えさせていただきたいと思います。

お配りになっている資料の25ページ、26ページでございますけれども、ここで下の方に川棚川山道橋の湧水流量の推移ということでグラフ化しておられますけれども、1点確

認させていただきたいのが、これはあくまでも山道堰上流の流況表ではなかろうかというふう

○川原・木場地区地権者等：下流ですよ。

○長崎県：いえ、上流ではないかと。我々数値をチェックさせていただいたんですけど。

○川原・木場地区地権者等：量れるところはそこしかないじゃないですか。

○長崎県：うちが以前、情報開示でお出しした資料…

○川原・木場地区地権者等：その資料は、別の方からいただいた資料です。

○長崎県：ああそうですか。ただ、これは、我々上流だと思っておるんですよ。というのが、

○川原・木場地区地権者等：上流というのは、取水前ということですか。

○長崎県：取水前。

○川原・木場地区地権者等：違いますよ。

○長崎県：現実的に、佐世保市の1万5,000 m³、暫定5,000 m³、プラス川棚町が上流と下流で分けていますので、2,500 m³。そうしますと、2万2,500 m³になりますと、大体流量でいいますと、毎秒0.26ぐらいになります。そうしますと、そんなに全部取れてるような状況じゃございませんので、現実的に。ですから、これは…

○川原・木場地区地権者等：0.26で何ですか。0.12が維持流量ですよ。

○長崎県：今申し上げたのは、佐世保市の1万5,000 m³、暫定の5,000 m³、

○川原・木場地区地権者等：1万5,000で何ですか。

○長崎県：法定水利権ですね。

○川原・木場地区地権者等：川棚町入れてでしょう。

○長崎県：川棚町入れなくて。1万5,000が佐世保市、5,000が暫定、2,500と5,000と分けて川棚町取水されていますので、下流地点では2,500。

○川原・木場地区地権者等：また取水量を加えているんですか。

○長崎県：いえいえ、これはですから、取水する前の値じゃないですか。

○川原・木場地区地権者等：違います。だって、量ってるのはその後ですよ。

○川原・木場地区地権者等：両方もらってます。

○長崎県：ですよ。現実的な状況から言いますと、

○川原・木場地区地権者等：これは低い方です。

○川原・木場地区地権者等：低い方です。間違いありません。

○長崎県：実際、川棚川から佐世保市1万5,000 m³、年間安定的に取れてないんですよ。現実的に。

○川原・木場地区地権者等：取れてるんですよ。

○長崎県：取れてないんですよ。このデータにつきましては、もう一度確認させていただければ、恐らく取水前の値だと思っています。

○川原・木場地区地権者等：市の方からの、局長さんからの、まず、利用率のこまかい話だけど、最後のところですね。これは水道の設計指針の最後の方を読んでほしいんですよ。それはね、上水の中で返送水、濾過水、そういうものを返送するときはその限りではないと書いてあるんですよ。それ、ちゃんと読んでください。都合のいいところ読み上げないでください。

まず、もう一回グラフを見てください。これが配水量ベースですけども、**2017**年度まで**11万1,410 m³**に増えると。実績はこういう状況ですね。今後、これを上回ることを最後おっしゃったですね。そんなことあり得ますか。これ見て、そう思いますか。

○佐世保市：これは先ほど申しましたように、**18**年までの実績をもって**29**年をにらんで予測した数値です。先ほど申しましたように、私…

○川原・木場地区地権者等：やり直しをされると、国勢調査の結果が出て。条件がそろえばやり直しをするというニュアンスのことを言われていましたね。するわけですね。その結果はこれと違う数字になり得るということを認識されてるわけですね。

○佐世保市：要は、目標年次が**29**年度になってますよね。**29**年度に世の中終わるわけじゃなくて、その先もあるわけですよ。だから、目標年次をどこにするかというところで、それは違ってくると思うんですが、先ほど申し上げますように、将来に向けてのいろんな増の要因が佐世保市にあるわけです。そこを見込んでおるということで、改めて（発言する者あり）

○司 会：静粛をお願いします。

○佐世保市：一つ確実なお話をさせていただければ、合併が起こって水道事業として一体的な経営になったというのは事実でございますし、水源が不足している。しかも、水道法の中に、認可を取る際には行政区域の水道を一本化しなさいということが規則の中にうたってございます。だから、そこを目指さないかというのはいわゆる我々の使命でございますので、そういうところは将来的には考えていきたいと思っております。

○川原・木場地区地権者等：水道が合併しても、先ほど硬度が高いというのがあったようですけども、そんなのは一部だけですよ。たいがい今の水源使えるわけですよ。だから、水道を統合してもこちらの方から供給しないという理由はないでしょう。一部だけでしょう。むしろ余ってるところがあるんですよ。だから、それは全く一方的な話なんです。合併が水

道をほかの地区も入れて、給水範囲を増やすということは、決して需要が増えることにはならないと思いますよ。

○川原・木場地区地権者等：私、佐世保市議員の[]です。

今の議論なんですけどね。あなた方が平成19年度に、平成29年度にはこれだけ水需要が高まるであろうという予測値が今問題になっているわけですね。その予測値というのは、それが前提になって、石木ダムについての日量4万m³という開発量が必要なんだという土台になっている問題なんですよね。だから、さっきあなたが29年先もあるんだ等々の話は、ちょっとすり替えにつながるからね、それはやめてもらいたい。

それで、私が申し上げたいのは、これが一貫してこちら側の方から、国が検証する際にこういうふうにして検証していきなさいよということの一つの基準になっていた細目ですね。この細目の中で、先ほど[]さんもご指摘になったけども、実現性の問題で土地所有者等の協力の見通しという点については触れられなかった。率直にあなた方に聞きたいんだけど、反対派住民の皆さん方からのああいっただ意見を聞いて、協力の見通しが本当に得られるのかということは今でも思っているのかということ。

もう一つは、例の事業期間の見通し。これも細目の中の重要な実現性の中で柱に入っている。その平成28年度というのを事業期間という、あなた方はここで設定しているわけですかね。それとの関連で申し上げたいんだけど、実は佐世保市長が平成19年度のあの予測値を出したときの再評価委員会ですね、その結果報告を当時の[]厚労大臣に対してちゃんと結果報告をやっているんですよ。再評価委員会の結論としては継続でしただと、こういう結果報告なんだけれども、重要なことはそこに当時の水道局長の添付文書と再評価委員会の意見書、これが添付されてあるわけですね。そこで何と書いてあるかといえば、再評価委員会の意見書の中では、今後進捗のないまま年を重ねるにも限度があると。どこかの時点で実現の可能性を判断して、場合によっては別の道を探る必要があると、こういう意見が一部あったということ述べた上で、これは重要な意見だから特別に付記するというのが文書の中に書き込んであるわけです。それを受けて当時の水道事業管理者は、これは非常に重要な意見ととらえて、今後の進捗状況を見ながら十分な検討を行おうと、こういう内容の公文書というのをここに出しているわけですね、あなた方自身がね。そして、それを朝長市長の名前で厚生労働省に提出しているということなんだけれども、それから先なんです、あなた方が事業認定申請をやるとか。そして、28年度までに達成せんばいかんということで、8ヵ年計画、平成21年度から突入していくということになる

んだけれども、工程表を作ったのは。だから、もうくずぐずは出来ない。最後の進捗を図ろうと。そうして2つの方針が出されて取り組んできたけれども、もう進捗状況というのはご覧のとおりで、付替道路も行き詰ってしまっている。そういった中で事態を打開しようとして、■■■■県知事自身も反対住民と話し合いを持ったけれども、これも協力が得られなかったということで、八方ふさがりになってしまってる。

だから、先ほど住民の皆さん方がいつまで苦勞させるのかと、こうおっしゃいましたけれども、実は、あなた方自身が平成20年度に時期を見て実現の可能性の判断をする。そして、別の道を探る。こういう必要性もあるということ述べているわけだから、あなた方自身が今や実現する可能性を判断する時期に来たと。しかも、それに加えて国がその実現性の可能性を検証で求めているわけだから、二重、三重に今をおいて石木ダムを撤回するという絶妙のタイミングはないと思うんだけど、ぜひそういう決断をやっていただきたい。どうやったら平成28年度までに地権者の皆さん方のご理解を得て、そしてダムを完成できるという見通しがあるのか。それが検証でも問われているわけでしょうが。あなた方は完成年次は平成28年度とするというふうに、それだけ書いていて、じゃ、28年度までに達成できる見通しはどうかということについては全然検証していない。今こそそこをしっかりとらさるべきだと思うんですよ。

○川原・木場地区地権者等：ちょっと、それは後でやりましょう。

○司 会：すみません。大幅に時間が超過しておりますので、お互いにできるだけ簡潔にお願いいたします。

○川原・木場地区地権者等：実績乖離しているけれども、これから先考えると、ここまでいくかもしれないという話をされてましたね、先ほど。だから観光開発をしたり、工業用団地を誘致したり、これからいろいろやるから、水が増えるからとおっしゃるけども、今までその前もずっとやってきたんですよ。リーマンショック2008年度以降。それで減ったにしても、これは気をつけなきゃいけないのは、リーマンショックの影響は業務営業か工場なんです。生活用水ってあまり受けない。これは大体7割占めているんですよ。水需要が。その動向がさっき見たように、ひとり当たり減ってきているということ。これは関係ないです。基本的な問題は、減ってきているということ。それから、業務営業は確かにリーマンショックの一時的なものがあつたけども、それもさっき見たように減ってきているんですよ。その前も佐世保市は市の繁栄を図るためにいろいろ努力されていると思いますよ。観光だって前からやっていたと思うんですよ。工業誘致もしてきた。その結果として、全体

減ってきている。今後努力されても、減っていく傾向は否定しようがないんですよ。にもかかわらず、あなた方はまた増えるんだと、そういう架空の予測をまたやるつもりですかね。

○佐世保市：もちろん、これまでやってきたことはあると思います。しかし、今、例えば国際航路をつくりますというのを初めてやっているわけですね、東アジアに向けての。これは初めてやっていることです。合併だって、今まであったわけじゃないんですね。

○川原・木場地区地権者等：数字を出してください。そんなこと言ったってしょうがないでしょう。

○佐世保市：だから、具体的な数値を今するタイミングじゃないというのは、先ほどコーホートの話とかでお話しさせていただいたと思います。

○川原・木場地区地権者等：局長ね、私たちは生身の佐世保の市民の皆さんが本当に水に困っちゃうと。飲み水のこまる、生活に困るといふんなら、考えますよ。もちろん。だけど、あなたが言っているのは、佐世保市の市としての発展のことを言っているだけでしょう。とらぬ狸の皮算用。絵を描いてさ、それも実現性があるかどうかわからない夢を描いて、そのために水が必要だから、石木の皆さん水の底に沈んでくださいと、そういうことをあなた言ってるんですよ。気がついてますか。

○長崎県：先ほど何名かの方が事業主体はどうやって確認したんだということを冒頭おっしゃいました。まずそれについてお答えしたいと思います。

基本的に、先ほど来出ておりますように、佐世保市の水需給計画につきましては、局長もさっきご説明しておりましたように、水道施設設計指針に基づいてやっている。これは間違いないことをございまして、それに基づいて、検討主体であります県は、その算出方法、まずは人口の伸び、コーホート変化率法を使っておりますけれども、その妥当性の検証。

それと、あと、各種それぞれの目的用水につきましても、当然指針に基づきまして、時系列傾向分析、回帰分析、要因別分析等々でちゃんとやられておりますので、我々は水需給の計画そのものは妥当であるというふうに判断しております。

○川原・木場地区地権者等：こうなったの？

○長崎県：何でしょう。

○川原・木場地区地権者等：これがいいということですか。

○川原・木場地区地権者等：こうなったの？そちらで確認した…

○長崎県：ですから、先ほど言ったのは、18年度のデータに基づいて19年度に再評価した資料に

基づきまして、我々は検証を行っております。

○川原・木場地区地権者等：何でそういうことするんですか。最新のデータやらないんですか。

○長崎県：最近でそれぞれ、ですから、1年落ちたから、いろんな要因が、生活様式等、あと…

○川原・木場地区地権者等：1年だけじゃないでしょう。もっと先の話…

○長崎県：リーマンショックと、あと渇水の影響によって落ちたやつに基づいて、それを見直すということが妥当かどうか。一時的に落ちたデータに基づいて検証することが妥当ではないというふうに考えております。

○川原・木場地区地権者等：それで？

○長崎県：ですから、18年、19年に再評価を行った資料に基づいてやることは、我々は検証主体としては妥当だというふうに判断いたしております。

○川原・木場地区地権者等：そういうことは何も書いてないですよ。妥当だという表現はどこかにありますか。検証したということ、どこかに書いてありますか。

○長崎県：前回説明の中では申し上げました。ですから、ペーパーとしてはまだ…

○川原・木場地区地権者等：ないですね。

○長崎県：はい。

○川原・木場地区地権者等：うのみにしたとしか読めないですよ。全くもうフリーパス。市の過大予測、架空予測をそのままフリーパスして、それを前提にしてそちらは検証していると。そういうことです。

○長崎県：計算のベースになるものが18年度の再評価資料に基づいて、我々はそれを…

○川原・木場地区地権者等：そんなこと聞いてませんよ。

○長崎県：いえいえ、ですから、それに基づいて我々は妥当性を判断したということです。

○川原・木場地区地権者等：なぜ18年度の再評価資料で判断するか、リーマンショックとか、それから渇水の…

○長崎県：渇水の影響ですね。

○川原・木場地区地権者等：…見る必要ないと言っているんですか。

○長崎県：ええ。そういうふうな一時的な減少傾向、それをそのまま踏まえてやるのが正しいのかどうか。

○川原・木場地区地権者等：これを見てね、これが正しいとあなた思いますか、本当に。常識の問題ですよ、これは。

○長崎県：よろしいですか。

- 川原・木場地区地権者等：はい。
- 長崎県：これだけ落ちた根拠理由というのは明らかでないですよ。なぜ落ちたのか。
- 川原・木場地区地権者等：さっき説明したじゃないですか。
- 長崎県：いいですか。節水機器がどれだけ普及したのか、そういうことを数値的には説明は無理ですよ。
- 川原・木場地区地権者等：あなた方が検証してないだけでしょ。東京都も横浜市もしてますよ、検証を。何で佐世保市、あるいは長崎県はそれの検証をしないの。節水機器がどれくらい普及してきたか。
- 長崎県：もともと18年のときにはそれはやっております。節水機器の予測、29年までこれだけ入ってくるだろうという予測はしております。
- 川原・木場地区地権者等：それが間違ってたわけですよ。
- 長崎県：いえいえ。
- 川原・木場地区地権者等：それが間違ってただけの話じゃないですか。
- 長崎県：今回のこういう減少傾向そのものが、やはりそういう節水機器の大幅な需要増というのはないわけでごさいます、先ほど来言っておりますリーマンショックによる景気後退、それと渇水の影響による水使用の落ち込みになると考えております。
- 川原・木場地区地権者等：その前から減ってきているじゃないの。それだけじゃなくて、昨年度と今年度の減り方というのは、渇水の影響だけじゃないですよ。そういう基本的な傾向なんです。基調的な傾向。その前から減ってきているでしょう。2000年度あたりから2001年度後減ってきているじゃないですか。何でこの傾向をきちんと踏まえないんですか。これを見て正当な予測だっていうあなたたちの感覚がずれてますよ。
- 川原・木場地区地権者等：あとは、私たちだってこれの一番下のままだなんて、一言も言ってませんよ。安全を見て、これの幅が、なおかつ今のところを除いて、生活用水は別だけでも、それで予測を立ててあるんですよ。全然あなたの言ってることと違うよ。おかしいよ、それは。
- 長崎県：ですから、18年にやったデータに基づいた検証を我々は間違いないと思っております。その後の減少傾向をどこまで反映させるのか、妥当なのか。我々は一時的な減少傾向そのものを一過性のものだと考えて、特異点だと考えております。
- 長崎県：よろしいでしょうか。1点だけ。
- このグラフは、少なくとも左側のメモリは6万からのメモリです。つまり、縦軸が非常

に拡大された状況になっていますね。ゼロから含めて記したものが、例えば、これは少しデータとしては違いますけれども、41 ページ、これは石木ダム検討資料という資料でお配りさせていただいております。これはスケールがゼロを基調として書かれているわけであります。

ここで1日最大給水量について、平成9年からの変化を記しているわけでありますけれども、大きなトレンドとして見れば、11万7,000 m³の目標水量に対して、まだ届かない予測値の90%ぐらいまではいつている。また、予測値の80%ぐらいまではいつているというデータになっているわけで、あのグラフをもってあたかもものすごい伸びる、またはものすごい減るといような言い方の議論をするというのは、少なくともあのグラフが6万m³から記されているということについて、感覚的なずれがあるということを私は指摘したいと思います。

○川原・木場地区地権者等：メモリは、それはそんなにこだわる話じゃありません。

とにかく減ってきていると。リーマンショックとか、渇水のあったその前から減ってきているにもかかわらず、どんどん増えると。全く乖離した予測になることは明らかですよ。この事実を認めなきやいかんですよ。こういった予測が正しいなんて、許されないですよ。

それから、さっきの水源の話。これは県の問題。河川管理者は県でしょう。なぜ相浦川の慣行水利権、許可水利権を認めないんですか。川棚川の暫定水利権。取れてるんですよ。なぜこれを認めないんですか。これは石木ダムがあるからでしょう、あなたたち。

○長崎県：お答えさせていただきます。

まず、先ほど来言っておりますように、川棚川の法定水利権1万5,000 m³は365日取れておりません。プラス暫定水利権の5,000 m³につきましても、ほとんど取れていない状況があります。

それと、相浦川も不安定水源、慣行水利権でございますけれども、これを法定化するためには、ご存じのように正常流量の確保が前提でございます。今現在、慣行水利権ということで取水をしておられますので、本来必要な正常流量が確保されていない状況であります。こういう状況の中でこれを法定化することになれば、今の不安定分の水量は全く取れないという状況になるかと思えます。

○川原・木場地区地権者等：本当に取れない。

○長崎県：と思います。

○川原・木場地区地権者等：ゼロ。

- 長崎県：ええ。ですから、湧水流量見合いで正常流量を確保した以上は、新たな水源としての取水は困難だと考えております。
- 川原・木場地区地権者等：正常流量は、数字は妥当なんですか。あなたたち決めている数字は。でっかい数字を決めて、これだけ取れないようにしているんじゃないですか。
- 長崎県：いえ、今日、相浦の正常流量のデータを持っておりませんが、政令 10 項目の中で適正に検討しております。
- 川原・木場地区地権者等：それなら、昭和 49 年、そのときに出された数量が、取水場は全然変わってないんです、場所は。そのときに 11 万 1,000 m³なんですよ。昭和 49 年にあなたたちが出した資料では。それは、取水場の場所も一つも変わってません、現在と。それがなぜそんなに小さくなったんですか。その当時は取ってたはずですよ。それが不特定用水に合わせても随分減ってますよ。同じ場所から。どういう状況ですか。あなたたちが取らせてないんじゃないですか。
- 佐世保市：利水者の私の方から答えさせてもらってよろしいですか。
- 司 会：どうぞ。
- 佐世保市：49 年当時云々というところでは、私がつぶさにそれを確認できてるわけじゃないんですが、先ほど言いましたように、水道法上の認可水源という位置づけの中で、水利許可の写しを付けなければ、認可水源というふうには厚生労働省は認めてくれません。多分、49 年は高度成長期で全国どこでも水が欲しいという中で、当時はもしかしたらそういう不安定なものも認めとったのかなと、これは想像域ですが、平成に入ってから水利権の許可がないと認可水利権に位置づけられないというのが実態でございます。
- 川原・木場地区地権者等：私言っているのは、不安定にしる、安定水量にしる、そのとき 11 万 1,000 m³はあったということは間違いないですよ。それは同じ場所なんですよ。水源は。現在も 49 年当時も同じなんです。それだけ取ってたんです。それを減らしてしまったんじゃないですか、あなたたちが。
- 佐世保市：すみません。お手元の資料がわかりませんが、安定水源と不安定水源を分けて書いてありますでしょうか。
- 川原・木場地区地権者等：49 年にはそういうことは書いてありません。同じ水源で書いています。不安定水源とかなんとか言ったのは、最近になってからじゃないですか。昔は同じ書き方しかしてません。最大取水量としています。
- 川原・木場地区地権者等：水道のそちらの現場の方からお聞きすると、こういう話ですよ。

実際水が汚れて使えないときがあるんだと。だから不安定扱いしているんだと、そういう話しか聞きませんよ。

○佐世保市：現場の担当がそう言ったのは事実かもしれませんが、私ども実態として、私どもが厚生労働省に認可を取得しに行くときは、取水が確実かどうかの書類を添付せろということが条件づけられます。そうしないと認可しないと。そうなってくると、不安定水源と言われる慣行水利は、23条の許可はないんですよ。88条の届出、一方的にこちらが河川管理者に届けるんであって、既得権として。河川管理者からお墨付きをいただくわけじゃないんですよ。したがって、添付ができないんですよ。そこで認めていただけないという実態がございます。

○川原・木場地区地権者等：具合が悪いんですか、それで。

○佐世保市：先ほど言いましたように、規則の中に、法の規則の中に…

○川原・木場地区地権者等：規則の話ね、あくまで。実態としては、実際に渇水時、平成19年渇水には使えていたわけですね。使っていたわけですよ。実際に何も困っていない。困っていないけども、厚生労働省の方の関係で規則上困ると、そういう話ですね。実態としては困っていないでよろしいですか。

○佐世保市：いやいや、渇水期というとらえ方を、年単位で渇水ととらえるのか、1年間の中の、一般的に私どものところ少雨期というのは11～2月の4ヵ月で、一番厳しくなるのが冬場の1月、2月が渇水流量に近づきます。そのときに取れるか取れないか。先ほど言いましたように、基準渇水流量から正常流量を引いても、355日は一番厳しいときでも取れないかんわけですね。そういう基準に合うかどうかということなんですよ。

○川原・木場地区地権者等：それはそちらが考えることじゃないね。県が考えることですね、そういうのは。そうですね。

ただども、渇水のときに取れてるという現実があるわけですよ。それで賄うことができているんですよ。それでやれるわけです。今後もやっていける。にもかかわらず、規則上まずいと。正常流量を満たしてない。その数字はどこまであてになるかわからないけれども、チェックしたいと思うんだけど。だけど、そういう数値を満たしてないと。そういう形式的な理由で、これは不安定と扱われているということなんですよ。実態は安定なんですよ。取れているんです。

○長崎県：河川維持流量と申しますのは、ご存じのとおり、河川内の動植物の保護のために必要な流量ですよ。

- 川原・木場地区地権者等：動植物と言うけどね、川というのは流量が減ったり増えたり、そういうものなんです。それを前提として、川の生き物は生きているんですよ。それを一定してね、ダムで補給しようなんて考え方が間違えてる。
- 長崎県：いや、今私が言っているのは、相浦川の話でございまして、ですから、石木川、川棚川につきましても、取水後も安定した水の量を確保するという事で、不特定容量を確保…
- 川原・木場地区地権者等：ただ、私、佐世保市の水道から聞いたんだけど、暫定水利権 5,000 m³、これまで取れなかったことないですよと聞いたですよ。
- 長崎県：それは年間安定して取れるなんて、我々は話聞いたことございませんけど。
- 川原・木場地区地権者等：そうですか。実際取れてますよ。取れてると思いますよ。湧水で取れたじゃないですか。平成19年湧水。5,000 m³近く取ってますよ。この現実をどう見るんですか。
- 川原・木場地区地権者等：取れてないじゃなくて、取ってないだけだよ。
- 川原・木場地区地権者等：実際取ってる。何でそれを取れてないと言うのかわからない、私は。
- 佐世保市：山道堰のところ、先ほど説明がありましたように、私ども、たしか、昭和49年ぐらいから自流の水利権を1万5,000 m³持っています。同じように、川棚町さんも水利権あられるんですが、その自流の水利権の上の余裕ある水量を暫定豊水水利権としていただいているんですね。しかも、暫定ということは、何が暫定かという、石木ダム完成までのそういう仮的なものですよ。そして、失効条項というのがありまして、1年間で失効するんですよ。通常は更新なんです。
- 川原・木場地区地権者等：それは佐世保市の水道管理者がいうのはわかりますよ。県からそういう許可しかもらってないんだから。
- 佐世保市：いえいえ。
- 川原・木場地区地権者等：実態は違うということです。河川管理者の責任なんだよ。水利権許可権者である県が、なぜこれをいつまでも不安定と扱っているかということなんです。そこが問題なんです。実態として取れているわけです。平成19年の湧水時に取れている水を、なぜこれを不安定としなければならないのか。そこが基本的疑問ですよ。正常流量を満たしていない。正常流量の数字よくわからないけども、これからチェックしたいと思うけども、そういうあなた形式的な話で不安定としているわけ。実態は違うんですよ。実態を踏まえて、ダムが必要か否かやりましょうよ。
- 佐世保市：先ほど言いますように、1万5,000 m³の上に5,000 m³が乗っかっているわけですね。

この1万5,000 m³そのものが取れてないんですよ。

○川原・木場地区地権者等：じゃあ、それを不安定にしなきゃいけないじゃないですか。それだったら。

○佐世保市：それは、不安定にするかどうかは河川管理者さんの…。

○川原・木場地区地権者等：そこがいいかげんなだよ。安定と言いながら、実際は不安定だった。何で安定しているんですか、あなた。許可水利権を与えているんですか。与えられないじゃないですか、それだったら。

○長崎県：ですから、既得用水の安定確保のダムの不特定容量として確保しているんですよ。実際現実的に今1万5,000 m³取れてない日もあります。

○川原・木場地区地権者等：石木ダム前提で1万5,000 m³与えたんですか。

○長崎県：石木ダム前提じゃないです。維持流量です。ですから、そのときの渇水状況、その後の降雨状況で、現時点において渇水が来れば…、

○川原・木場地区地権者等：現時点じゃない。当時なぜ与えたかを聞いてるんですよ。

○長崎県：当時の流況に基づいて1万5,000 m³が安定水利権として与えております。ところが、その後の降雨状況、特に現時点、最近何年かを見る範囲においては、1万5,000 m³は取れておりません。取れない日があります。で、そのときには当然のことながら、川棚町さんの取水を先行させますので、

○川原・木場地区地権者等：だからね、渇水年は、何年に1回の渇水で見るかで違ってくるんですよ。だから、厳しい渇水年には取れないこともあるけども、やや甘くすれば取れるということで、その辺は現実に合わせてるのが実態なんですよ。実際、川というのは流量が減っても、別にその生態系がどうということはないの、ちょっとぐらい落ちたってまた戻るから。そういうものなんですよ。正常流量を一定保たなきゃならん、これを満たしてないから許可水量にならん。解釈そのものが間違えてる。

○長崎県：ただ、暫定は年間半分取れてないと思います。

○川原・木場地区地権者等：うそうそうそ。それは全く違います。実態取れてます。どうやって見るんですか、あなたは。

○長崎県：はい？

○川原・木場地区地権者等：平成19年渇水、5,000 m³近く取ってますよ。

○長崎県：通年取れてないでしょう。

○川原・木場地区地権者等：私は渇水年の話をしているんですよ。

○長崎県：ですから、

○川原・木場地区地権者等：平成19年渇水。一番厳しい渇水でしょう。

○長崎県：そのとき、5,000 m³取れてないはずですよ。

○川原・木場地区地権者等：そのとき、取れてますよ。こっちのデータ見てくださいよ。

取れてるじゃない。

○佐世保市：ちょっと小さくて申し訳ないんですが、赤のラインが1万5,000 m³のラインです。そして、これを超えた分が暫定豊水の5,000 m³なんです。本来であれば、全部取れば青で塗りつぶされるわけですね。1万5,000 m³も全部つぶれてやっとなんですが、ここに穴が開いた状態ということは、取れてなかったということが読み取れます。

(「必要なかったんじゃないんですか。」という者あり)

○川原・木場地区地権者等：なかったからですよ。なかったからですよ。

○佐世保市：水がなかったから取れなかった…。

○川原・木場地区地権者等：それだけ取る必要がなかったから。いつも満杯取るものじゃないですよ。実際にはかなり低いものなんです。だから取らなかった。平成19年の渇水もそうなんです。それでも、実際見ると、5,000 m³近く取ってる。これはそちらのデータですよ。グラフ見てくださいよ。そのデータ、取れてるんだから。何で認めないの。安定水利権。取れてるじゃないですか。

○佐世保市：あのグラフもですよ、川棚川の暫定水利権というのが、5,000 m³でずっと横並びになれば、それは取れてるという位置づけになるんですが、

○川原・木場地区地権者等：違いますよ。渇水のときを言ってくださいよ。そのときに取れてるじゃないですか。そのとき取れてるかどうかの話ですよ。ふだん取る必要がなかったから取ってないだけの話ですよ、そんなの。

○佐世保市：うちの水運用は、できるだけ河川の自流水を優先的に取って、ダムを温存するという運用のやり方をしないとつながっていかないから、河川から取れるときは河川取水を優先して取ってるというのが実態でございます。

○川原・木場地区地権者等：だから、取れてるということじゃない。

○佐世保市：だから、取れてないじゃないですか。

○川原・木場地区地権者等：減圧給水期間を超えてたんですよ。大半はこうやって川棚、暫定取れてるじゃない、5,000 m³近く。後半厳しいかもしれない。取れてるじゃない。何を取れてない…。

- 長崎県：取れてないじゃないですか。
- 川原・木場地区地権者等：なぜ取れてない。
- 長崎県：5,000 m³。
- 川原・木場地区地権者等：少しは下回りますよ。満杯いつも取るわけじゃない。当たり前じゃない、そんなの。
- 川原・木場地区地権者等：満杯取水するときなんて減多にないですよ、そういう意味では。おたくさんのデータ見たって。
- 長崎県：いやいや、データを見てください。一番下のグラフも、一番下は2007年11月から始まって、12月、1月ときてますね。渇水が一番厳しかったのは11月、12月なんですよ。そのときの川棚川の暫定水利権、赤で矢印をしているところはどこにプロットされてますか。ゼロにプロットされてるじゃないですか。
- 川原・木場地区地権者等：そのときには取ってないだけの話ですよ。
- 長崎県：取れなかったということです。
- 川原・木場地区地権者等：違う違う違う。これは取る必要がなかったから取らなかった話なの。大半は取れてるよ。
- 佐世保市：渇水のとくに、水があるのに取らないわけがないじゃないですか。
- 川原・木場地区地権者等：あなたね、このとき需要がそんなになかったから、たくさん水源を持って、佐世保水道ね。バランスでどう取るかの話なの。要するに、取らなくていいときは取らないの。それはそっちでやりくりされてるのは、苦勞されてると思うけども。
- 佐世保市：ダム温存型で運用してるんですよ。ダムをなるだけ温存する。だから、河川水に、取れる場合は河川水を優先して取らないと、うちはつながっていかないんですよ。現実的に。だから、あるときは取ってます。
- 川原・木場地区地権者等：違う違う違う。こっちはダムが使えたから、ダムでやってただけの話ですよ。これはだから、ダムで取ったから少ない。必要がなかった取らなかった。実際に必要になったときはこうやって取れてる。渇水のとくに、ここだけじゃない、減圧給水やってるんだから。取れてるじゃないですか。それを取れてない理由だなんて、そういう詭弁はよしましょうよ。
- 佐世保市：あのグラフを見てもそうだし、私ども先ほどから言いますように、河川取水優先で取ってるんですよ。河川取水優先で。
- 川原・木場地区地権者等：河川取水優先？

- 佐世保市：ええ。自流の水利権を優先で。そして、ダムの貯水量を温存してるんですよ。
- 川原・木場地区地権者等：このとき、じゃ、あれですか。川棚川の流量はぐっと落ちてたとおっしゃるんですか。
- 佐世保市：えっ？
- 川原・木場地区地権者等：川棚流量、ぐっと落ちてました？本当に？データ見てみました？
- 佐世保市：今突然のやりとりですから、データを見て言って…
- 川原・木場地区地権者等：そういうことじゃない。想像だよ。説明をどうするかの話、考えるようなもんだね。違うんだ。実態よくわからない話をしてるんだ。
- 長崎県：実測として水が取れてない。
- 川原・木場地区地権者等：需要がない。取る必要がなかったんじゃないですか。
- 長崎県：もう少し付け加えさせていただきますと、川棚川から水が取れないときに、佐世保市は下ノ原ダムといって、そちらの方を実力より多めに取るんですよ。実際、11月から12月にかけて、もともと給水制限に入る入らないの議論は、下ノ原ダムの貯水率がぐんと下がっていったわけですね。と言うことは、先ほど来言っておりますように、川棚川の法定水利権もしくは暫定水利権も取れなかったから、下ノ原の水を使わざるを得なかった。そういうことによって、下ノ原ダムの貯水率が下がってしまった。その結果、給水制限に入らざるを得なかったという状況だというふうに聞いております。
- 佐世保市：今、取ってない11月から12月にかけての貯水量が50%台に落ちています。これは■■■■先生の地元だからご存じのとおり、50%というのは、給水制限の準備に入って、暫定豊水で川に水があれば、当然その川は取水するわけで、取れなかった結果としてあのグラフがあるというふうにご理解ください。
- 川原・木場地区地権者等：それは想像してるだけの話で、データでやってるんじゃないでしょう。川棚川で取れるか取れないか、データを見てからにしましょう、そういう話をね。想像の話ですよ、あなたの話は。実際取れてるんです。こういうね、正常流量を満たしてないからだめだとかなんか言ってね、取らせないようにして、これは不安定だとしているけど、もしダム計画なかったらどうします？なかったら、認めていくんですよ。そういうものなんです。ダム計画が一方であるから、だからこういう扱いをしているんですよ。これは困ったことになる。だから、水利権許可行政にはダム行政絡んでるのね。大体ね、ダム事業者であり、同時に河川管理者、これおかしいですよ。切り離すべきですよ。もっと客観的に許可水利とかを与えるべきなんだけど、ダムをつくりたいという、そういうのが働

いちゃうんですね。だから、本来取れる、現に取っている水も許可水利権にしないと、そういう恣意的な許可行政が今までなされているんですよ。そこを変えなきゃだめですね。

○長崎県：そういうご指摘は我々は当たらないと考えております。

○川原・木場地区地権者等：なぜ当たらない。理由はない。

○長崎県：いえいえ、それは違うと思います。

○司 会：それでは、時間も大分過ぎております。最後に…

○川原・木場地区地権者等：いやいやいや、ちょっと待って。有収率、漏水防止に対してさ、せめて努力をしなかったらね、皆さん気の毒過ぎますよ。だって、日本で最低に近いんだから、有収率が。

○佐世保市：ご指摘のところは、そのとおりだと思います。先ほど申しあげましたように、私、去年の4月に就任して、有収率の向上、有効率の向上というのを大きな目標として、今後事業展開をしていくという方針を出させていただきました。

まずは、漏水調査の方法をこれまでと変えるということで、新年度からそういう体制をとるようにしています。そしてもう一つは、予防策が必要だと。漏水があったら、それを探して修理するというんじゃなくて、漏水させないという方法が必要だということで、今後減圧対策をやっていくということで、新年度から予算化しております。そういったところで、漏水というのは一挙に解決するわけじゃございませんが、しっかりと着実に数値を上げていくように努力したいと思っています。

○川原・木場地区地権者等：90%になるのは何年後ですか。それから、95%になるのは何年後ですか。

○佐世保市：漏水対策をやるプロジェクトを今立ち上げて検討していますが、具体的に90が何年だとか、95が何年だということまでは、今、計画はございません。

○川原・木場地区地権者等：それは極めて無責任ですよ。少なくとも私が佐世保市の水道局さんに、どのようなやり方で漏水対策をやっているのかとお聞きしていますよ。そうしたら、どのブロックでどれだけの水が漏れてるのか、それすら把握できていないんですよ。面で、どの給水域でどれだけ水が漏れているのか、集約できていないんですよ。いろはじゃないですか。漏水対策をきちんとやるにはどうしたらいいかということで、全然汗を流していないんですよ。漏水防止で聞きに行く、それはもちろんやらなきゃいけないこと。それから、配管を取り替えるというのも、それは経年管取り替えなきゃいけないことは当然のこと。だけど、どこがどのようなことで漏水があれだけ多いのかということの分

析が全然されてないんですよ。まずそれをしてから、それでどういうふうになればいいのかというふうに考えていく。そうすれば、2017年には90%を到達することなんて簡単ですよ。できますよ。よそのところではいくらでもやっているんだから。何で最下位なんですか。そこを説明してください。

○佐世保市：なぜ最下位かというのは、やはり先ほど…

○川原・木場地区地権者等：最下位だというのはお認めになりますよね。

○佐世保市：ええ。なぜかといいますと、やはり斜面地という、先ほど言いますように、斜面地という特性が一つはあると思います。斜面地は、やはり小さく給水ブロックを切っていく必要がございます。今お話があつていきますように、長崎市さんはそれに取り組まれております。私どももそういう方法を今後取り入れていくということを考えております。さらに、すべてが斜面地ではございません。中心市街地は平地がございます。ここは給水のブロック化を図って、減圧対策をしていきたいというように考えております。それらの計画で、今年度着実に進めていって、できるだけ早い段階で実施に向けていきたいと思っております。

ただ一つ、一点お願いします。ご存じのとおり、先生方はプロですからご存じのとおり、水圧と漏水量は、要するに、 y と ax の関係にはございません。平方根乗に比例するという理論的な話がありますので、要するに、圧力を半分に下げても漏水量は3分の2ぐらいしか、残ってしまうという関係がございますので、圧力対策、もちろん一生懸命やっていますが、これを今、平成18年ごろ約1万 m^3 漏水がありました。今、6,000 m^3 台に落ちています。

○川原・木場地区地権者等：昨年だけでしょう。

○佐世保市：いや、徐々に落ちてきています。

○川原・木場地区地権者等：昨年だけですよ、漏水率が下がったのは。

○佐世保市：いえいえ、違います。漸減状態でずっときています。量は。

○川原・木場地区地権者等：誤差範囲じゃないか、それこそ。誤差範囲。83%が84%になったぐらいじゃないですか。それで、去年が85か、有収率が。そんなもんじゃないですか。20年たって。よそのところは、10年間で10%ぐらい有収率上げてますよ。何でできないんですか。何でやらないんですか。

○佐世保市：いやいや、だから、今まで漏水対策なり有収率向上の対策が少し、力の入れ方が違ったかなと。敷設替え…

○川原・木場地区地権者等：そうじゃないでしょう。ノウハウを持ってないんでしょう。ノウハウ

を持っていないんでしょう、漏水対策のきちんとしたノウハウを持っていないんでしょう。

○佐世保市：いやいや、だから、私が就任して、今体制を立て直していますので、有収率向上という
ことで。新たな手法を取り入れていますので、今後ともそれは努力してまいります。

○川原・木場地区地権者等：そういうふうになった後で、それでも水が足りないかどうか判断した
らいいじゃないですか。

○佐世保市：有効率は**92%**を目標値を入れて予測しているんですよ。

○川原・木場地区地権者等：だめですよ、有効率では。有効率は量れません。実測できません。有
収率でいきましょう。有収率**95%**を目指しましょう。東京都も福岡もやったことだし、**95%**
を超えてるところは**30**ぐらいあります。

○佐世保市：現実にはですね、**29**年までに今の数値を一気に**95%**まで上げきるのかどうかというの
がございます。

○川原・木場地区地権者等：だから、まずは**90%**を目指しましょうと言ってるじゃないですか。**90%**
の後で、**5**年か**10**年かけて**95**を目指せばいいじゃないですか。まずは**90**を目指しまし
ょうよ。

○佐世保市：現実的にまだ具体的な対応策を、じゃ、佐世保市内全体をどういう形で漏水対策をや
っていくかというのをこれから組み立てようとしている中で、今、目標を幾らに具体的に
するというのは、申し訳ございませんけど、ここでは…

○川原・木場地区地権者等：そういうのをね、甘ったれって言うんだよね。みんなをさ、ダムの中
に沈めてね、うちではこれまでできませんからって、ダムの中に沈んでくださいと言っ
ているのと同じなんだよ、みんなに。私は同じ水道業界の人間としてね、ほんと恥ずかしい
よ。涙が出るよ、本当に。情けないよ、あなた方。

○佐世保市：有収水量向上というのは、私どもの大きな課題というのは十分認識しております。こ
れまでと違った取り組みをしてきておるということは、議会の場でも私は発言させていた
だいております。そういうことで、今まだ**11**ヵ月足らずでございますけれども、今後と
も最大の課題としてしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○川原・木場地区地権者等：だから、とりあえずはさ、石木ダムをあきらめなさいよ。

○川原・木場地区地権者等：平成**6**年のあの渇水体験をやったときに、長崎市も福岡市も、本当に
水を大切にしていこうということで、漏水対策に力を入れて、うんと有収率を引き上げて
いった。しかし、佐世保市の場合は、ずっと横ばいできていた。この違いというのは、一
体何なのか。やっぱりね、あなた方は石木ダムが頭にあったから、漏水対策に力を入れな

かった。そういうことじゃないですか。

それから、さっきからね、水利権の問題で、私は長崎県に言いたい。この検討の場でも、ちゃんと国が示しているように、既得水利の合理化、占有のことね、ちゃんと検証しなさいと書いてある。書いてあるにもかかわらず、あなた方は利水対策としての適用の可能性の中で、県北地域及び川棚川流域や限られた水資源の中で水運用がなされているため、余分な既得水利権は存在しないというふうに書いているだけで、佐々川のことについては全然触れられていない。佐々川の水利用の状況、実態把握すらしてもいない。あそこには九州相浦発電が日量4,800水利権を持ってる。しかし、実際の使用というのは100 m³しかない。4,700 m³は遊休水利権として存在するじゃないですか。考えられる用水として、日量2万3,200 m³の水利権がある。しかし、この10年間、それこそ365日のうちの38日間しか使っていない。大きな遊休水利権がある。その実態を把握して、ここの転用や、使っていくという可能性、探究しようとする姿勢すらも感じられない。だから、安定的に佐世保市民に対して水を提供していきたいという、その気持ちない。

それよりもね、石木の人たちをダムの中に沈めて、その方が手っ取り早いという、それしかないじゃないですか。こういう水利権を活用していくということになったら、なぜやろうとしないのか。それが実現してしまったら、もう石木ダムは必要でないという世論が高まってしまって、石木ダム建設に向けて進めることができないと、それだけのことじゃないですか。

○長崎県：よろしいですか、回答させていただいて。

まず、相浦川の件でございますけども、今、ご指摘になりました九州電力につきましては、昭和42年に1万4,000 m³の水利権を取っております。その後、昭和59年に1万1,000 m³へ減量し、現在、4,800 m³という水利権に減量されております。

平成20年の実績としまして、3,850 m³の取水をやっております。もともと水利権の転用につきましては、今、水利権を持っておられる方々の判断がまず一義的に必要となってくる。その人たちが本当に遊休水利権という判断があるのか。判断があった上に、今度、河川のその地点での流況がどういう流況なのか。ですから、昔与えた水利権があつて、現在の流況と照らし合わせたときに、新たに転用できる水利権があるのかどうか。それが一番重要になってこようかと思えます。

○川原・木場地区地権者等：今の話を含めて、発電用水というのはさ、水力でしょう。

○長崎県：水力じゃない。火力です。

○川原・木場地区地権者等：すいませんでした。

先ほど局長は、合併されたところを含めて、市の水道としていかにしていかないかのだと言われましたよね。確かにそのとおりだと思うんですよ。そういうふうに見てみると、今、佐世保水道は佐々川使っていないじゃないですか。あそこは結構水が豊富なんですよ。だけど、不思議なことに、流況が調査されていないんだね。どの程度水が流れてて、どの程度水が使えるのか。その流況調査すらやってないんですよ。すごくおかしいと思わない？ 何m³水が取れそうか、そういう調査すらやってない。今度は同じ行政区域の中に入ったんだから、幾つかの町が。そこにも水をやるわけでしょう。そこにも水を一緒にするわけでしょう。そしたら、その水源考えていいわけでしょう。そういうふうに見れば、佐々川がどの程度の流況になるか、何で流況を量っていないの。県に聞きたいんだけど。

○長崎県：河川管理者としては、低水観測は行っておりません。

○川原・木場地区地権者等：それさ、うがった見方すると、それをやっちゃうと水が使えるというのがわかるからという話になっちゃうよ。

○長崎県：いえ、そういうことじゃございません。基本的にああいう河川につきましては、我々はナックスと言いまして、情報基盤整備としまして、まず高水の管理、水位管理は全部やっております。それに基づいて避難とかやっていただくように、インターネット等で情報提供をしております。

ただ、低水の実測流量につきましては、基本的には水利許可申請者が当然のことながら把握して、関係利水者の同意を得た上で、これだけの量があるからこれだけ取りたいというのは、利水者の判断の材料だと思っております。

○川原・木場地区地権者等：だけど、実測していないから出しようがないじゃない。これだけの余裕もあって…

○長崎県：ですから、逆に言いますと、新たな水利権が欲しい水需給者、そこで実測観測をやっていただいて、実際その流況実力がどうなのかということ判断して…

○川原・木場地区地権者等：それをなぜ市はやってないんですか。

○長崎県：付け加えますと、同じ佐々川の流域で佐々町がございまして、そこも水が不足しているところございまして、佐々町も自分のところで流量観測をしております。ところが、その結果、新たな水利取水は無理だというふうな判断をなさっているところございまして。

○川原・木場地区地権者等：じゃ、流況がわかるのね、それで。

- 長崎県：佐々町がやったデータはございます。
- 川原・木場地区地権者等：いつからいつまでやってるの。
- 長崎県：年度は覚えてないですけど、2カ年ぐらいやられています。
- 川原・木場地区地権者等：そんなもんなんですか。
- 長崎県：ですから、それで、後はタンクモデルで2年間分で検証しておりますので、それで10年間分の雨量に基づいてタンクモデルでやっております。
- 川原・木場地区地権者等：また計算流量の話だね。
- 川原・木場地区地権者等：だめだよ、それじゃ。
- 川原・木場地区地権者等：佐々川の水利権者に対して、今の実態に基づいてあなた方は今後引き続きこれを行行使うのかどうか、そういう相談をなさったんですか。だってね、国の方から既得水利の合理化転用ということがわざわざ言われていて、しかも、佐世保市に対しては、上級官庁である厚労省の方から今度の検証の際に、長崎県からの要請には予断を持たずに必要な協力をするように求め、同時に既得水利の合理化転用の可能性について、検討主体と積極的に連携調整するように求めよということを、このことがわざわざ来ているわけですから、だから、今度の検討の場の結論として、こんなふうにはならないと。やっぱり、ちゃんとそこについてはこういう努力をやったけれども、こうだったという検討結果が示されてしかるべきだと、その痕跡がどこにもないという点について言えば、本当に安定的に佐世保市民に水資源を提供してやってやろうという気持ちが県も市もない。石木に全部求めていくと、こういう姿勢からこういうことになっていると言わざるを得ないじゃないですか。
- 長崎県：先ほどご説明しました、佐々地区の状況をもう少し詳しくご説明させていただきます。
- 佐々町も水が欲しいんです。足りないんです。先ほど来、実測をやって取れるか取れないかの検討をやったわけですけど取れない。今、佐々町さんはどうされているかというと、上流で深井戸を掘りまして、その井戸水にはフッ素がちょっと混じっていると。そのまま使えないということで、その水を河川に落として、下流側で河川水として一緒を取っているというふうな状況でございます。ですから、佐々町も新たな水源としての確保が欲しかったんですけども、それができなかったという状況でございます。
- 川原・木場地区地権者等：いや、あなた方に求めてきたんですか。佐々川からの水利権を佐々町は。あなた方が認めないからじゃないですか。
- 長崎県：ですから、そういう要望があった中で、じゃ、本当に佐々川の実力というのはどうなん

でしょうか。これだけの農地も張り付いていて、既得水利権も張り付いた中で、どれだけの実力があるんでしょうかということと一緒に検討しております。

○川原・木場地区地権者等：あなた方はさ、灌漑用水についてのね、その実態についてね、この前から私、佐世保市の水道局を通じて、出せ出せと言うてね、何日遅れで出てきたですか。そういう検証・検討をやっているとすると、即座に佐々川におけるあの灌漑団体が、どれだけの取水実績を持っているかというデータは右から左に出るはずじゃないですか。そういう実態把握も日ごろやっていなかったということのあらわれじゃないですか。出たところ、10年間3,650日でしょう。そのうちにね、灌漑用水として使われた日にちは、わずかに38日しかないんですよ。そういう事実を知っていたんですか。把握をしていたんですか。

○長崎県：取水実績につきましては、報告は上がってきております。それで当然把握しておりますし、佐々川の灌漑協会のことをおっしゃっておられるのかなと思いますけれども、これはあくまでも季別取水になっておりまして、夏場の灌漑期だけで、冬場は水を取らないというふうな水利権になっております。

○川原・木場地区地権者等：だからね、そういう問題を含めて、実態をきちっと把握した上で可能性があるとするならば、既得水域の合理化転用の点でも、本当に力を入れていくということが本筋じゃないですか。そういう痕跡が見えないというのは、やっぱり石木ダム建設、これが先にあるからではないかということをおっしゃるを得ない。

○長崎県：何度も申し上げておりますけれども、県北地域の中で遊休的な水利権として新たな水利権が設定できるような河川はございません。

○司 会：まことに申し訳ございません。時間も2時間過ぎてしまいまして、この会場も長くは借りておられませんので、あと1つテーマがあるようですので、それを簡単に説明をいただいて、簡潔にお願いしたいと思います。

○川原・木場地区地権者等：環境カウンセラーをしております、■■■■と言います。よろしくお願ひします。

私はパワーポイントを使ってませんので、ペーパーで話させていただきます。

私は、実は、平成18年までありました、川棚川水系整備計画検討委員会で副委員長をさせていただきました。その中で、川棚川については、今、河川の流量とかという話がありましたけれども、素人ばかりですね。玄人といえは■■■■委員長だけです。■■■■委員長のことをご存じの方はわかられると思うんですけども、さっき■■■■さんがおっしゃいました

ように、私から言えば本当に御用学者の方で、県の主催者の都合のいいように結論を持っていく方で、私たちもこういった論議を続けても仕方がないということで、提言書を提出しました。4名で。そのときに、川棚川は堤防で、河道内で治水を行うべきであるということで、その他いろいろ遊水地案とかいろいろ提案しました。結局、残念ではないのは、堤防で治水を行えばダムは要らないのになと常々思っております。

今日、私は環境についてですけども、環境には配慮事業としているのは、5原則というのがありまして、ここに書いてありますけども、まず、『回避』というのがあります。『回避』というのは、こういうのを全部または一部を実行しないということです。影響を回避するということ。

それから、『最小化』とって、こういうのを実施、または堤防の規模を制限することによって、環境に与える影響を最小にするということです。

それから、次に『修正』というのがあります。影響を受けた環境そのものを修復して回復する。例えば、河川でいえば魚道の設置とか、そういうことが当たります。

『影響の軽減／除去』というのがありますけども、工事期間中どうしても生物に影響を与える場合は、避難をさせて、そしてまた工事完成後に戻すというやり方です。

そして、次に『代償』というのがあります。これが一番最後の手段になるんですけども、今言いました『回避』、『最小化』、『修正』、『影響の軽減／除去』、『代償』というのが、上から順番に行われている作業です。これを守っていくということで、環境に対して影響を与えない事業をやっていこうというのが趣旨なんですね。

『代償』というの、この中で言われていますけれども、トンボやカエルの生息地を工事区域内につくって、その生息地を守るということです。これが現行原則なんですね。

ところが、2番に書いてありますけども、県のパンフレットは「生物に係る環境（動物、植物など）への保全措置としては、生息地の一部が無くなる貴重な動物や植物は、学識者の指導、助言を受けながら、移植等を行います。」とされています。

移植という方法は、植物については、『代償』の枠にも入らない最低の方法なんですね。これが公共事業では常に行われています。

次に、最も重要なことは、アセスメント環境指針というのがあるんですが、それに書かれていることなんですけども、対象事業の影響を受ける、あるいは受けると予想される地域内で生じた生物の質的、量的変化はその地域内で調整され、補完されるべきであって、けっして他地域にその負荷のつけを回してはならない。すなわち、開発はすべて「内部解

決型」であることを条件とし、従来のように周辺にある他地域にそれを求めることは許されないということが書いてあります。これを基本にして、環境配慮事項は行われております。

環境配慮事項の中で、(2)にいきますけども、公共事業で今まで行われた環境配慮のほとんどが移植と生息地を他地域に求める方法なんです。ここに貴重な植物がありますから、どこかに移しますということなんです。移植の場合は、植物が生息地とする環境条件が十分明らかである条件にかかわらず、本当にそういうことがわからないまま移植されているのが現実です。

私はいろいろな形で、開発のときに、ほとんど行政なんですけど、話をしますけども、そういった環境配慮が行われた後、全くモニタリングが行われていないんです。ですから、環境配慮を行ってほかに移植した植物が、ちゃんとそこで生存しているかというのは行われていないんです。これはどこでもやってないんです。ですから、環境配慮事業というのは、環境配慮がちゃんと適正に行われたということを確認をもって環境配慮だと思っているんです。ところが、それが行われないうまま、ただ移植をしたという行為だけで環境配慮されている。これは非常に重要な問題です。

植物というのは、移植して1年目ぐらいは大体、どんなところでも生きていけます。よっぽど水がない限りは。ところが、環境が悪いとだんだん衰えていって、4、5年すると枯れてしまうんですね。4、5年先までモニタリングをして、そこに生育できたことがわかって初めて環境配慮が完結するわけです。これが全く行われていないです。公共事業全般に言われることです。

そして、河川整備計画時の環境配慮ということで、私がしているときにいろんな話をしたんですけども、現在の環境省とか県では希少種をまとめたレッドデータブックを作っています。それに含まれているさまざまな生物が、さまざまな理由で減少しています。

今回のような不適切な環境配慮しか行われない公共事業が、種の生存へ大きな圧力をかけているんですね。

下の方で出てきますけども、石木ダムに関する環境配慮の後で、カエル類を例にしますと、言われているように、水田・河川・山林などの生息可能な環境は県内の至る所にあります。ところが、そうであれば、ニホンアカガエルとかトノサマガエルというのは希少種にならんわけです。何で希少種になっているのかというのが大事なところなんです。トノサマガエルというのは、長崎県内にはほとんどいないカエルです。ニホンアカガエルに対

しても、産卵場所や生息地もかなり少なくなっているみたいです。

こういうことを考えて、県がレッドデータブックを発行されて10年ぐらいたちました。10年後に必ず見直しますよということで、今見直しをしているところです。ほとんどの種がカテゴリーのランクが下がっています。というのは、絶滅危惧の危険度が増大しています。そしてさらに、新しい種がどんどんくわわっています。こういうことは、ちゃんとした環境配慮事業を行わなかったことのつけがどんどん回ってきているわけです。

そして、川棚川水系整備委員会のおきに出た意見の中で、直接工事の影響を受ける生物の中で、私が質問したのがここに書いてあるとおりです。

- ・ダムサイト内のカエル類、チョウ、トンボはいなくなる。
- ・カワガラスの移動場所が狭められる。
- ・フクロウの餌場がなくなる。
- ・ヤマセミはある一定の深さのある川でないと棲めない。
- ・カマツカ・ヤマトシマドジョウ・タカハヤはいなくなる。

これに対する県の回答は、基本的な対応の考え方として、「ダム貯水池の存在により、生息環境の場が一部が消失しますが、特定の種の生息環境の場がすべて消失し、全く生息できなくなる可能性は低いと考えられます。」ということをお答えられています。

これは、基本的な対応がまず間違っ、て、開発はすべて「内部解決型」にするのが基本なんです。この意味というのは、ここに書いてある県の回答は内部解決型ではなくて、従来のように周辺にある他地域にそれを求めているわけです。ほかに行くからいいよという感じなんですね。これが常日ごろ行われています。

そして、ここにカエル類のことなんですけども、貯水池予定区域というのは県の回答なんですけど、棒線を引いているところがあります。「ニホンアカガエルの生息場である耕作地、水田、植林地が広く残存することから、本種の生息は維持されると考えられます。また、調査地域にはトノサマガエルの生息環境である水田が広く残存すること、貯水池上流の河川沿いには水田が多く存在し、本種の生息環境として残ると考えられることから本種の生息は維持されると考えられます。」とあります。

先ほども言いましたように、水田とか山林とか耕作地は、自然環境の質を問わなければどこでもあるわけです。ところが、では、なぜニホンアカガエルとトノサマガエルが希少種になっているのか。そこが考えられていないんですね。ということは、その開発地域の生態系の調査が不十分なわけです。こういう田んぼには棲む、こういう田んぼには棲ま

ない、こういう場所には棲む、こういう場所には棲まない、そういったことが十分に調査されてないわけなんです。ただ田んぼがあれば、そこにトノサマガエルとニホンアカガエルがいるとは限らないわけです。

そして、評価書の中で、概要版しか見てないんですけども、人工の産卵場所をつくるということを書いてありますが、これは本来ならば、耕作をされている期間に何もすることなくトノサマガエルとアカガエルが使ってくれる田んぼがあるわけです。ところが、それを人工的につくるとなれば、その人工的な場所をそのカエルが使うとは限らないわけです。しかも、それをずっと保全していかなければいけない。大変な努力が要るんです。なかなかこれは難しいことだと思います。

次がチョウ類なんですけども、コムラサキというのが最も絶滅の危険が高いんですね。これはヤナギを幼虫が食べるわけです。ここでは、県の方ではほかにヤナギが川のそばにたくさんあるからいいとか、メスグロヒョウモンはスマレがたくさんあるから絶滅することはないよということが書いてあります。ところが、何回も言いますように、コムラサキもメスグロヒョウモンも、みな希少種になっています。希少種になる要件というのがあるわけです。これが、どこのスマレも食べて、どこのヤナギも食べるような場所であれば、コムラサキもメスグロヒョウモンも同じように希少種にならないわけです。

なぜ希少種になるかという、そこにしかないようなもの。要するに、生物に多様性があるわけです。そういったことを全く十分に考えられないまま、この回答を書かれています。

特に、ヤナギ類というのは、川のそばに生えたり河道内に生えていますけども、河道内はすぐ水の流れを阻害するからということで伐採されていきます。

コムラサキは、ほとんど成虫がヤナギの樹液を吸います。ヤナギというのは、すべてが樹液を出すわけじゃなくて、ある一定大きな木しか樹液を出さないわけです。ですから、河道内とか川のそばに大きな木がないと生きていけないということになります。

ですから、こういったぐあいに、ヤナギがあるから大丈夫だよとか、スマレがあるから大丈夫だよというのは、要するに、結局ほかの地域に生息場所があるからいいよということと同じなんです。

それから、トンボ類なんですけども、ここに掲げてあるのがヒメアカネ、クロサナエ、オナガサナエ、オジロサナエの4種が挙げられています。ヒメアカネというのは、湿地を好むトンボです。クロサナエ、オナガサナエ、オジロサナエは溪流性のトンボです。クロ

サナエ、オナガサナエ、オジロサナエというのは、カテゴリーが高いランクになっています。

これは、県内の河川でも清流に棲むトンボですから、非常に生息場所が少ないということなんです。それについて、ここでは、同じ環境が上と下にあるからいいんじゃないということを書いてあります。

そして、それで不十分な場合は、移植をして保全をするということが書いてあります。移植をするような場所というのは、あればどこにでもいるわけです。ですから、こういったことはまず不可能だと思います。

これについては、県知事の意見としても、こういうことはできないから十分考えなさいということが、環境影響評価準備書において知事が意見を付けています。それについては、その後のことを見ていませんからわかりませんが、とにかくトンボの移植とか、生物の移植というのは非常に難しいことなんです。ですから、基本的には規模を縮小するとか、つくらないとかいった、最初の回避の部類に入ってくるわけです。環境に対する影響を抑えるということになれば。

それから、次、カワガラス。カワガラスというのは鳥なんですけども、水辺の川にすんでいまして、川にもぐって中にすんでいる水生昆虫なんかを食べています。石木川においては、平野を流れる川から上流区間までいると書いてあります。

長崎県では、県内のカワガラスの生息地は非常に少ないです。このような中、石木川のカワガラスというのは非常に重要な存在であることを意識してほしいと思います。環境配慮には、特に鳥など大きな生物に関しては、その川だけじゃなくて長崎県内全体の生息状況も十分に考慮して影響を考える必要があります。ですから、これについては、工事期間とかいろんなことでカワガラスの餌をとる部分がなくなってしまうたり、カワガラスは川の中に巣を作りますので、そういった部分がなくなったりということで、ますます生息地が狭められる。県内の生息地が狭められるということになります。

それから、フクロウですけども、フクロウについては、「フクロウの営巣地や餌場は広く残存し、生息は維持されると考えられます。」と書いてあります。フクロウというのは、木のほらに巣を作りますので、営巣木というのは限られています。営巣可能な樹木が調査が行われていないようですので、このような結論はまだ出せないと思います。

それから、ヤマセミですけども、カワセミの仲間で、最も大きい日本に棲むカワセミですけども、結構流れのある、しかも深い場所を好みます。これは恐らく、長崎県内で最も

数が少なくなっている鳥の一つです。

ヤマセミと同じようにカワガラスも少なくなっていますけども、カワガラスよりもヤマセミの方がさらに少なくなっています。これは餌場がだんだん少なくなっているということと、巣をつくる場所がほとんど河口の崖につくっているんですけど、今きれいに整備されてしまって巣をつくる場所がなくなってしまったことも大きな原因ですけども、こういった河川の改修とかいい川がなくなっていることによって少なくなっています。

それから、魚類の出ているカマツカ・ヤマトシマドジョウが出ていますけども、長崎県のレッドデータブックでヤマトシマドジョウは希少種に入ってますけども、実は、生息河川が非常に限られています。生息する河川の底質が砂質の場所で、ダム建設工事で流れ出した泥の堆積とか、完成後水の流れが定量化すると泥が堆積しやすくなって、生息地がなくなる可能性があります。

基本的に川に棲む生物というのは、河川などの攪乱の大きな場所に生息する生物です。大雨による河床等の攪乱がないと生息できなくなります。環境影響評価の概要では、これに対する対策が全く見えてこないわけです。

クロサナエ、オナガサナエ、オジロサナエも河川の一定の攪乱がなければ生きていけない生物です。

一定量のダムができて水の流れが定量化すると、こういったトンボというのは見られなくなってしまう。

急いで話しましたがけれども、現在、アセスメントは概要しか見てないんですが、それ以前の河川整備計画委員のときの県の回答も同じなんですけども、一般的に言われている「アセスメント」、こういった形で終わっていると思います。

ここで話をしたのは、希少種だけに保全策を対象にしていますけども、基本的に、先ほど出てきましたゲンジボタルとか、地域の特性を持った生物が消えてしまうというのは、非常に困ったことです。これが次から次に起こって初めて生き物がいなくなってしまうわけです。生物に対する細心の注意を払いながらやっていかないと、今みたいに植物は移植します、動物はどこかへ出ていきます、ほかにもありますからと。そういうことをずっと続けていけば、どんどん生き物は少なくなっていくわけです。ですから、そういったことではなくて、やはり真剣にダムが本当に必要なのかと考えながら、その中でこしかなないんだというちゃんとした、私も石木ダムを何でつくらなければいけないかというのはよくわかりません。ですから、環境影響評価するにあたって、ちゃんとしたことが行わ

れたのかどうか、非常に私は疑問を持っているところです。

私の意見としては以上です。

○司 会：ありがとうございました。

それでは、ただいまのご意見に対して県側の見解をお願いします。

○長崎県：河川課の[]です。

今、[]さんの方からさまざまなご意見をいただいておりますけども、まず、条例に基づきます環境影響評価というのを平成19年から平成20年までやっております。20年2月29日から3月29日まで、最終的な評価書の公告縦覧を行っております。

この条例に基づきます環境影響評価につきましては、第三者機関であります環境影響評価審査会、それぞれの専門の方が入られております第三者機関で審議をいただいております。

それと、今、[]さんからご意見がございました、「内部解決型」につきましては、改変区域+500mの範囲で予測評価を行っております、「内部解決型」であるというふうに考えております。

それと、どうしても生息環境の関係から移植しなければならないという場合につきましては、現時点では3年間を基本としてモニタリングを実施するように考えております。基本的には現在も環境影響評価書の作成後もそれぞれの専門家の方々にお話をお聞きしながら、移植等について検討をいたしております、本日、[]さんからいただきました資料も我々、それぞれの両生類、鳥類、魚類等のそれぞれの専門家の方にも見ていただきまして、今後対応を図ってまいりたいと考えております。

○川原・木場地区地権者等：「内部解決型」というのは、基本的にはその中で解決することなんですけども、移植というのは今まで経験が全くないんです。今まで全く記録がありません。どういうところにどういうものを移植したから成功したという例はないんです。それがないと、それがないから、ちゃんと保全できるという可能性がまずないんですよ。だから、基本的にはそういうことをやるべきでない。もし影響があるとすれば、その部分を取り除く。要するに、影響を回避する。まず最初のことです。そういうことをしなければいけないと思います。

トンボとかカエルにしても、ここに書いてあるのは、上とか下に生息地があるから、中の部分はなくなっても致し方ないと書いてあります。

何べんも言うようなんですけども、本当に生態系にこういうところに棲むんだという場所が

はっきりわかって、そういう場所があるかどうかです。ここには全くそういうことは書いてないんです。そういうことが書いてないですから、じゃ、それで「はい」と言うわけにはなかなかいかないと思います。ですから、本来はそこの中で回避をするというのが基本的なものですから、その辺を十分考えていかないと、これからもこういった問題幾つも起きてくると思います。

そういうことを怠ることによって、長崎県内の生物というのはどんどん減っていったわけですから、絶滅危惧種が増えることになります。

何べんも言いますように、他の地域にいるからいいやとか、ほかのところに行くからいいやというのがほとんどなんです。そういうことをやっている限りは、どんどん生物は少なくなっていく。ですから、総合的にアセスメントというのは、私は生物の部分だけなんですけど、今皆さんがおっしゃったこと、水利権を含めて河川の治水まで含めた中で、本当に石木ダムしか、あの場所しかなかったのかというのを本当に知りたいところなんです。それがないと環境配慮もできない。石木のここしかないんだということがあって初めて、最終的に環境配慮型に持っていくわけですね。それが今、十分行われていないということが、非常に残念で仕方がないですね。

○長崎県：環境調査につきましては、先ほども言いましたように、平成5年ですかね、もっと前からずっとやっておりますし、その後のデータにもとづきまして、専門の方々にも見ていただきまして、おっしゃるような最後の手段として移植となった場合に、今現在でも、一昨年も、植物の例としまして、移植先についてまず調査してみまして、それについて専門家の方にも見ていただきまして、その後移植を今モニタリングをやっているような状況でございますので、それぞれの専門家の方と協議しながら、今後できるだけ影響が少ないような方策をやりたいと考えております。

○川原・木場地区地権者等：それは何年ぐらいまでやっているわけですか。

○長崎県：調査は平成5年から。

○川原・木場地区地権者等：調査はいいんですよ。調査はどこでもされていることなんです。調査の後にいかにそれを保全していくかという、例えば移植のテストをする。その状況なんか聞いたことがないです。

○長崎県：21年に専門家の方に相談しながら、実験的にやっております。

○川原・木場地区地権者等：その状況はどうなんですか。

○長崎県：石木ダム事務所の■■■■と云います。

移植を21年度の行っておりまして、一部ですけれども、環境アセスの中で植物は9種が対象種になっているというんですけれども、その中の一部を移植を行っております。

移植状況としては、モニタリングをやっておりまして、また地元の方も精通された方もおられますので、そういった方の意見を聞きながら状況を見ております。

○川原・木場地区地権者等：現況はどうなんですか。

それと、あと、繁殖状況ですね。

それから、繁殖するところまでいかないといけないんです、基本的にはですね。植えてここでしまいじゃ、おしまいですから。繁殖できるという確認までしないとダメなので、そういうところまでやっているかどうかは問題です。

○長崎県：まず、21年度に移植を始めたばかりなものですから、例えば、適地とか、そういうのでモニタリングをやっておりまして、基本的には今のところ、生育については良好だというふうに考えております。

○川原・木場地区地権者等：まだ1年というところですね。それでは全く結果は出ないということですね。私は、最低5年見てほしいんです。5年見て、それができるようであればいいと思いますけれども、それができないのであれば、それまでダムはつくらないということなんです。5年間は私はダムは待つてほしいと思います。それが確実にわかって初めて着工するという形になります。それが基本です。そうじゃないと、例えば、トンボを移植するとありましたね。トンボの移植も、今実験的にやらなければいけないんです。この時間に、やって、実際にここで移植して大丈夫だったよと。カエルについても、こことここで、例えば、工事現場内で生育地を新たにつくるのであれば、生育地を何年か前からつけて、ちゃんとそこで産卵をして繁殖をしてくれるのか確認をしなければいけないと思います。そういうことをやっていないということになれば、それは環境配慮事業としてはダメだと思いますね。

○司 会：ありがとうございました。

今日は貴重なご意見をたくさんいただきましたけれども、時間がかなりオーバーいたしました、申し訳ございません。これをもちまして、意見交換を終わりたいと思いますが、はい、どうぞ。

○川原・木場地区地権者等：お願いなんですけど、今日の検討会においても意見がいろいろありました。これについて、こちらの方から意見書を提出したいと思いますので、それを今度の私たちがやりました資料と同様、事業評価監視委員会と国の方に提出をしていただきたい

と思いますけど、よろしいでしょうか。

○司 会：いかがでしょうか。

○長崎県：提出していただければと思います。

○川原・木場地区地権者等：一緒に出していただけますね。

それでは、最後になりますけど、私は反対同盟の一員として一言最後に言っておきたい
と思います。

私たちは石木ダム不必要性等を訴え、今まで石木ダム建設に絶対反対を訴えてきました。
この機会に長崎県は、石木ダムの再々検証を行い、私たちの気持ちも考え、石木ダム建設
計画の白紙撤回をするようお願いします。

また、私たちの気持ちと踏みにじり、私たちの同意がないままダム建設を強行しようと
すれば、私たちは石木ダム建設計画を白紙撤回させるまで闘い抜くことをここに公約しま
す。これは石木ダム建設絶対反対同盟全員の一致した考えです。よろしくお願いします。

○司 会：それでは、意見交換会を終わらせていただきます。

長い間、どうもありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

(午後7時48分 閉会)